

市有財産使用貸借契約書

飯塚市（以下「甲」という。）と株式会社療育振興プロジェクト（以下「乙」という。）とは、市有財産の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（使用貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に無償で貸し付け、乙は、これを無償で借り受ける。

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 所在及び地番 | 福岡県飯塚市口原 1061 番 6 |
| (2) 地 目 | 宅地 |
| (3) 地 積 | 834.11 m ² |

（用途の指定）

第2条 乙は、土地を療育関連通所施設の用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第3条 土地の貸付期間（以下「貸付期間」という。）は、平成22年10月1日から平成30年3月31日までとする。

（土地の貸付け）

第4条 甲は、平成22年10月1日に土地を現状のまま乙に貸し付けるものとする。

（貸付の条件）

第5条 乙は、貸付期間終了後、土地を時価で購入しなければならない。

（土地の管理及び責任）

第6条 乙は、土地を、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付期間中その使用によって第三者に損害を及ぼす事象が発生した場合は、乙の責任においてその一切を解決しなければならない。

（転貸等の禁止）

第7条 乙は、甲の承認を受けずに土地を第三者に転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

（土地の現状変更）

第8条 乙は、土地の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

（費用の負担）

第9条 土地の維持管理のために必要な費用は、全て乙の負担とする。

（実地調査等）

第10条 甲は、この契約に定める乙の義務の履行状況について甲の職員をして実地に調査させ、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（契約の解除）

第11条 甲及び乙は、それぞれこの契約における相手方が、平成22年9月1日に締結した療育関連通所施設併設に関する覚書及びこの契約の各項目に違反したときは、その違反した相手方に対し書面によりその改善を求め、その通知の日から起算して7日以内に改善のない場合はこの契約を解除することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定による契約解除を受けた場合、それによって損害が生じても、相手方に対しその補償を請求することができないものとする。

平成29年12月19日
福祉文教委員会資料

（土地の返還）

第12条 乙は、前条第1項の規定により契約を解除されたときは、土地を甲の指定する期日までに原状に回復して返還しなければならない。ただし、土地が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、若しくは損傷しているとき、又は甲が土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還させることができる。

（有益費等の請求権の放棄）

第13条 乙は、貸付期間が満了したとき、土地に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができないものとする。

（損害賠償）

第14条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

（協議）

第15条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年10月1日

甲 飯塚市新立岩 5 番 5 号
飯塚市
代表者 飯塚市長 齊藤 守史



乙 飯塚市柏の森 748 番地 3
株式会社 療育振興プロジェクト
代表取締役 池 賢二郎



飯塚市立頼田病院の運営の委譲に関する仮協定書

飯塚市（以下「甲」という。）と医療法人博愛会（以下「乙」という。）とは、飯塚市立頼田病院（以下「病院」という。）の運営の委譲について、次のとおり仮協定を締結する。

（目的）

第 1 条 甲及び乙は、この協定に基づき病院の運営の委譲を適正に行うことにより、地域医療の維持・向上を図ることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第 2 条 甲及び乙は、信義を重んじ、この協定を誠実に履行しなければならない。

（委譲日）

第 3 条 甲は、病院の運営を平成 20 年 4 月 1 日に乙に委譲する。

（土地、建物等の物件の取扱い）

第 4 条 前条の委譲時における病院に係る土地、建物等の物件の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙に対して、病院に係る土地（以下「本件土地」という。）を委譲日から起算して、最長 10 年間無償で貸与する。
- (2) 甲は、乙に対して、病院に係る建物（以下「本件建物」という。）、物品等を委譲日に無償で譲渡する。

2 前項第 1 号に規定する本件土地の無償貸与及び同項第 2 号に規定する本件建物等の無償譲渡については、別途土地使用貸借契約及び建物等無償譲渡契約を締結する。

（委譲条件）

第 5 条 乙は、病院の運営を委譲されるに当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 医療機関としての運営を委譲日から 30 年間存続すること。
- (2) 本件土地の無償貸与期間終了後、土地を譲渡時の時価で購入すること。
- (3) 委譲後 3 年以内に、本件建物を本件土地上に建て替えること。
- (4) 委譲に当たり、甲に対しいかなる財政的支援も求めないこと。
- (5) 現行の医療体制（内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科）を継続すること。
- (6) 休診中の小児科及び泌尿器科の診療再開に努力すること。
- (7) 年間を通じて 24 時間体制で診療すること。その際、最低当直医師 1 名を配置し、夜間等の急患は株式会社麻生飯塚病院と連携し対処すること。但し、医療法その他



関連法令上医師当直の義務がなくなった場合、当直医師は配置しない。

- (8) 委譲時における、甲が、病院の運営のために雇用している職員及び臨時職員のうち、再就職を希望するものについては、乙の雇用条件のもとで採用に努力すること。
なお、採用にあたっては乙の基準による選考試験を行なうこと。
- (9) 本件建物の建て替え時には、療育関連通所施設を併設すること。

(業務引継ぎ)

第6条 乙は、委譲を円滑に行うため、乙の職員を病院へ派遣し、病院の運営の委譲に係る業務の引継ぎを受けなければならない。

- 2 前項に規定する業務の引継ぎについては、別途飯塚市立顛田病院の委譲に係る業務の引継ぎに関する仮協定書を締結する。

(調査)

第7条 甲は、委譲後の運営がこの協定に対して、明らかに適正を欠くと認められるときは、甲の職員に調査させ、乙に対し、必要な改善を行うよう求めることができる。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、業務上知り得た個人情報の取扱いについては、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し、個人情報の保護に積極的に取り組まなければならない。

(協定締結に要する費用)

第9条 この協定に要する印紙代は、甲乙双方が各々必要分を負担する。

(管轄裁判所)

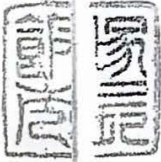
第10条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事項は甲乙協議の上、定める。

(その他)

第12条 この協定締結後、風水害等の自然災害などにより、甲及び乙が運営している病院の資産状態・経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、委譲条件を変更、又はこの協定を解除することができる。



この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。
 なお、この協定は仮協定であり、飯塚市議会の議会に付すべき飯塚市病院事業の設置等に
 関する条例及び重要な資産の処分の議決を得た日から本協定として認められるものとする。

平成19年11月27日

甲 飯塚市新立岩5番5号

飯塚市

上記代表者

飯塚市長 齊藤 守史



乙 京都郡みやこ町勝山箕田298番地

医療法人 博愛会

理事長 神野 崇



療育関連通所施設併設に関する覚書

平成 19 年 11 月 27 日に飯塚市（以下「甲」という。）と医療法人博愛会（以下「乙」という。）の間で締結した「飯塚市立穎田病院の運営の委譲に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 5 条第 9 号に基づき穎田病院の建て替えに伴って併設することとなっている療育関連通所施設（以下「療育施設」という。）に関して、甲、乙、株式会社療育振興プロジェクト（以下「丙」という。）及び特定非営利活動法人ピース（以下「丁」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（療育施設に係る土地）

第 1 条 甲は、協定書第 4 条に規定する土地を、病院に係る土地及び療育施設に係る土地（位置及び面積等は、別途定める。）に分筆し、丙に療育施設に係る土地を貸与する。

2 療育施設に係る土地の貸与の期間は、協定書第 4 条第 1 項第 1 号に定める期間とする。

3 療育施設に係る土地は、協定書第 5 条第 2 号の取り扱いに準じ、乙が、病院に係る土地を購入する際に、同一の単価で、丙が、甲から購入するものとする。

（療育施設に係る建物）

第 2 条 丙は、前条に規定する療育施設に係る土地に、乙に代わり療育施設に係る建物を、協定書第 5 条第 3 号に基づき建替えられる病院に係る建物とは別棟として建設する。なお、この建設は、甲、乙、丙及び丁の間で協議の上決定した療育施設の設計及び仕様内容等に基づいて行うものとする。

（療育施設の賃貸）

第 3 条 丙は、療育施設に係る建物を次条に定める療育施設の運営主体（以下、この条において「運営主体」という。）に平成 50 年 3 月 31 日まで賃貸するものとする。ただし、これを変更する事由が新たに生じた場合は甲、乙、丙及び運営主体と協議の上変更する内容を決定する。

2 療育施設に係る建物の賃貸料は月額 20 万円（消費税別途。）とする。ただし、新たに生じた事情等により、丙が、甲、乙及び運営主体と協議し、これによらない旨の合意を得た場合は、この限りではない。

（療育施設の運営主体）

第 4 条 療育施設の運営主体は、丁とする。

(療育施設の事業計画)

第5条 丁が療育施設で行う事業計画については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童デイサービス事業 障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう個々人の心身の特性やニーズに合わせた、作業療法士等による利用者への適切な支援等を実施。
- (2) 重症心身障害児(者)通園事業B型(県委託事業) 在宅の重症心身障害児について、福岡県の委託事業である重症心身障害児(者)通園事業B型で日常生活動作や運動機能等に係る訓練及び療育を実施。
- (3) 療育・生活支援センター事業(2市1町委託事業) 飯塚圏域2市1町(飯塚市、嘉麻市及び嘉穂郡桂川町をいう。)からの委託事業により、障がい児等の相談を主とした生活支援センター事業を実施、保護者と協力し、在宅の障がい児を支えていく。
- (4) その他療育に関連する事業
(事業への協力)

第6条 丁が療育施設において事業を実施するにあたり、その円滑な実施のために甲の協力等が必要な場合においては、甲は適切な対応に努めるものとする。

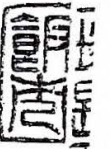
2 甲は、丙が第3条第2項に定める賃貸料を設定するに当たり、当該賃貸料に関し、税務当局等から何らかの指摘を受けた場合には、必要な文書等を交付し、その経緯を説明すること等により、問題解決に努めるものとする。

(事業の変更等)

第7条 丁は、止むを得ない理由により療育施設における事業の内容を大幅に変更する必要等がある場合は、事前に甲、乙及び丙に申し出なければならない。

(補則)

第8条 この覚書に疑義が生じた場合又は定めのない事項等については、必要に応じて甲、乙、丙及び丁との間で協議を行い、誠意をもって解決するものとする。



この覚書の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 9月 1日



福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市

代表者 飯塚市長 齊藤 守史



福岡県京都郡みやこ町勝山箕田298番地

医療法人 博愛会

代表者 理事長 岡松 秀一



福岡県飯塚市柏の森748番地3

株式会社 療育振興プロジェクト

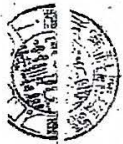
代表者 代表取締役 池 賢二郎



福岡県飯塚市津島565番地1

特定非営利活動法人 ピーサス

代表者 理事長 高橋 智宏



甲	大G	中E	小F	193	社会障がい者福祉課 障がい者自立支援係	文書整理番号	1103番
	保存期間	30年	〇	否	年月日	供覧	29年9月14日
	保存期限	60年	〇	否	条項号	決裁	29年9月14日
市	副市長	次長	課長	課長補佐	係長	係	

平成 29 年 9 月 14 日

飯塚市長 片峯 誠 様

株式会社療育振興プロジェクト
代表取締役社長 川越 浩



市有財産使用貸借延長のお願い

拝啓 秋冷の候、貴職におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、貴市有地（飯塚市口原 1061-1(834.11 m²)) を平成 22 年から無償で使用貸借し、特定非営利法人ピースの運営している療育関連施設を建設し、貸与するためだけに設立された企業体であることはご理解頂いていることと存じます。

平成 22 年に弊社を設立、当該土地に療育関連通所施設を建設し、児童デイサービス事業、重症心身障害児運動機能訓練等、療育・生活支援センター事業等の運営を行う特定非営利法人ピースに月額 20 万円で貸与して参りましたが、参考資料に記載の通り、弊社の経営状況は極めて厳しく、赤字での経営を余儀なくされてきたのが現状です。

つきましては、当該土地の無償貸借期間は平成 30 年 3 月 31 日で満了を迎える計画になっていますが、飯塚市の福祉行政を支えるために、平成 30 年 4 月 1 日からさらに 5 年間の期間延長をご了承頂きますよう、お願い申し上げます。

今後も療育施設に係る建物を運営主体へ貸借するという使命を果たし続け、運営主体が提供するサービスの質の維持・向上に寄与する所存でございますので、諸事情ご賢察の上、ご配慮いただければ甚だ幸甚に存じます。

敬具





参考資料

- ◆ 会社概要 スライド2
- ◆ 2010~2017年度PL推移 スライド3
- ◆ 2010~2017年度PL推移(グラフ) スライド4
- ◆ 2010~2017年度BS推移 スライド5

2017(平成29)年9月14日

株式会社療育振興プロジェクト

◆ 会社概要

- 会社名 : 株式会社療育振興プロジェクト
- 所在地 : 福岡県飯塚市柏の森748番地3
- 設 立 : 2010(平成22)年5月11日
- 資本金 : 6,500万円
- 代表者 : 代表取締役社長 川越 浩
- 沿革・事業内容 :

2010年10月より、飯塚市より土地(飯塚市口原1061-1(834.11㎡))を無償で借受け、療育関連通所施設を建設し、児童デイサービス事業、重症心身障害児運動機能訓練等、療育・生活支援センター事業等の運営を行う「特定非営利法人ピース」に月額20万円で貸与することのみを事業としている。

◆ 2010～2017年度 PL推移

2010(平成22)年度～2017(平成29)年度見込 損益計算書推移

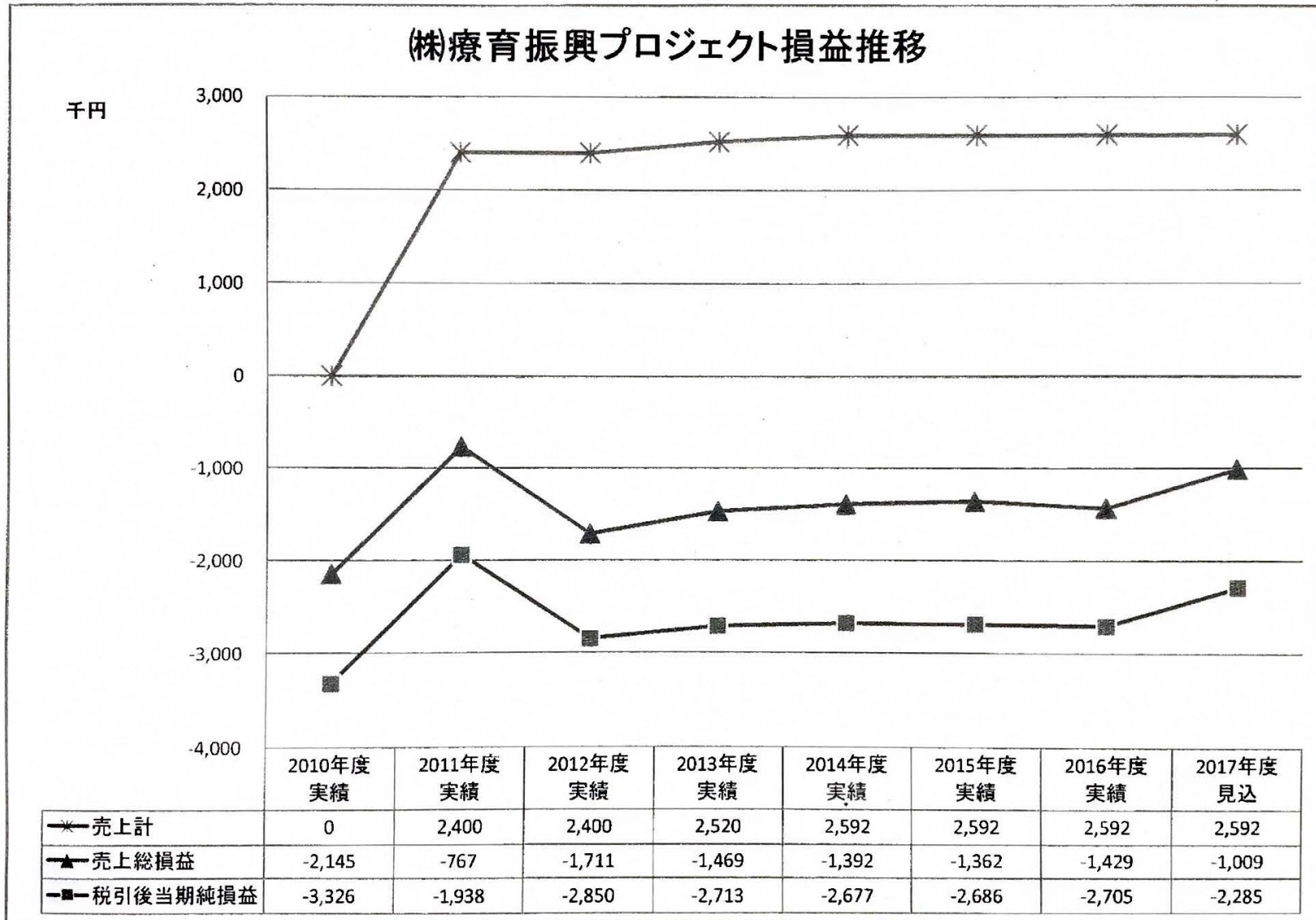
【損益計算書】

株式会社療育振興プロジェクト

(単位:千円)

勘定科目	摘要	2010年度 実績	2011年度 実績	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 見込
【売上高】	賃貸収入	0	2,400	2,400	2,520	2,592	2,592	2,592	2,592
	売上計	0	2,400	2,400	2,520	2,592	2,592	2,592	2,592
【売上原価】									
	減価償却費	0	2,985	3,080	3,083	3,083	3,083	3,079	2,659
	保険料 事業保険	17	89	307	224	224	224	296	296
	外注費 設備点検他	2,083	93	30	32	32	32	32	32
	租税公課 固定資産税他	45	0	647	650	645	614	614	614
	諸費その他 電気代他	0	0	47	0	0	0	0	0
	売上原価計	2,145	3,167	4,111	3,989	3,984	3,954	4,021	3,601
	売上総損益	-2,145	-767	-1,711	-1,469	-1,392	-1,362	-1,429	-1,009
【販売費及び一般管理費】									
	外注・修繕 PCソフト	230	0	0	0	0	0	0	0
	租税公課	108	0	10	10	20	60	10	10
	諸費その他 業務委託料	634	1,000	1,000	1,050	1,080	1,080	1,080	1,080
	銀行手数料	5	3	3	3	3	3	3	3
	その他	54	0	0	0	0	1	0	0
	販売管理費計	1,031	1,003	1,013	1,063	1,103	1,143	1,093	1,093
	営業損益	-3,176	-1,770	-2,724	-2,532	-2,496	-2,505	-2,522	-2,103
【営業外収益】									
	受取利息	2	3	1	1	1	1	0	0
	雑収入	0	12	56	0	0	0	0	0
	営業外収益合計	2	15	57	1	1	1	0	0
【営業外費用】									
	雑損失	0	0	0	0	0	0	0	0
	営業外費用合計	0	0	0	0	0	0	0	0
	経常損益	-3,174	-1,756	-2,667	-2,531	-2,495	-2,504	-2,522	-2,102
	税引前当期純損益	-3,174	-1,756	-2,667	-2,531	-2,495	-2,504	-2,522	-2,102
	法人税・住民税及び事業税	152	183	183	183	183	183	183	183
	税金費用合計	152	183	183	183	183	183	183	183
	税引後当期純損益	-3,326	-1,938	-2,850	-2,713	-2,677	-2,686	-2,705	-2,285

◆ 2010～2017年度 PL推移(グラフ)



◆ 2010～2017年度 BS推移

2010(平成22)年度～2017(平成29)年度見込 貸借対照表推移
株式会社療育振興フロンティア

(単位:千円)

勘定科目	2010年度 実績	2011年度 実績	2012年度 実績	2013年度 実績	2014年度 実績	2015年度 実績	2016年度 実績	2017年度 見込
現金預金	4,063	5,787	5,947	6,344	6,735	7,132	7,506	7,880
未収入金	4,118	1	0	0	0	0	0	0
仮払金	0	50	0	0	0	0	0	0
前払費用	0	100	0	0	0	0	0	0
流動資産合計	8,182	5,938	5,948	6,344	6,735	7,132	7,506	7,880
建築物	65,162	64,648	62,460	60,069	57,678	55,287	52,897	50,506
構築物	2,001	2,457	2,189	1,921	1,653	1,385	1,117	849
器具・備品	2,540	2,117	1,692	1,268	844	420	0	0
固定資産合計	69,703	69,222	66,341	63,258	60,176	57,093	54,014	51,355
資産合計	77,884	75,159	72,289	69,603	66,911	64,224	61,520	59,235
未払費用	1,059	0	11	32	16	16	16	16
未払法人税等	152	183	183	183	183	183	183	183
未払消費税等	0	31	0	0	0	0	0	0
前受金	0	210	210	216	216	216	216	216
流動負債合計	1,211	424	403	430	415	415	415	415
負債合計	1,211	424	403	430	415	415	415	415
資本金	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
資本剰余金	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
繰越利益剰余金	-3,326	-5,264	-8,114	-10,827	-13,504	-16,190	-18,895	-21,180
(うち当期純利益)	-3,326	-1,938	-2,850	-2,713	-2,677	-2,686	-2,705	-2,285
利益剰余金計	-3,326	-5,264	-8,114	-10,827	-13,504	-16,190	-18,895	-21,180
株主資本合計	76,674	74,736	71,886	69,173	66,496	63,810	61,105	58,820
負債及び純資産合計	77,884	75,159	72,289	69,603	66,911	64,224	61,520	59,235

※介護保険事業に係る各種推計値（認定者数、事業量、給付費、保険料）は、現時点の暫定値です。今後、介護報酬の改定や算定に必要な諸係数等の提示があるため、変動します。
※今後、直近の人口や認定者数、サービス利用実績等を勘案し、基盤整備に関する県との調整や、制度改正への対応等も検討しながら、精査する予定です。

飯塚市 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 〔平成30～32年度〕

原 案

平成29年10月
飯塚市

*** 目 次 ***

第1部	総論	1
第1章	計画の概要	1
1.	計画策定の背景と目的	1
2.	計画の法的位置づけ	4
3.	計画期間及び進行管理	5
4.	計画の策定体制と市民意見の反映	6
第2章	高齢者等の現状	7
1.	人口の状況	7
2.	高齢者のいる世帯の状況	10
3.	要介護等認定者数の状況	11
4.	高齢者の心身状態や生活状況等の現状（高齢者実態調査結果）	12
第3章	計画の基本的な考え方	18
1.	計画の基本理念	18
2.	計画の基本目標	19
3.	計画の体系	21
4.	日常生活圏域の設定	22
第2部	各論	23
第1章	健康づくりの推進	23
1.	生活習慣病予防・健康づくり活動の推進	23
2.	効果的な介護予防の充実	24
第2章	安心・安全な暮らしを支えるサービスの推進	26
1.	総合的な情報提供・相談体制の充実	26
2.	安心・安全な生活環境づくりの推進	28
3.	高齢者の人権擁護の推進	30
第3章	生きがい活動と社会参加の促進	31
1.	趣味や交流・生きがいづくりの促進	31
2.	高齢者の活躍場面の開発・拡大	32
第4章	人と人とのつながりのある地域づくりの推進	33
1.	地域における見守り体制の充実	33
2.	ボランティア活動の推進	34
3.	医療と介護の連携の推進	35
4.	多様な生活支援の充実	37
第5章	認知症施策の推進	41
1.	認知症に対する知識の普及啓発	41
2.	認知症予防及びケアの推進	42
3.	認知症に関する相談や家族支援の充実	43
第6章	介護保険事業の推進【介護保険事業計画】	45
1.	被保険者数・要介護等認定者数の推計	45
2.	介護サービスごとの量（利用者）の見込みと確保の方策	47

3.	地域包括ケアシステムの強化に向けた取組	57
4.	給付費の算定と介護保険料の設定	63
5.	介護保険事業の円滑な運営のための取組	67

<本計画書における元号表記について>

・本計画書では、2018年以降の元号表記について、便宜上、「平成」としております。

第1部 総論

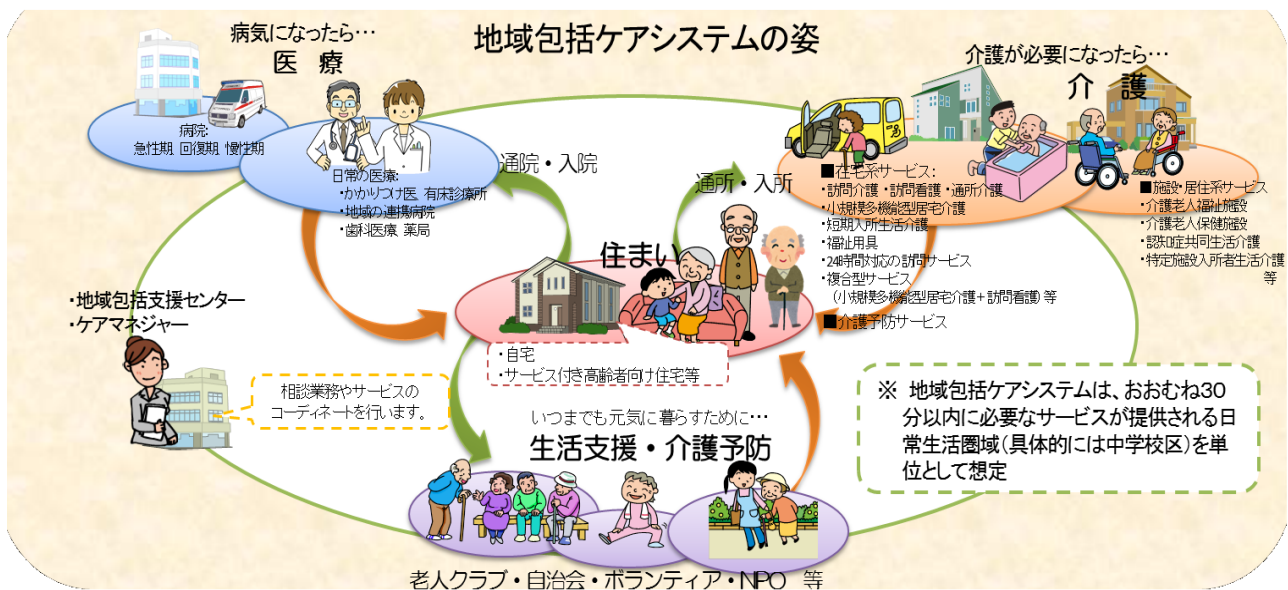
第1部 総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

- 我が国の高齢化は、今後「団塊の世代」¹の高齢化により急速に進行し、65歳以上の高齢者人口は、平成37（2025）年度には3,657万人となり、平成54（2042）年度にはピーク（3,878万人）を迎えると予測されています。
また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は今後も上昇を続け、平成67（2055）年度には、25%を超える見込みとなっています。これに伴い、一人暮らしや高齢夫婦世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も大幅に増加することが予測されています。
- このように全国的に高齢化が進行するなか、国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の充実・強化に向け、平成26年6月に介護保険法の大規模改正を行いました。本市においても、国の方針を踏まえ、そのシステムの充実・強化を目指して、平成27年3月に「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成27～29年度）」（以下、「第6期計画」という。）を策定し、関連施策を推進してきました。
- 今後のさらなる高齢化に対応するため、今後、国は介護保険制度の一部改正を行い、市町村が今年度に策定する第7期介護保険事業計画を、地域包括ケアシステムの点検・評価・改善期間にあたる重要な計画と位置付け、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年度を見据えて、第6期計画で実施した地域包括ケアの取組をより一層充実・強化することを求めています。
- 本市は、このような国の制度改正の主旨やこれまでの本市における取組を踏まえ、平成37（2025）年度までの中長期的な視点を持って地域包括ケアシステムの確立を図ることを目指しつつ、今後3か年の高齢者保健福祉及び介護保険施策全般の推進を図るため、本計画を策定するものです。

【地域包括ケアシステムの概要】

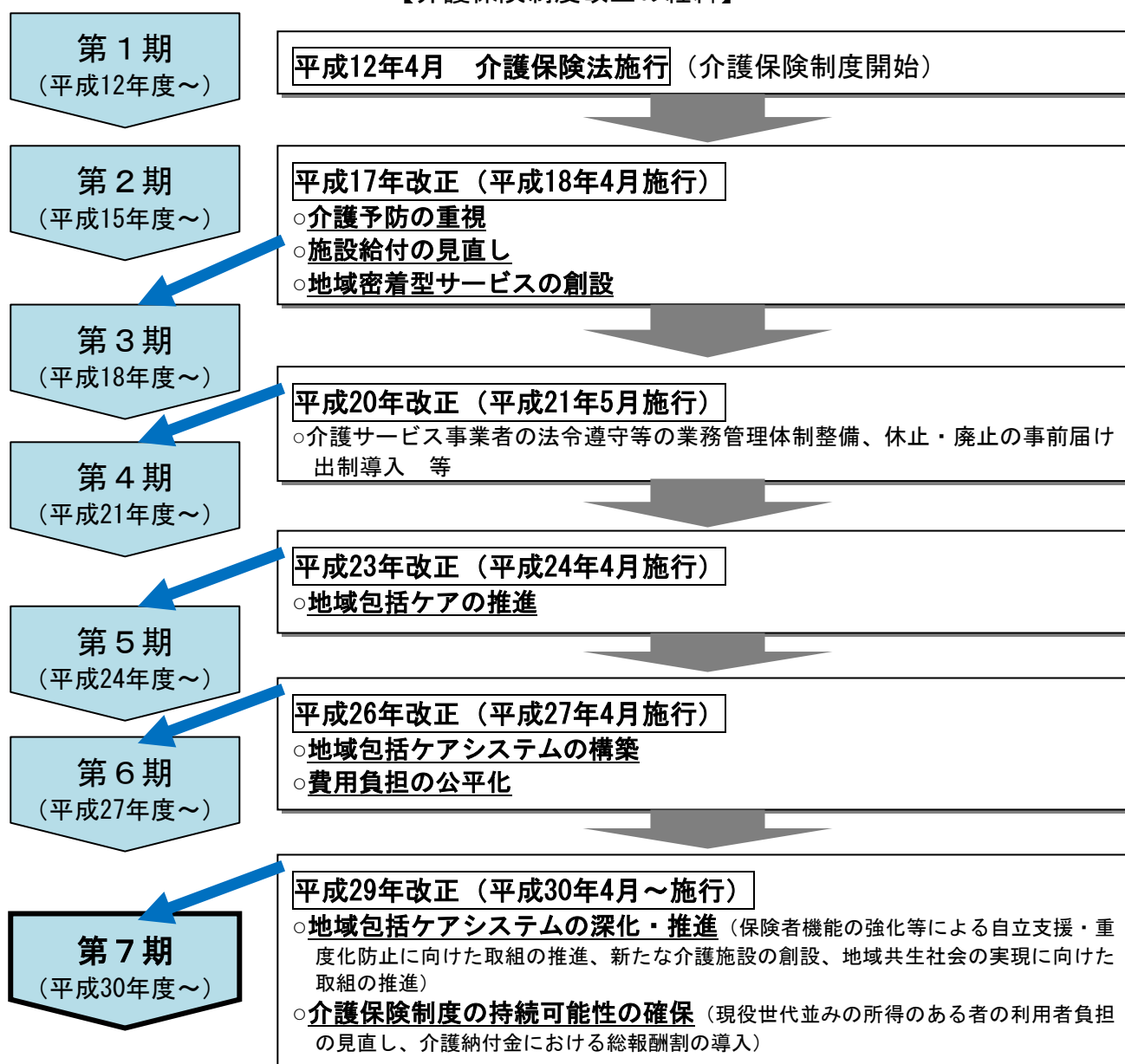


¹ 「団塊の世代」：昭和22（1947）年～26（1951）年頃生まれの人。

《介護保険制度の動向》

- 平成12年度から導入された介護保険制度は、第3期以降、各計画期ごとに制度改正が行われました。
- 第5期においては、「地域包括ケアシステム」の概念が強く打ち出され、各市町村において、認知症施策や医療と介護の連携等の地域包括ケアシステムの実現に必要な要素を事業計画に位置付けることが推奨されました。
- 第6期においては、平成26年6月に「医療・介護総合確保推進法²」が制定され、介護保険制度についても、第5期計画で取組をスタートした地域包括ケアシステムの充実・強化や費用負担の公平化等を盛り込んだ大幅な制度改正が行われました。
- 今回の第7期においては、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止のための保険者機能の強化や利用者負担割合の見直しなどを盛り込んだ制度改正が行われました。（詳細次頁参照）

【介護保険制度改正の経緯】



² 「医療・介護総合確保推進法」：正式名称は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」

《平成 29 年度介護保険制度改正の概要》

- 今回（第 7 期）の介護保険制度改正では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の観点から改正が行われています。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進に関しては、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進をはじめ、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設の創設、地域共生社会の実現に向けた取組の推進が実施されます。
- 介護保険制度の持続可能性の確保については、現役世代並みの所得のある者の利用者負担の引き上げや、介護納付金について被用者保険間で報酬額に比例して負担する仕組み（総報酬割）が導入されます。

【平成 29 年度介護保険制度改正の概要】

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1. 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進**
 - ①データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業計画への記載）
 - ②適切な指標による実績評価
 - ③財政的インセンティブの付与
- 2. 新たな介護保険施設の創設**
 - ・要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する介護保険施設の創設
- 3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進**
 - ①「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備
 - ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
 - ・理念実現のために、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加促進に向けた環境整備等、包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
 - ・地域福祉計画の充実
 - ②高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため新たに共生型サービスを位置づけ

II 介護保険制度の持続可能性の確保

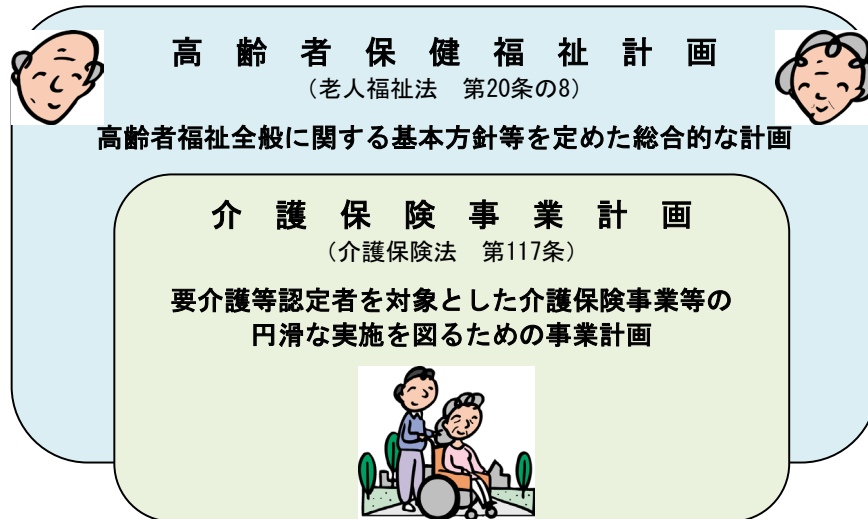
- 1. 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し**
 - ・2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする
- 2. 介護納付金における総報酬割の導入**
 - ・第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、各医療保険者が費用を一括納付しているが、被用者保険間で、報酬額に比例して負担する仕組み（総報酬割）を導入

2. 計画の法的位置づけ

(1) 法的位置づけ

- 本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「市町村老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）」と、介護保険法（第117条）に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、これらの法律により策定を義務付けられた法定計画です。

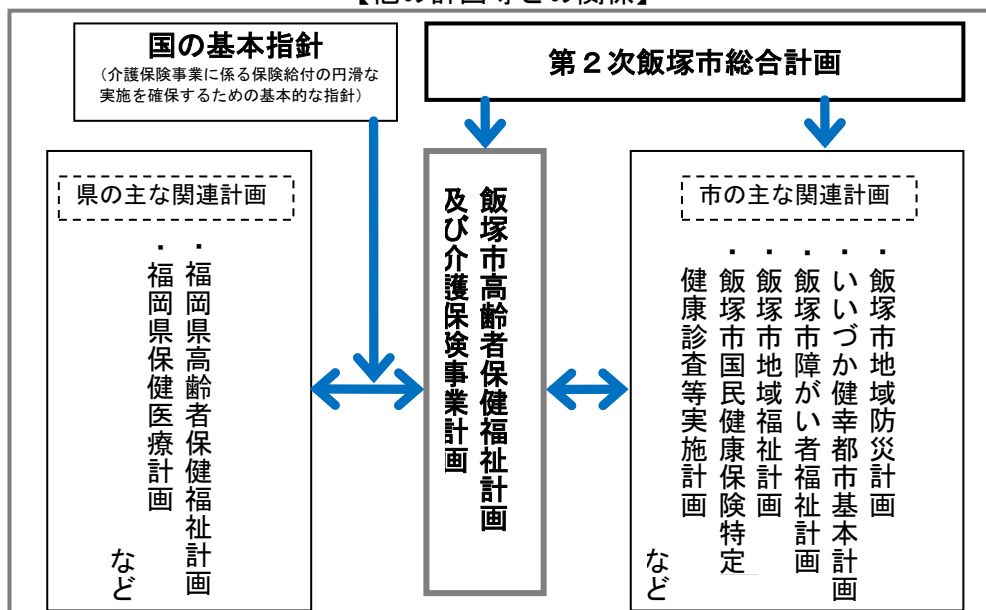
【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の関係】



(2) 他の計画との関係

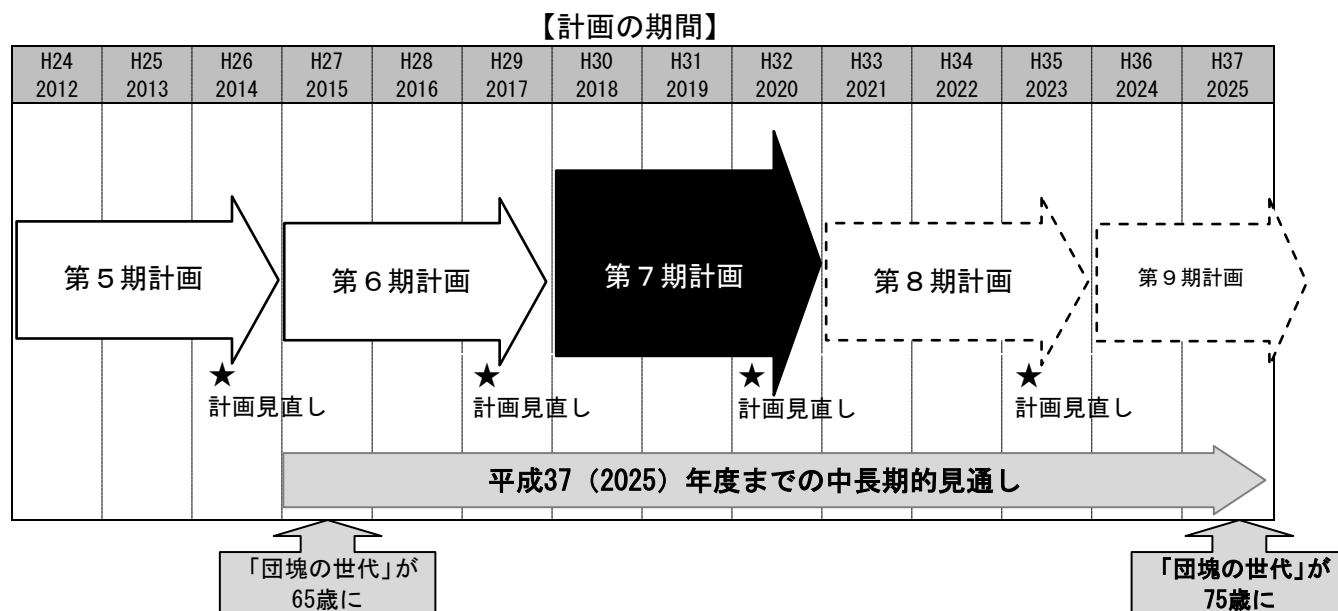
- 本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針である「第2次飯塚市総合計画」や、本計画をはじめとした福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進に関する理念等を定める「飯塚市地域福祉計画」等の本市の関連計画と整合性を図り策定するものです。
- また、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や、福岡県の「福岡県高齢者保健福祉計画」、「福岡県保健医療計画（地域医療構想）」等の県の関連計画等との整合性にも配慮して策定するものです。

【他の計画等との関係】



3. 計画期間及び進行管理

- 本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年度を見据えつつ、平成30（2018）～平成32（2020）年度までの3か年の計画として策定します。
- 計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度、計画の点検・評価を行い、課題を分析しながら進め、その結果を次期計画の見直しを行う際に反映していきます。



4. 計画の策定体制と市民意見の反映

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉関係者や学識経験者、公募による被保険者代表等で構成される市の諮問機関「飯塚市高齢社会対策推進協議会」(以下、「推進協議会」という。)において、さまざまな見地からの意見をいただきながら検討を進めました。

また、より専門的な議論を行うことを目的として、推進協議会のもとに専門委員会を設置し、計画各論部分を中心に検討を行いました。

(2) 市民意見の反映手法

推進協議会への被保険者代表等の参加のほか、以下のような取組により、本計画への市民意見の反映に努めました。

①高齢者実態調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査)

高齢者の心身状況や生活状況等の実態や介護に対する意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的として、高齢者を対象としたアンケート調査を実施しました。【第1部総論第2章-4参照(P.12)】

②市民意見公募手続の実施

計画原案を公表し意見を聴取する「市民意見公募手続」を実施し、計画への市民意見反映を行いました。

第2章 高齢者等の現状

1. 人口の状況

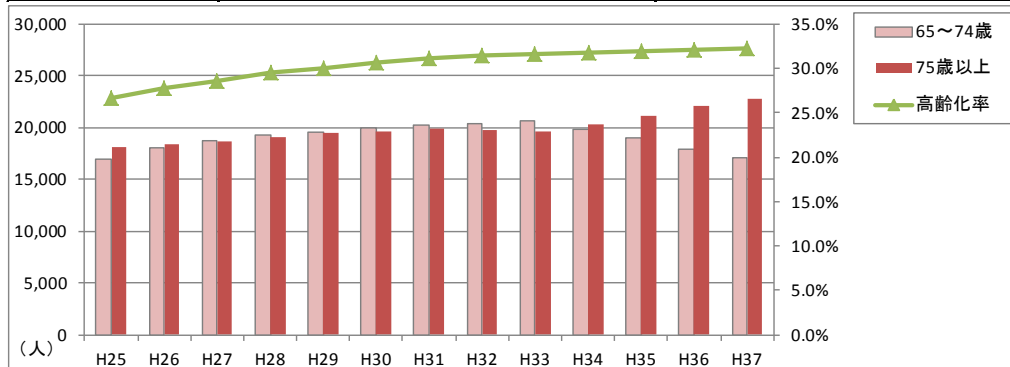
(1) 人口の推移と将来推計

- 本市の総人口は、過去5年の実績(下表)を見ると平成25年度より減少しており、将来推計においてもこの減少傾向は続き、平成31年度以降は129,000人を下回る見込みです。
- 一方、高齢者人口は実績から平成32年度(下表)を見ると一貫して増加しており、平成29年度には39,000人を上回り、高齢化率は30.1%に達しています。今後、高齢者人口は40,000人前後で推移し、総人口の減少に伴い、高齢化率は増加していく見込みです。
- 高齢者人口の内訳をみると、第7期計画期間(平成30～32年度)は65～74歳人口が75歳以上人口を上回っていますが、「団塊の世代」が75歳以上に達する平成37年度には75歳以上人口が2万人を超え、65～74歳人口を上回る見込みです。
- 本市の高齢化率は全国・福岡県に比べて、2ポイント程度高い水準にあり、今後も同様の傾向で推移するものと見込まれます。

【人口の推移と将来推計】

(単位：人)

	実績					推計				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
0-14歳	17,058	17,060	17,056	17,031	17,096	17,064	17,052	16,970	16,243	
15-64歳	79,587	77,768	76,209	74,664	73,746	72,628	71,606	70,827	67,859	
15～39歳	36,677	35,948	35,217	34,410	33,941	33,299	32,653	32,179	29,993	
40～64歳	42,910	41,820	40,992	40,254	39,805	39,329	38,953	38,648	37,866	
65歳以上	35,007	36,400	37,399	38,366	39,069	39,647	40,059	40,249	39,952	
65～74歳	16,940	18,045	18,779	19,245	19,609	19,975	20,178	20,435	17,133	
75歳以上	18,067	18,355	18,620	19,121	19,460	19,672	19,881	19,814	22,819	
総人口	131,652	131,228	130,664	130,061	129,911	129,339	128,717	128,046	124,054	
高齢化率	26.6%	27.7%	28.6%	29.5%	30.1%	30.7%	31.1%	31.4%	32.2%	
75歳以上	13.7%	14.0%	14.3%	14.7%	15.0%	15.2%	15.4%	15.5%	18.4%	



資料／実績：住民基本台帳（10月1日現在）、推計値：総合政策課（コーホート変化率法³による10月1日現在推計値）

³ コーホート変化率法：「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【「団塊の世代」の高齢化】

(単位：人)

							推計			
	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年	平成 37年
6 0 歳	2,180	2,161	2,011	1,817	1,675	1,579	1,648	1,657	1,598	1,284
6 1 歳	2,402	2,169	2,140	2,008	1,802	1,664	1,570	1,639	1,648	1,290
6 2 歳	2,498	2,384	2,164	2,129	1,995	1,800	1,656	1,563	1,632	1,320
6 3 歳	2,739	2,481	2,367	2,159	2,114	1,981	1,789	1,645	1,553	1,344
6 4 歳	2,516	2,728	2,464	2,347	2,147	2,101	1,969	1,778	1,634	1,382
6 5 歳	2,327	2,488	2,702	2,443	2,334	2,123	2,082	1,952	1,762	1,550
6 6 歳	1,351	2,311	2,460	2,679	2,420	2,318	2,105	2,064	1,936	1,597
6 7 歳	1,386	1,341	2,280	2,432	2,659	2,395	2,295	2,085	2,044	1,571
6 8 歳	1,653	1,365	1,321	2,255	2,411	2,625	2,365	2,266	2,059	1,483
6 9 歳	1,600	1,639	1,347	1,305	2,227	2,375	2,593	2,336	2,238	1,550
7 0 歳	1,644	1,565	1,616	1,331	1,287	2,196	2,339	2,554	2,301	1,662
7 1 歳	1,720	1,615	1,552	1,594	1,312	1,266	2,165	2,307	2,519	1,821
7 2 歳	1,534	1,709	1,585	1,527	1,572	1,296	1,248	2,134	2,275	1,913
7 3 歳	1,410	1,513	1,685	1,551	1,503	1,532	1,273	1,225	2,094	1,914
7 4 歳	1,373	1,394	1,497	1,662	1,520	1,483	1,510	1,255	1,207	2,072
7 5 歳	1,457	1,324	1,377	1,471	1,631	1,504	1,455	1,482	1,232	2,125
7 6 歳	1,431	1,437	1,289	1,342	1,437	1,588	1,469	1,421	1,447	2,302
7 7 歳	1,395	1,381	1,405	1,261	1,298	1,409	1,548	1,432	1,385	2,054
7 8 歳	1,272	1,357	1,352	1,369	1,222	1,261	1,371	1,508	1,395	1,873
7 9 歳	1,322	1,233	1,322	1,309	1,325	1,196	1,225	1,331	1,466	1,064
8 0 歳	1,253	1,264	1,187	1,267	1,261	1,271	1,148	1,176	1,278	1,069
「団塊の世代」のうち 65歳以上に到達した人数	2,327	4,799	7,442	9,809	12,051	11,909	11,757	11,597	11,427	10,426
高齢者人口[65歳以上]全体 に占める割合	6.9%	13.7%	20.4%	26.2%	31.4%	30.5%	29.7%	28.9%	28.4%	26.1%

■:団塊の世代(昭和22~26年生まれ)

資料/実績：住民基本台帳（10月1日現在）、

推計値：総合政策課（コーホート変化率法による10月1日現在推計値）

【高齢化率の推移（全国・福岡県比較）】

	平成22年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
飯塚市	24.6%	28.6%	31.4%	32.2%
福岡県	22.1%	26.4%	29.1%	30.5%
全国	22.8%	26.8%	29.1%	30.2%

資料/飯塚市実績：住民基本台帳（10月1日現在）

飯塚市推計値：総合政策課（コーホート変化率法による10月1日現在推計値）

福岡県・全国の平成22年度：総務省「国勢調査」

福岡県・全国の平成27年度以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

（平成25年3月推計）

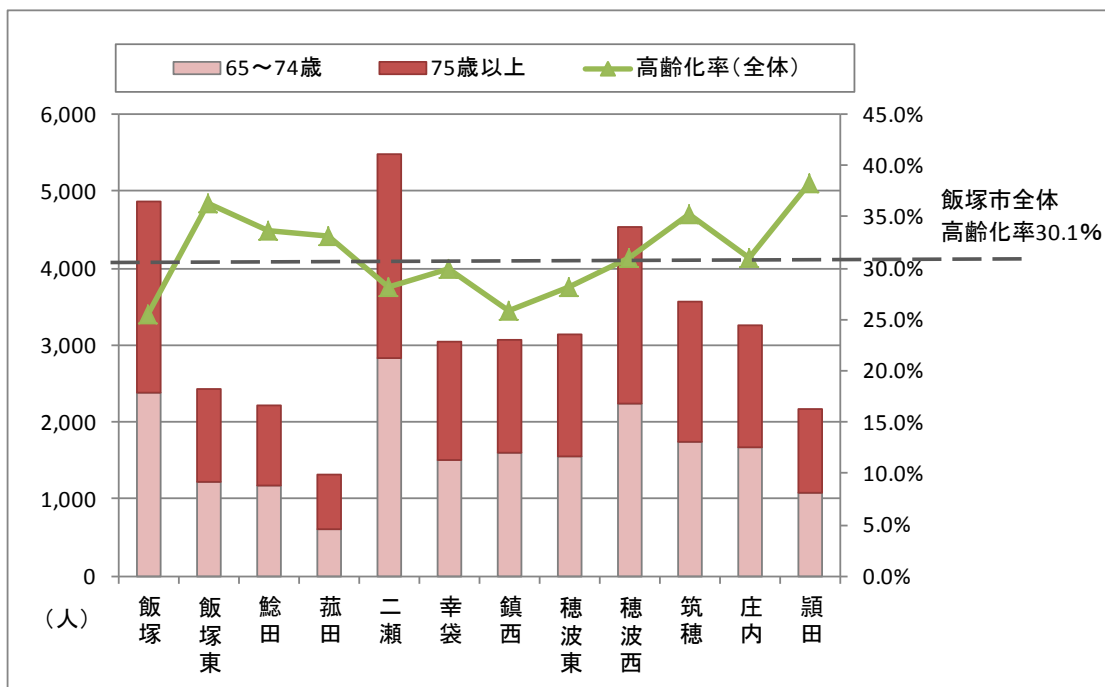
(2) 地区別の高齢化の状況

- 地区別の高齢者人口は、二瀬地区(5,477人)で最も多く、次いで飯塚地区(4,876人)、穂波西地区(4,532人)となっており、これら3地区ではそれぞれ4,500人を超えています。
- 高齢化率は飯塚市全体では30.1%ですが、地区別にみると、颯田地区(38.3%)で最も高く、次いで飯塚東地区(36.4%)、筑穂地区(35.3%)で35%超と高くなっています。また、最も高い颯田地区(38.3%)と最も低い飯塚地区(25.4%)では10ポイント以上の差があります。

【地区別の高齢者人口・高齢化率】

(単位：人)

地区名	総人口	65歳以上			高齢化率	
		65歳以上	65～74歳	75歳以上	65歳以上	75歳以上
飯塚	19,169	4,876	2,386	2,490	25.4%	13.0%
飯塚東	6,662	2,424	1,227	1,197	36.4%	18.0%
鯉田	6,625	2,227	1,179	1,048	33.6%	15.8%
菰田	3,947	1,307	599	708	33.1%	17.9%
二瀬	19,473	5,477	2,842	2,635	28.1%	13.5%
幸袋	10,124	3,038	1,495	1,543	30.0%	15.2%
鎮西	11,852	3,062	1,603	1,459	25.8%	12.3%
穂波東	11,211	3,149	1,548	1,601	28.1%	14.3%
穂波西	14,626	4,532	2,232	2,300	31.0%	15.7%
筑穂	10,078	3,558	1,751	1,807	35.3%	17.9%
庄内	10,503	3,258	1,677	1,581	31.0%	15.1%
颯田	5,641	2,161	1,070	1,091	38.3%	19.3%
市全体	129,911	39,069	19,609	19,460	30.1%	15.0%



資料／住民基本台帳（平成29年10月1日現在）

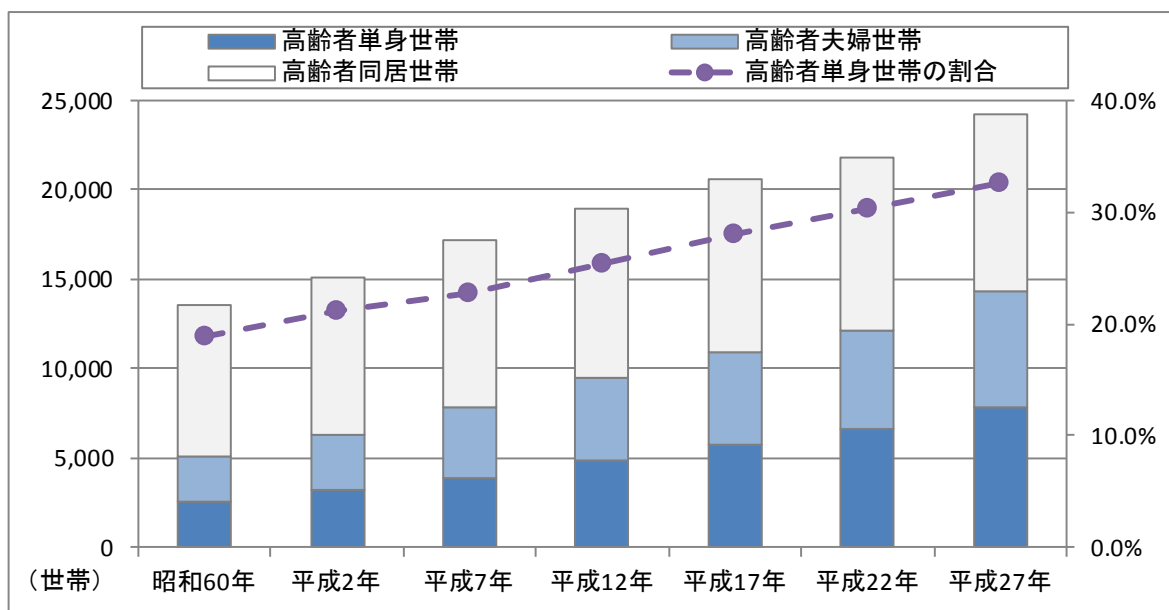
2. 高齢者のいる世帯の状況

- 高齢者のいる世帯の状況を国勢調査結果で見ると、高齢化の進行とともに、高齢者のいる世帯数は増加しており、なかでも高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の増加が顕著です。
- 平成12年までは同居世帯が過半数を占めていましたが、それ以降は高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯が同居世帯を上回っています。

【高齢者のいる世帯の推移】

(単位：世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者のいる世帯	13,589	15,120	17,200	18,981	20,571	21,770	24,181
高齢者単身世帯	2,560	3,209	3,910	4,819	5,761	6,612	7,886
高齢者夫婦世帯	2,514	3,084	3,890	4,626	5,177	5,495	6,421
高齢者同居世帯	8,515	8,827	9,400	9,536	9,633	9,663	9,874
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
高齢者単身世帯	18.8%	21.2%	22.7%	25.4%	28.0%	30.4%	32.6%
高齢者夫婦世帯	18.5%	20.4%	22.6%	24.4%	25.2%	25.2%	26.6%
高齢者同居世帯	62.7%	58.4%	54.7%	50.2%	46.8%	44.4%	40.8%

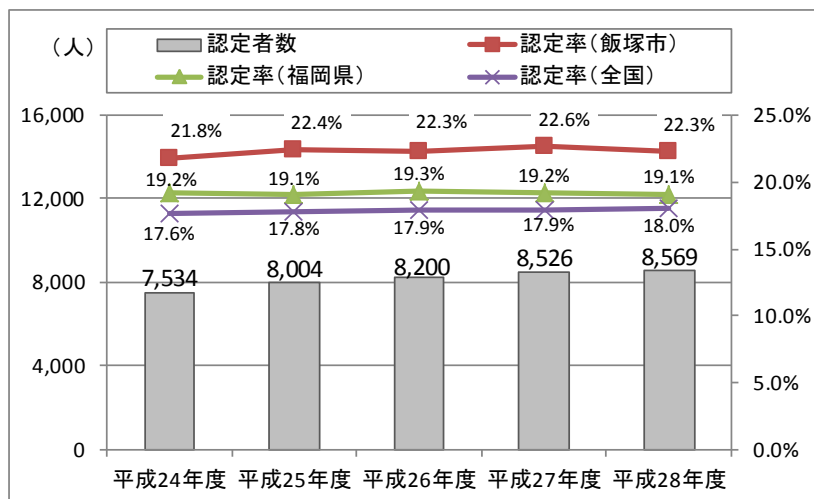


資料／国勢調査（各年10月1日現在）

3. 要介護等認定者数の状況

- 要介護等認定者数（全体）は過去5年間で1,035人増加し、平成28年度で8,569人となっています。認定率は過去5年間でほぼ横ばいで推移し、平成28年度で22.3%となっています。また、全国・福岡県の認定率に比べて、2ポイント以上高い水準となっています。
- 要介護度別に認定者数の状況を見ると、平成28年度では要支援2（1,891人）、要介護1（1,570人）、要介護2（1,240人）の順で多く、また、5年間の推移に着目すると、要介護1の伸びが大きくなっています。

【要介護等認定者数・認定率の推移】

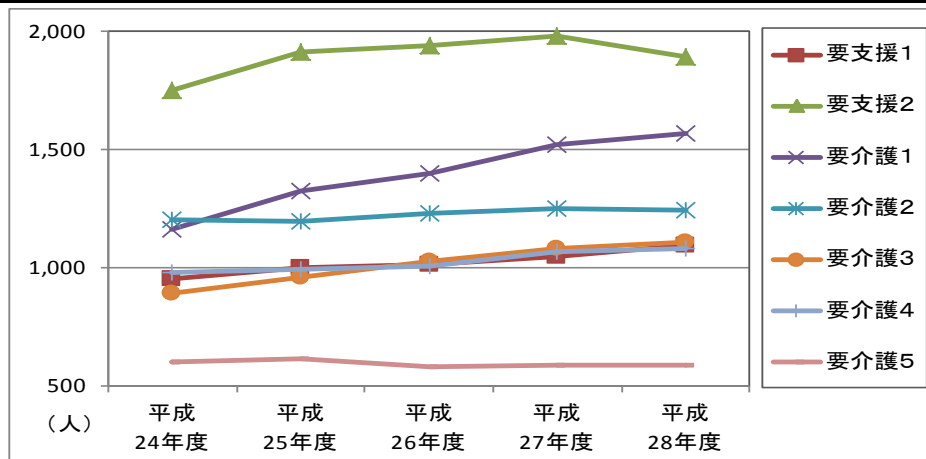


資料／介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）

※認定率＝要介護等認定者数（第1号被保険者）÷高齢者人口

【要介護等別認定者数の推移】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
要支援1	955	999	1,015	1,045	1,091
要支援2	1,750	1,914	1,942	1,979	1,891
要介護1	1,160	1,325	1,399	1,523	1,570
要介護2	1,205	1,199	1,227	1,251	1,240
要介護3	889	960	1,029	1,081	1,107
要介護4	978	992	1,007	1,064	1,082
要介護5	597	615	581	583	588
認定者計	7,534	8,004	8,200	8,526	8,569
うち第1号被保険者	7,354	7,833	8,054	8,386	8,445



4. 高齢者の心身状態や生活状況等の現状（高齢者実態調査結果）

（1）高齢者実態調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、以下の内容によるアンケート調査を実施し、本市の高齢者の心身状況や生活状況等の実態や介護に対する意向等を把握しました。

【飯塚市高齢者実態調査の概要】

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者	手法Ⅰ：平成29年3月末時点において、市内に居住する要支援・要介護認定者 手法Ⅱ：平成29年4月17日時点において、市内に居住する要支援・要介護認定者
調査方法	郵送配布－郵送回収	手法Ⅰ：訪問による聞き取り 手法Ⅱ：郵送調査－郵送回収
主な調査項目	・国の「日常生活圏域ニーズ調査」（全問） ・市独自項目（9問）	・国の「在宅介護実態調査」（全問） ・市独自項目（4問）
標本数	2,100人（無作為抽出）	手法Ⅰ：600人 手法Ⅱ：1,100人
有効回収（率）	1,496人（71.2%）	手法Ⅰ：470件（78.3%） 手法Ⅱ：697件（63.4%）
調査期間	平成29年5月2日～5月31日	手法Ⅰ：平成29年4月1日～6月16日 手法Ⅱ：平成29年5月2日～5月31日

（2）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

①回答者の基本属性

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果の回答者の基本属性をみると、性別は、「男性」(55.3%)が「女性」(44.7%)を上回っています。年齢は、「65～74歳」(52.7%)の割合が最も高く、平均は74.6歳となっています。

○居住地区別にみても大きな違いは見られず、潁田地区を除く全地区で「男性」が過半数を占めており、平均年齢は約75歳代となっています。

【居住地区別 性別・年齢】

(%)

	(人調査数)	性別			(人調査数)	年齢					(平均年齢)
		男性	女性	無回答		74歳以下	75～84歳	85～94歳	95歳以上	無回答	
全体	1496	55.3	44.7	-	1496	52.7	37.7	9.2	0.4	-	74.6
居住地区	飯塚地区	176	51.7	48.3	-	176	46.6	41.5	11.9	-	75.6
	飯塚東地区	107	57.0	43.0	-	107	52.3	35.5	12.1	-	75.0
	鯉田地区	93	52.7	47.3	-	93	57.0	33.3	8.6	1.1	74.4
	菰田地区	48	52.1	47.9	-	48	56.3	39.6	4.2	-	74.3
	二瀬地区	210	57.1	42.9	-	210	52.9	40.5	6.2	0.5	74.6
	幸袋地区	119	60.5	39.5	-	119	56.3	33.6	10.1	-	74.4
	鎮西地区	123	61.0	39.0	-	123	49.6	42.3	7.3	0.8	74.1
	穂波東地区	112	50.9	49.1	-	112	52.7	37.5	9.8	-	74.2
	穂波西地区	171	59.1	40.9	-	171	52.6	35.7	11.1	0.6	74.6
	筑穂地区	142	51.4	48.6	-	142	54.2	35.9	9.2	0.7	74.9
	庄内地区	117	55.6	44.4	-	117	50.4	38.5	10.3	0.9	74.9
	潁田地区	78	50.0	50.0	-	78	59.0	34.6	6.4	-	73.4
	無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

②生活機能に係るリスクの状況

- 国の判定基準に基づき、調査結果から高齢者の生活機能に係る11項目について、評価・判定を行ったところ、各項目のリスク該当者の割合は下表のとおりとなっています。
- リスク該当者の割合は、全体では『認知機能』（43.9%）、『うつ傾向』（41.3%）、『咀嚼機能』（36.7%）、『転倒』（34.2%）、『肺炎』（29.8%）の順で高くなっています。
- 居住地区別にみると、菰田地区は全般的にリスク該当者の割合が高く、11項目中7項目で市全体の該当割合を上回っています。このほか、飯塚東地区、筑穂地区、庄内地区、颯田地区でもリスク該当者の割合が高くなっており、地区別に差が見られます。

【生活機能に係るリスク該当者の割合】

		調査数「人」	(%)										
			運動器機能	転倒	閉じこもり傾向	栄養	咀嚼機能	嚥下機能	肺炎	口腔機能	認知機能	手段的自立度(IADL)	うつ傾向
			(低下3点以上)	(リスクあり1点以上)	(該当1点以上)	(低下2点以上)	(低下1点以上)	(低下1点以上)	(リスクあり1点以上)	(低下2点以上)	(低下1点以上)	(低下4点以下)	(該当2点以上)
全体		1496	17.2	34.2	21.1	1.1	36.7	27.7	29.8	28.4	43.9	20.9	41.3
居住地区別	飯塚地区	176	15.9	37.5	19.3	0.0	26.7	26.7	28.4	25.6	43.8	22.2	38.1
	飯塚東地区	107	21.5	31.8	23.4	1.9	40.2	27.1	27.1	27.1	35.5	28.0	40.2
	鯉田地区	93	18.3	32.3	18.3	1.1	38.7	26.9	25.8	28.0	40.9	15.1	41.9
	菰田地区	48	10.4	43.8	18.8	0.0	41.7	33.3	37.5	37.5	54.2	25.0	37.5
	二瀬地区	210	19.0	32.9	17.6	1.9	35.2	25.2	34.3	27.6	47.1	20.5	41.9
	幸袋地区	119	13.4	35.3	20.2	0.8	42.0	28.6	31.1	29.4	35.3	20.2	42.0
	鎮西地区	123	16.3	36.6	25.2	0.8	29.3	34.1	31.7	28.5	36.6	20.3	39.0
	穂波東地区	112	16.1	30.4	18.8	1.8	42.0	27.7	25.9	31.3	42.0	16.1	42.9
	穂波西地区	171	17.5	35.1	19.9	0.6	35.7	26.3	29.2	25.1	49.7	18.1	42.1
	筑穂地区	142	18.3	33.1	27.5	1.4	47.9	23.9	31.0	31.0	47.9	23.2	43.0
	庄内地区	117	17.9	29.1	21.4	2.6	38.5	34.2	29.1	31.6	47.9	23.9	41.9
	颯田地区	78	16.7	37.2	25.6	0.0	28.2	24.4	25.6	25.6	46.2	19.2	44.9

■ 全体に比べて、リスク該当者・低下者の割合が高い(+3ポイント以上)
■ 全体に比べて、リスク該当者・低下者の割合が低い(-3ポイント以上)

(3) 在宅介護実態調査の結果

①回答者の基本属性

- 在宅介護実態調査の結果の回答者の基本属性は、性別は、「女性」(73.8%)が「男性」(26.0%)を上回っています。年齢は、80歳以上の割合が73.9%となっています。
- 要介護度は、「要支援2」(29.0%)が最も多く、次いで「要介護1」(18.8%)、「要支援1」(15.9%)となっており、「要介護1」以下の割合が63.7%と、比較的軽度の割合が高くなっています。
- 居住地区別にみても大きな違いは見られず、いずれの地区でも「女性」が6割以上を占めており、年齢も6割以上が80歳以上となっています。要介護度も、「要介護1」以下の比較的軽度の方が過半数を占めています。

【居住地区別 性別・年齢・要介護度】

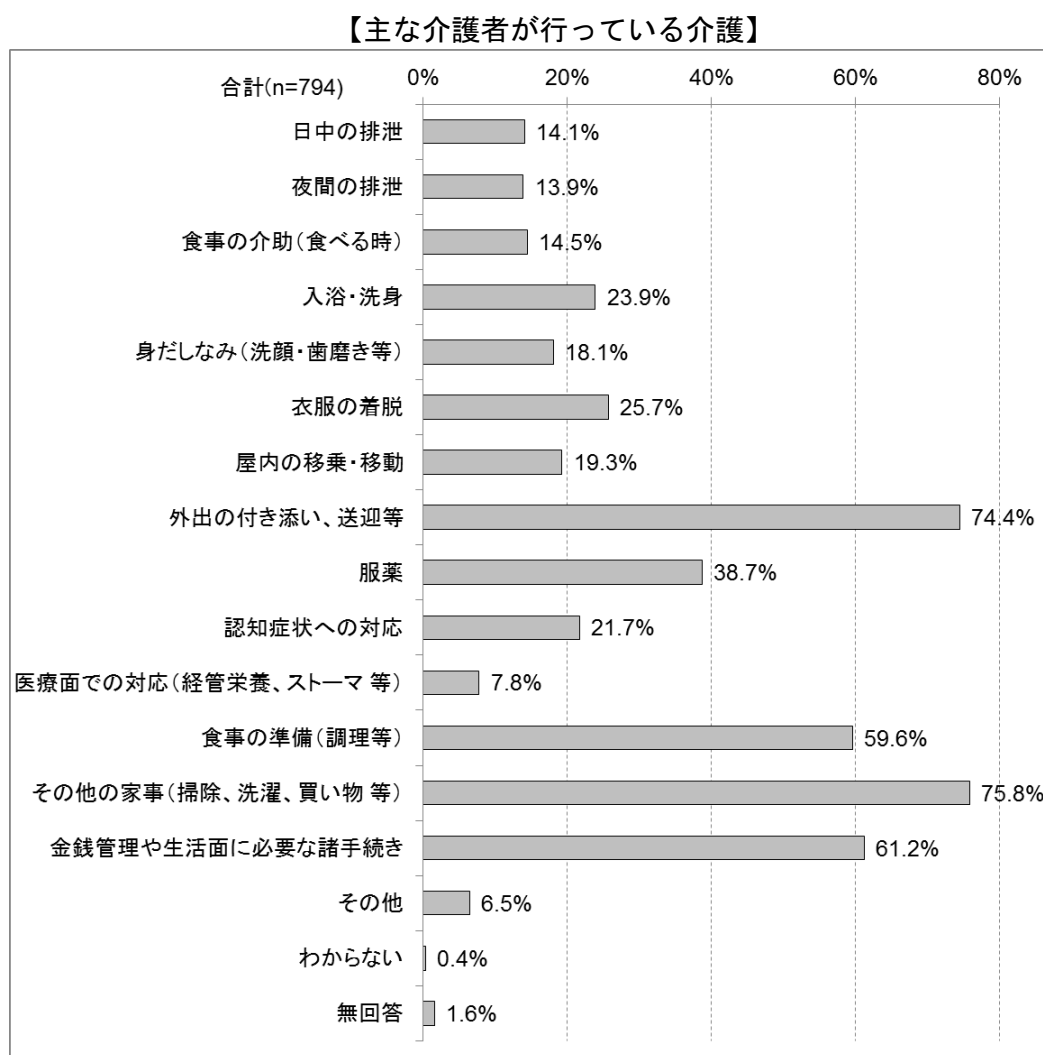
(%)

	(人調査数)	性別			(人調査数)	年齢														
		男性	女性	無回答		66歳以下	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳以上
全体	1167	26.0	73.8	0.3	1167	4.4	7.9	13.5	22.3	27.7	17.2	6.3	0.4	0.3						
居住地区	飯塚地区	135	28.9	71.1	-	135	3.0	3.7	8.1	19.3	40.0	15.6	8.9	1.5	-					
	飯塚東地区	90	24.4	75.6	-	90	4.4	12.2	12.2	23.3	31.1	14.4	2.2	-	-					
	鯉田地区	49	18.4	81.6	-	49	6.1	6.1	12.2	22.4	32.7	10.2	10.2	-	-					
	菰田地区	41	17.1	82.9	-	41	4.9	4.9	14.6	24.4	17.1	26.8	7.3	-	-					
	二瀬地区	175	24.0	76.0	-	175	5.1	8.0	16.0	24.0	30.3	11.4	5.1	-	-					
	幸袋地区	98	29.6	70.4	-	98	2.0	8.2	11.2	17.3	30.6	20.4	10.2	-	-					
	鎮西地区	70	25.7	74.3	-	70	10.0	7.1	10.0	27.1	18.6	18.6	8.6	-	-					
	穂波東地区	112	26.8	72.3	0.9	112	1.8	7.1	17.9	25.0	25.0	17.9	4.5	-	0.9					
	穂波西地区	123	30.9	69.1	-	123	4.1	6.5	19.5	17.1	28.5	17.9	5.7	0.8	-					
	筑穂地区	109	22.9	75.2	1.8	109	2.8	8.3	11.9	22.9	19.3	22.9	8.3	1.8	1.8					
	庄内地区	92	33.7	66.3	-	92	5.4	10.9	17.4	22.8	18.5	22.8	2.2	-	-					
	穎田地区	70	18.6	81.4	-	70	7.1	11.4	7.1	27.1	27.1	14.3	5.7	-	-					
	無回答	3	-	100.0	-	3	-	33.3	-	-	66.7	-	-	-	-					

	(人調査数)	要介護度							
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	無回答
全体	1167	15.9	29.0	18.8	15.3	9.3	7.3	4.0	0.3
居住地区	飯塚地区	135	21.5	30.4	18.5	11.9	5.2	7.4	5.2
	飯塚東地区	90	21.1	24.4	16.7	17.8	6.7	6.7	6.7
	鯉田地区	49	18.4	30.6	14.3	14.3	14.3	8.2	-
	菰田地区	41	12.2	43.9	17.1	14.6	9.8	2.4	-
	二瀬地区	175	13.7	27.4	16.0	19.4	10.9	8.0	4.0
	幸袋地区	98	14.3	33.7	19.4	13.3	7.1	8.2	4.1
	鎮西地区	70	14.3	25.7	21.4	12.9	11.4	8.6	5.7
	穂波東地区	112	17.0	32.1	18.8	12.5	8.0	7.1	3.6
	穂波西地区	123	17.1	22.0	25.2	13.0	8.9	8.1	5.7
	筑穂地区	109	12.8	26.6	21.1	20.2	8.3	7.3	1.8
	庄内地区	92	12.0	32.6	16.3	13.0	10.9	9.8	5.4
	穎田地区	70	12.9	30.0	18.6	20.0	15.7	1.4	1.4
	無回答	3	66.7	33.3	-	-	-	-	-

②介護状況

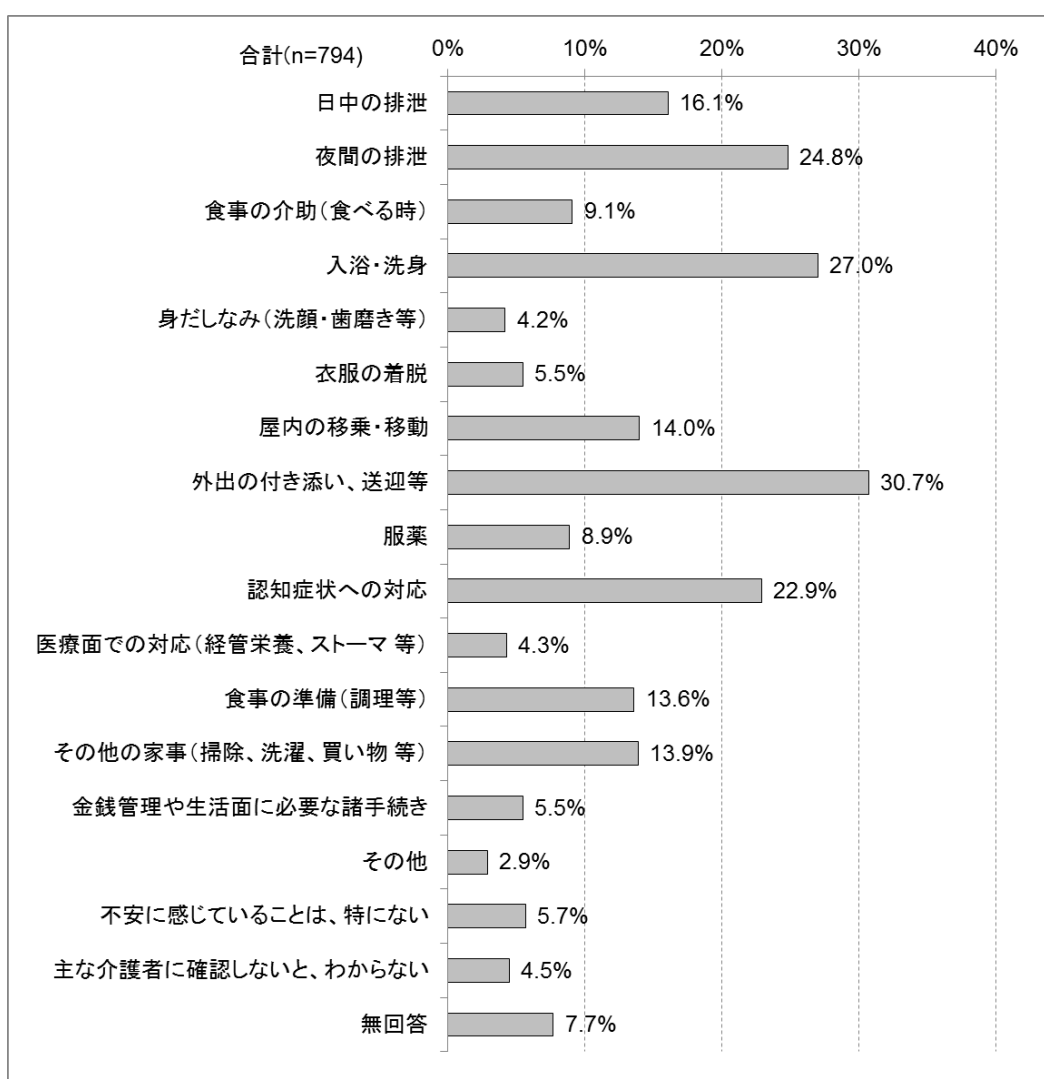
- 回答者の主な介護者は「子」(54.8%)、「配偶者」(21.0%)の順であり、性別は「女性」(68.9%)が約7割を占めています。
- 主な介護者の年齢は60歳以上の割合が62.2%となっており、いわゆる『老々介護』の状況が見て取れます。
- 主な介護者が行っている介護では、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(75.8%)が最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」(74.4%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(61.2%)、「食事の準備(調理等)」(59.6%)、「服薬」(38.7%)となっています。



③今後の介護の継続（主な介護者の回答）

- 就労している主な介護者の今後の介護継続意向は、「問題はあるが、何とか続けていく」(52.4%) が最も多く、次いで「問題なく、続けている」(18.8%)、「続けていくのは、やや難しい」(10.6%)、「続けていくのは、かなり難しい」(2.9%)となっており、今後も働きながら介護を続けていくことが『難しい』(「続けていくのは、やや難しい」+「続けていくのは、かなり難しい」) と考える人の割合は13.5%を占めています。
- 主な介護者が不安に感じる介護では、「外出の付き添い、送迎等」(30.7%) が最も多く、次いで「入浴・洗身」(27.0%)、「夜間の排泄」(24.8%)「認知症状への対応」(22.9%)となっています。

【主な介護者が不安に感じる介護】

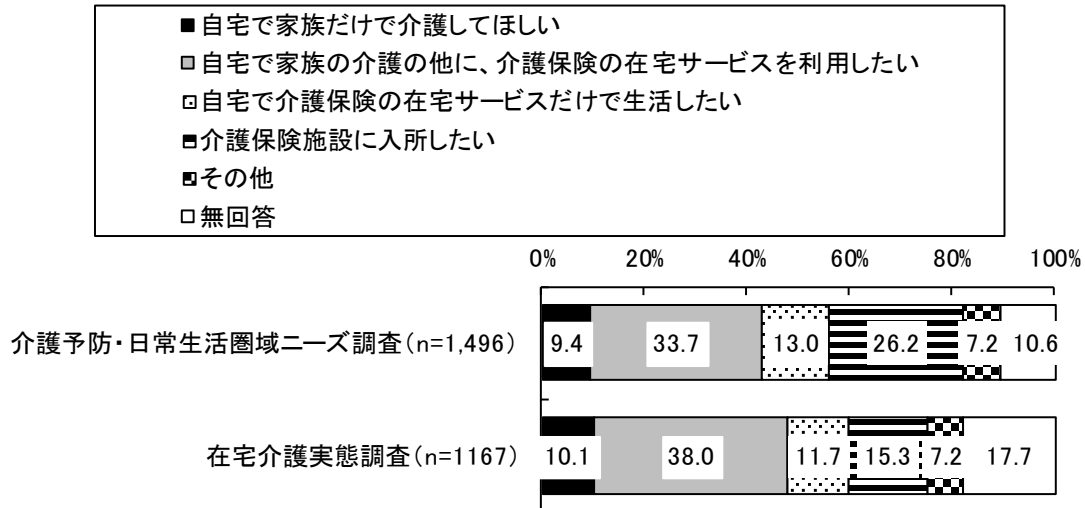


(4) 市独自質問の結果

①今後の介護希望

○今後の介護希望は、両調査ともに同様の傾向を示しており、「自宅で家族の介護の他に、介護保険の在宅サービスを利用したい」（ニーズ調査：33.7%、在宅介護：38.0%）が最も多く、これに「自宅で家族だけで介護してほしい」「自宅で介護保険の在宅サービスだけで生活したい」をあわせると、在宅希望が約6割となっています（ニーズ調査：56.1%、在宅介護：59.8%）。

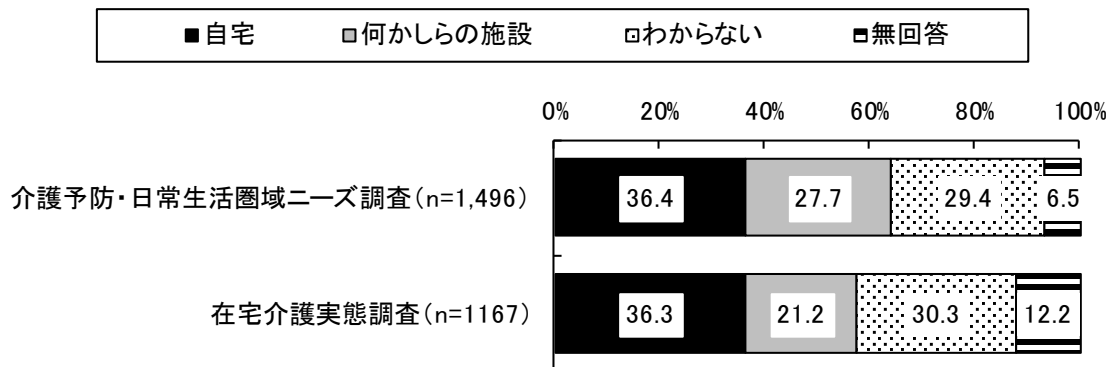
【今後の介護希望】



②終末期について

○最期をどこで迎えたいかについては、両調査ともに同様の傾向を示しており、「自宅」（ニーズ調査：36.4%、在宅介護：36.3%）が最も多く、次いで「わからない」（ニーズ調査：29.4%、在宅介護：30.3%）、「何かしらの施設」（ニーズ調査：27.7%、在宅介護：21.2%）」となっています。

【最期をどこで迎えたいか】



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

- 本市の総合的なまちづくりの指針である「第2次飯塚市総合計画」は、「共に支えあい健やかに暮らせるまち」を将来都市像の一つとして、地域の特性に応じた保健・医療・福祉の連携によるきめ細やかな支援を展開するとともに、市民自らがお互いを支え合い、助け合う体制づくり等の地域福祉を推進することを、保健・医療・福祉部門の基本方針として定めています。
- 福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進に関する理念やその具体化のための取組方針等を定めた「飯塚市地域福祉計画（第2期）」では、「お互いを尊重し、支えあい、助け合う 協働の地域づくり ～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～」を基本理念とし、市民と行政が協働して、地域福祉の向上に取り組むこととしています。
- また、第6期計画では、基本理念を「高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現～健康で安心して暮らせる長寿社会をめざして～」とし、地域包括ケアの充実・強化に取り組んできました。
- このような「第2次飯塚市総合計画」や「飯塚市地域福祉計画」、及び第6期計画の考え方等を踏まえ、本計画（第7期計画）の基本理念を第6期計画と同様に「高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現～健康で安心して暮らせる長寿社会をめざして～」とし、本市のすべての高齢者が、自身の暮らす地域で、互いに支え合いながら健康かつ安心して暮らせるように、高齢者保健福祉及び介護保険施策の推進を図ります。

計画の基本理念

高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現
～健康で安心して暮らせる長寿社会を目指して～

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を具体化していくため、以下の6つの基本目標を定め、関連施策を展開します。

基本目標1 健康づくりの推進

- 各種健（検）診の充実などにより、高齢期以前からの生活習慣病予防や健康づくり支援のさらなる充実・強化を図ります。
- 一般介護予防事業を充実させ、高齢者の生活機能の維持・向上を図ります。

基本目標2 安心・安全な暮らしを支えるサービスの推進

- 関係機関等との連携を強化し、高齢者やその家族等に対して、保健・福祉・医療等、個々の様々なニーズに対応した総合的な情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 家庭内での転倒防止等の安心・安全対策等、高齢者に配慮した住まいの確保支援や交通安全対策、移動手段の確保、災害時の見守り等、高齢者の安心・安全な暮らしを支えるための支援により、高齢者が暮らしやすい生活環境づくりを促進します。
- 虐待や消費者被害等の権利侵害から高齢者を守るための取組を強化し、高齢者の人権擁護を推進します。

基本目標3 生きがい活動と社会参加の促進

- いきいきサロン等による高齢者の外出促進や老人クラブとの連携等により、高齢者の趣味や交流・生きがいづくりを促進します。
- シルバー人材センターや社会福祉協議会、福岡県70歳現役応援センター等の関係機関と連携しながら、ボランティア活動を含む高齢者の地域貢献活動や就労の促進、高齢者の活躍場面の開発・拡大に取り組みます。

基本目標4 人と人とのつながりのある地域づくりの推進

- 社会福祉協議会や民生委員、自治会、地域福祉ネットワーク委員会等の地域の関係団体と連携して、高齢者を地域で見守る体制のさらなる充実を図ります。
- 社会福祉協議会との連携を強化して、高齢者の暮らしを支えるボランティアの育成・支援に取り組みます。
- 地域包括ケア推進センターを中心とした、飯塚市・嘉麻市・桂川町の広域連携により、在宅医療・介護連携の更なる強化を図るとともに、医療と介護のネットワーク強化を図ります。

⇒**第2部各論-第4章-3参照 (P. 35)**

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」における介護予防・生活支援サービス事業やその他の福祉サービス等を展開し、高齢者のための多様な生活支援の充実に取り組みます。

基本目標5 認知症施策の推進

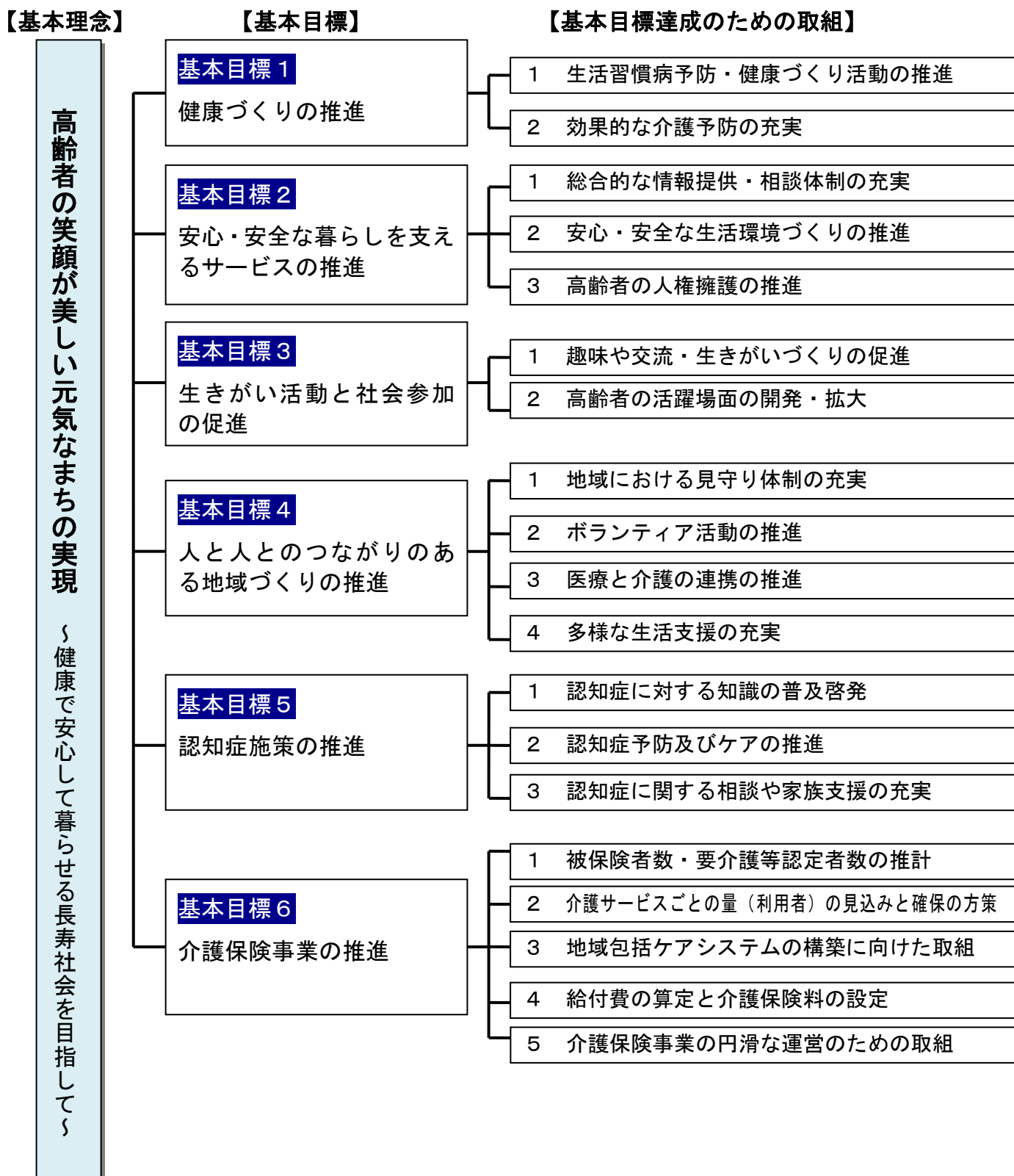
- 国の新オレンジプランに伴い、認知症を支える地域づくりに向けて、認知症に関する知識等の普及啓発を幅広い年齢層や団体に向けて実施します。また、平成27年度より実施している認知症ケアパスの必要に応じた見直しと普及に取り組みます。
- 一般介護予防事業等による認知症の予防や、認知症高齢者に対する介護サービスの提供を充実・強化し、認知症予防及びケア対策の推進を図ります。
- 認知症初期集中支援チーム等の配置をはじめとした相談・支援体制の強化や、認知症カフェの活動支援、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業等、認知症高齢者を抱える家族に対する支援のさらなる充実を図ります。

基本目標6 介護保険事業の推進

- 介護保険サービスについて、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年度を見据えた上で、本計画期間内のサービス量を適切に見込み、各サービスの充実・強化を図るとともに、適正な保険料の設定に努めます。
- 入所申込者や地域の要望、及び自宅待機者の状況を勘案し、介護老人福祉施設の整備を図るとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域密着型サービスである看護小規模多機能型居宅介護の整備を図ります。
- 平成37（2025）年度を見据えた地域包括ケアシステム構築に向けて、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議のさらなる充実を図るとともに、今般の介護保険制度改正で示された地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、本市の実情に応じた事業展開を図ります。
- 介護保険事業を円滑に運営するための取組として、市民に対する情報提供や相談・苦情対応、サービスの質の確保、給付の適正化対策等に取り組みます。また、今般の介護保険制度改正により、利用者負担のあり方について見直しが行われたため、これらの制度改正に適切に対応し、介護保険制度の持続可能性を確保する取組を進めます。

3. 計画の体系

計画の基本理念と6つの基本目標のもと、以下の体系により関連施策を推進します。

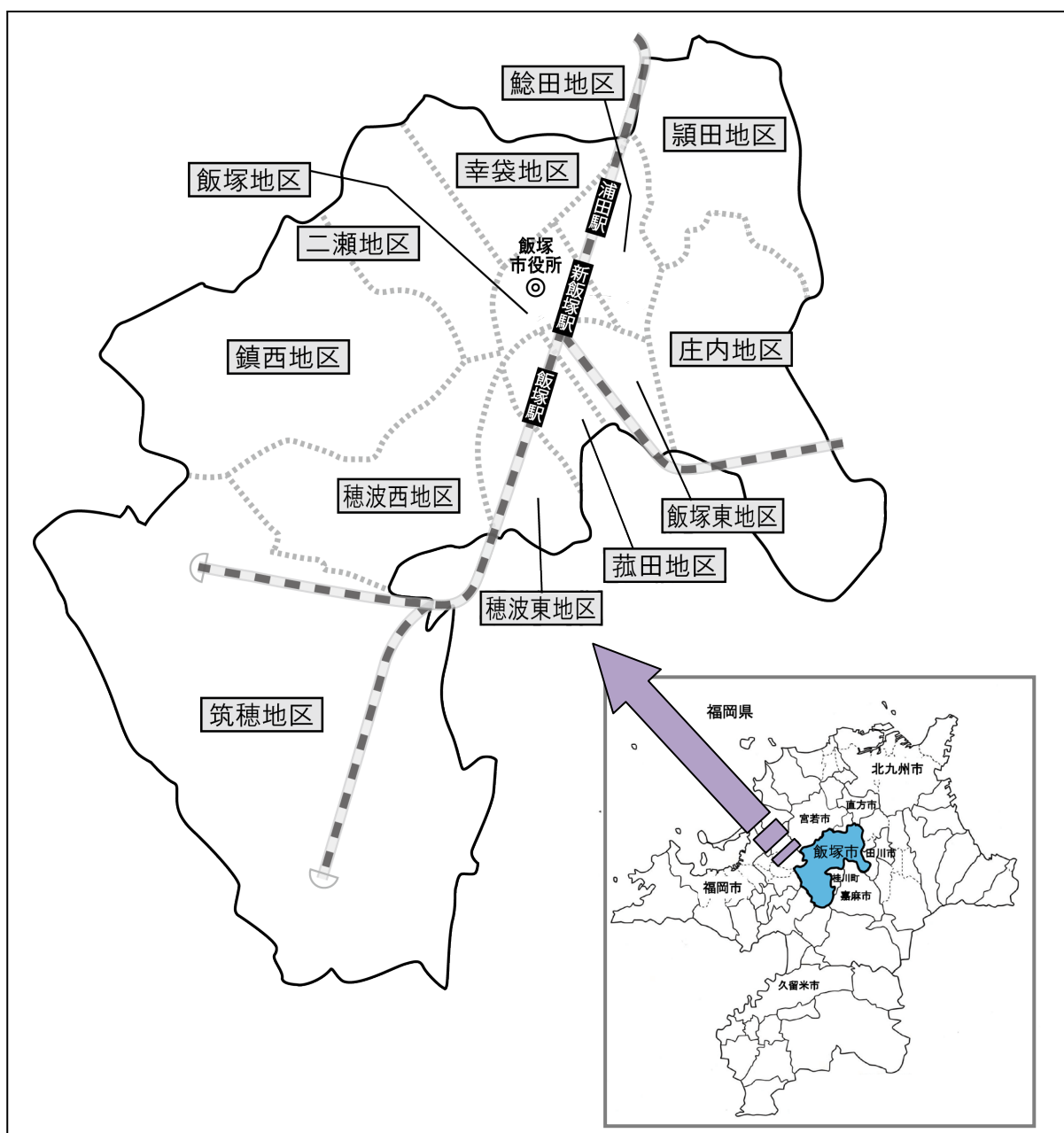


4. 日常生活圏域の設定

- 日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備等を行うために設定するものです。
- 本計画期間においては、第6期計画と同様に、各地区交流センター単位を原則としつつ以下の12圏域とします。

【日常生活圏域の設定】

	圏域名	備考 (地区交流センター)		圏域名	備考 (地区交流センター)
1	飯塚地区	飯塚、立岩	7	鎮西地区	鎮西
2	飯塚東地区	飯塚東	8	穂波東地区	穂波
3	鯉田地区	鯉田	9	穂波西地区	
4	菰田地区	菰田	10	筑穂地区	筑穂
5	二瀬地区	二瀬	11	庄内地区	庄内
6	幸袋地区	幸袋	12	穎田地区	穎田



第2部 各論

第2部 各論

第1章 健康づくりの推進

1. 生活習慣病予防・健康づくり活動の推進

《 現 状 》

健康寿命⁴の延伸のためには、市民一人ひとりが、高齢期以前から生活習慣病の予防や健康づくりに取り組むことが大切です。

本市では、市民の生活習慣病予防対策として、特定健診等の各種健診及びがん検診を実施しています。しかし、広報等により各種健（検）診の受診率向上に努めているものの、現状として国の示す目標受診率に達していない状況です。

また、国においては介護予防等を通じたロコモティブシンドローム⁵対策も健康寿命延伸のための重要な要素の一つと位置づけられています。本市においても運動指導に着目した介護予防教室等に取り組んでおり、さらなる取組の推進が必要です。

「身体活動（運動）」、「休養」とともに健康づくりの三要素である「食」については、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた健全な食習慣の定着が大切です。本市では、地域の食生活改善推進員と連携して市民に対する食育に取り組んでいますが、今後も関連するボランティア等の確保・育成支援等も含め、このような取組を継続していくことが必要です。

《 今後の取組 》

（1）各種健（検）診の充実

各種健（検）診については、広報回数を増やして周知啓発を強化するとともに、健（検）診実施会場、実施日、回数を見直すことにより受診機会の確保と受診環境を整備し、受診率の向上に努めます。

また、健診未受診者や未治療者に働きかけて、市民が自ら健康に関心をもち、健康づくりに取り組んでいけるように支援します。

（2）身体活動の増加による健康づくりの推進

高齢者をはじめとした市民が、健康づくりに不可欠な身体活動の大切さを認識し、日常的に運動に取り組めるよう、ウォーキング、ロコモティブシンドローム予防等に着目した運動教室等を実施するとともに、運動実践に向けての周知啓発に取り組んでいきます。

（3）健全な食習慣の推進

健全な食習慣の定着のためには、日頃からの習慣づけが必要であることから、地域で食生活改善推進員を中心に正しい知識の啓発に努めます。

⁴ 健康寿命：日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

⁵ ロコモティブシンドローム（運動器機能不全）：運動器の障がい（変形性関節症、脊椎症、骨粗鬆症、骨折など）により要介護になるリスクの高い状態のこと（全国推計約800万人）。

2. 効果的な介護予防の充実

《 現 状 》

高齢になっても地域で自立して生活し続けるためには、できる限り介護等が必要にならないように予防すること（介護予防）が大切です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、要介護等認定を受けていない高齢者でも約3人に1人は転倒のリスクがあると判定されています。また、認知機能の低下やうつ傾向、口腔ケアや閉じこもり傾向などの介護予防の取組が必要と思われる人もそれぞれ2～4割程度います。

本市ではこのような要介護状態になることのリスクを抱える人をはじめ、介護予防を取り組む高齢者を増やすために各種介護予防教室を開催しています。

今般の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進のために、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進が求められており、介護予防のさらなる充実・強化が求められています。

このため、本市でもこれまでの取組を踏まえつつ、地域と連携して、一般介護予防事業のさらなる充実を図るとともに、より多くの市民が介護予防に関心を持ち、自ら介護予防に参加していただけるような仕組みづくりが必要です。

さらに、介護予防は日常生活のなかにおいて日々継続して行うことが大切であるため、教室が終了した後も自宅で簡単に行うことができ、かつ効果的な教室内容を構築する必要があります。

《今後の取組》

(1) 介護予防への関心や意欲を高める取組 次頁参照

- 高齢者や介護予防に関心がある市民が集まる身近な場（いきいきサロン、老人クラブ等）で介護予防普及啓発のための講座を実施します。
- 年4回発行している情報誌（自治会回覧による全戸配布）に介護予防に関する記事を掲載し、啓発を図ります。また、高齢者が介護予防を自宅で無理なく実践することができる介護予防の取組を検討し、各種講座や広報等で周知を図ります。

(2) 一般介護予防事業の充実 次頁参照

- 高齢者が自らの虚弱度に気づくことができるフレイルチェックを実施します。
また、その支援を行うフレイルサポーターの養成を行い、活動を支援します。
- 一般介護予防事業として、すべての高齢者が生活機能の維持・向上に努めるための各種教室を開催します（転倒予防教室、認知症予防教室等）。
- 教室終了後も継続して自宅で簡単に行うことができるような教室内容の構築に努めます。

【本市の一般介護予防事業の概要】

国の事業区分	本市の該当事業名	事業内容
介護予防把握事業	介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> ■基本チェックリスト結果や地域の実情に応じて収集した情報活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげる。
介護予防普及啓発事業	介護予防への関心・意欲を高める取組	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者または介護予防に関心がある市民が集まる会場（いきいきサロン・敬老会・自治会の集まり）での介護予防講座を実施。 ■年4回発行（自治会回覧による全戸配布）している情報誌に介護予防に関する内容の記事を掲載。
	フレイル予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の自治公民館等でフレイルチェックを実施し、フレイル予防に取り組むためのプログラムを提案する。
	転倒予防教室	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の転倒予防を目的とし、運動機能維持・向上のためのプログラムを開催。
	認知症予防教室	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の認知症予防を目的として音楽療育活動、運動・口腔機能向上プログラムを開催。
地域介護予防活動支援事業	地域福祉ネットワーク活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者福祉に資する各種ネットワークを構築することにより、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう支援を行う。
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業評価事業	<ul style="list-style-type: none"> ■介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、いきいきサロン等へのリハ専門職等の関与を促進する。

第2章 安心・安全な暮らしを支えるサービスの推進

1. 総合的な情報提供・相談体制の充実

《 現 状 》

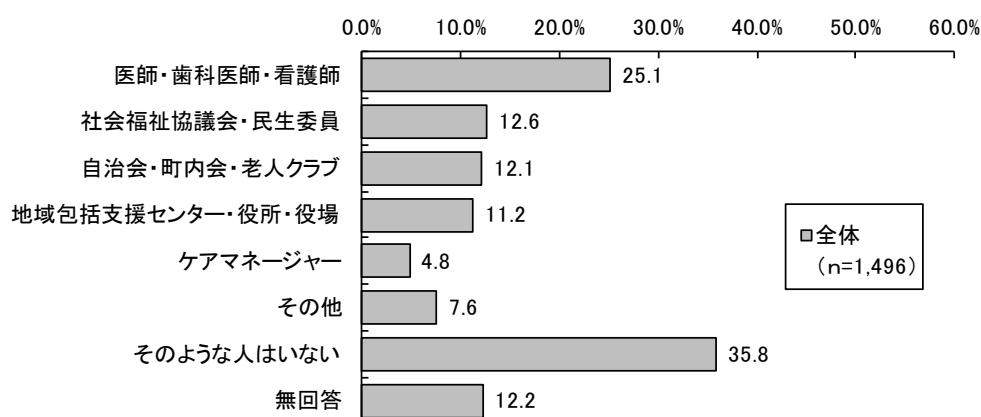
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、自分や家族にとって必要なサービス等の情報が入手でき、困りごと等を相談できる場があることが大切です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、家族や友人・知人以外の相談相手として、医師等の医療関係者や社会福祉協議会や民生委員、自治会関係者や地域包括支援センター等があがっていますが、相談相手がいない人も3割強となっています。

本市では高齢者に関する相談については、主に地域包括支援センターが担っており、地域福祉ネットワーク委員会等と連携して対応しています。個々のニーズの拡大により相談内容も多岐にわたっており、複雑化する介護保険制度の変更に伴う対応の検討や、地域の関係機関と連携して相談対応体制の充実・強化を図ることが必要です。

また、これらの相談機関や保健・福祉・医療等に係る各種サービス等の情報については市公式ホームページや市広報紙（広報いいづか）等を通じて情報提供を行っていますが、今後もこれらの媒体等を活用して高齢者の生活に必要な情報を継続的に収集・発信していくことが必要です。

【家族や友人・知人以外の相談相手】



資料／介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（平成29年8月）

《 今後の取組 》

(1) 情報の提供

- 介護予防等に関する情報誌（年4回発行）を自治会回覧により全戸配布し、介護予防に関する基本的な知識や高齢者福祉サービス等を広く周知していきます。
- 市公式ホームページに介護予防事業や高齢者福祉サービス等の情報を掲載するとともに、各事業実施について市広報紙（広報いいづか）やガイドブック、パンフレット等により周知していきます。

- 地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービス等の情報については、国が運用している「介護サービス情報公表システム」も活用しながら、関連する事業内容等の情報提供に努めます。
- 民生委員や福祉委員等の高齢者と接する機会が多い地域の関係者に、高齢者に関する情報を提供し、これらの地域人材を介した情報提供に努めます。

(2) 総合的な保健福祉相談

- 保健分野については、健康診査（がん検診）や講演会、健康相談、健康教室等の充実を図り、これらの機会を活用して市民の健康に関わる相談に対応していきます。
- 地域包括支援センターは、社会福祉協議会、地域福祉ネットワーク委員会等の関係機関と、医療・介護・福祉の多職種間における連携を強化し、総合的な相談窓口として市民のニーズに応じた適切なサービス提供を行えるよう、機能強化を図ります。
- 地域包括ケアシステムを構築していくための拠点として、飯塚医師会に委託・設置している地域包括ケア推進センターは、在宅医療が必要な方への調整・支援や在宅医療と介護の連携を行うため、医療機関や介護関係者等からの専門的な相談に対応していきます。

2. 安心・安全な生活環境づくりの推進

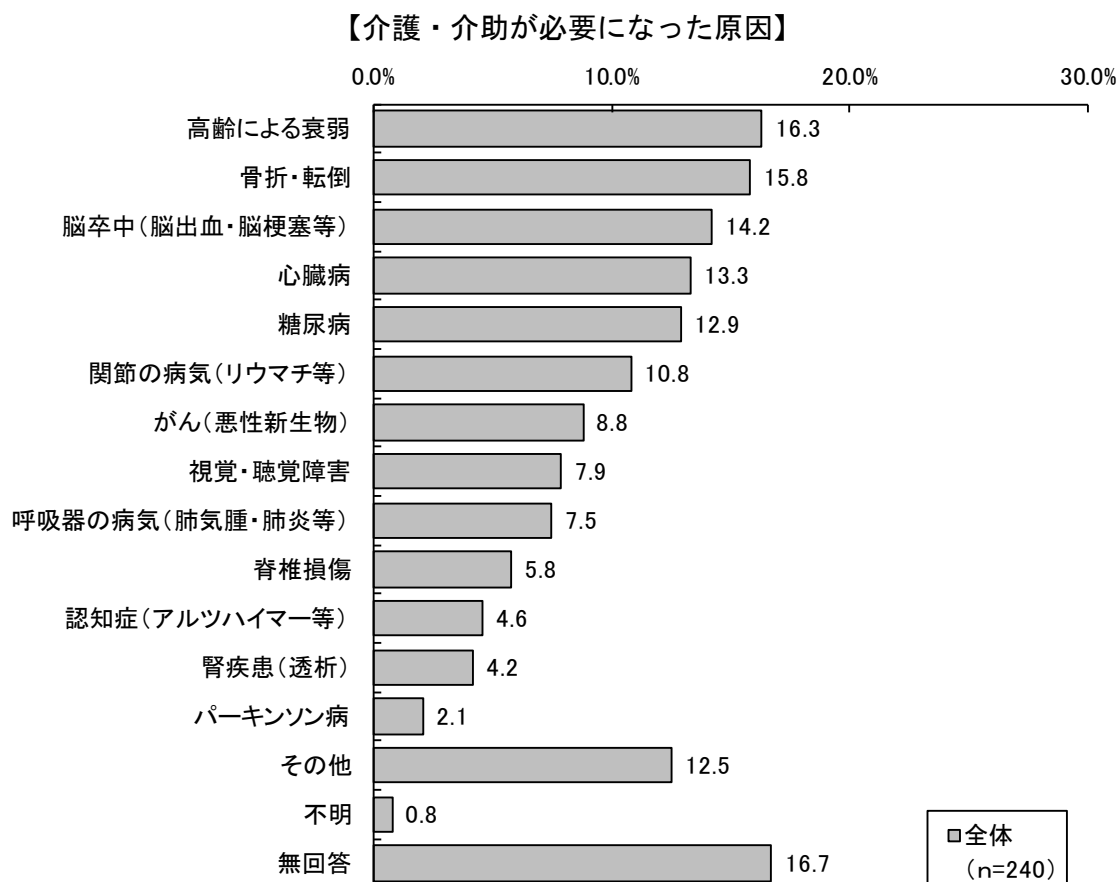
《 現 状 》

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険やその他の福祉サービスの充実とともに、安心して安全に生活できる住環境づくりが大切です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、介護・介助が必要になった原因の第2位に「骨折・転倒」があがっています。本市では、屋内での事故や転倒予防のための各種運動教室を実施しており、今後、より効果的な運動教室を開催する必要があります。

また、平成28年の熊本地震や平成24・29年の九州北部豪雨のように近年全国的に増加している地震や水害等の災害から高齢者を守るための体制づくりや、移動手段としての公共交通網整備や交通安全対策の充実も安心・安全な暮らしを守る上で重要な課題となっています。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、その基盤となる「住まい」が高齢者の生活に適したものであることが大切です。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、高齢者の7割以上は持ち家で生活しているため、介護保険やその他の住宅改造・改修に係るサービスの利用を促進し、自宅で暮らしやすい環境づくりを支援していくことが大切です。加えて、市営住宅のバリアフリー化等、高齢者に配慮した住まいの整備や確保に取り組むことも必要です。



資料／介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（平成29年8月）

《今後の取組》

(1) 転倒予防等の家屋内での安心・安全対策

転倒しにくい体づくりを目的とした介護予防事業（高齢者筋力アップ教室、足元気教室等）を実施します。また、教室終了後も継続して自宅で簡単に行うことができるような教室内容の構築に努めます。

⇒第2部各論第1章-2参照 (P. 24)

(2) 交通安全対策及び移動手段の確保

- 高齢者による自動車等の運転事故を防げるよう、高齢者運転免許証自主返納促進事業の周知を図り自主返納を促すとともに、高齢者の移動手段の確保のため、より効果的な事業内容の調査・検討に取り組みます。
- 高齢者の交通安全対策の一環として、老人クラブの交通安全県民運動（春・秋の交通安全県民運動）への参加を支援するとともに、警察署や交通安全協会等とも連携して交通安全の啓発に努めます。
- 「飯塚市地域公共交通網形成計画」においては、少子高齢化社会に対応した持続安定的な交通ネットワークの確保及び利便性の高い公共交通体系の構築に努めます。
- 生活支援体制整備事業において各圏域ごとに高齢者の移動に係る課題を把握し、ニーズに応じた移動支援サービスの創出に努めます。

⇒第2部各論第4章-4参照 (P. 37)

(3) 災害時の見守り

災害時の安全を確保できるよう、地域包括支援センターと民生委員、自治会、庁内関係課（防災安全課、社会・障がい者福祉課等）と連携して、日常的な見守りや災害時に特に支援を必要とする高齢者等の安否確認に努めるとともに、支援については防災安全課と連携して取り組みます。

(4) 高齢者に配慮した住まいの整備

- サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者の住まいの確保について、県と連携して取り組みます。
- 介護保険の住宅改修の適切な利用を促進するとともに、住宅改造助成事業において、要介護等認定者以外の人（非課税世帯）も対象とした改修費用の補助を実施します。
- 高齢者の身体状況にあわせた住宅改造や施工方法、リフト等の介護機器の利用等に係る相談支援の一環として、福岡県が実施している「バリアフリーアドバイザー派遣制度」の周知と利用促進に努めます。

3. 高齢者の人権擁護の推進

《 現 状 》

高齢化の進行による一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の財産をめぐるトラブルや高齢者虐待、悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害の問題など、高齢者の権利に係る問題が全国的に深刻化しています。

本市においても、全国的な傾向と同様に、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加傾向にあり、地域包括支援センターでの権利擁護関連の相談件数も増加しています。

このような中、国は「成年後見制度利用促進法」（平成28年5月施行）及び「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月閣議決定）の施行・策定により成年後見制度の利用促進に着手するなど、高齢者をはじめとした権利擁護対策の推進を図っています。

今後もさらなる高齢化の進行により、一人暮らしや認知症等のために権利擁護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、このような国の関連施策の動向を踏まえつつ、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関が連携してこれらの権利擁護対策を進める必要があります。

《今後の取組》

（1）消費者被害防止のための啓発

地域包括支援センターは、警察署や消費生活センターとの連携を強化し、いきいきサロンや老人クラブ、地域福祉ネットワーク委員会等に対し、悪質商法や詐欺等についての近隣での被害情報の提供や、被害防止のための消費生活知識の普及・啓発に努めます。

（2）高齢者の権利擁護への取組

- 認知症等のために判断能力が不十分で親族等申立てを行う人がいない人について、成年後見制度の市長申立てや申立て費用を助成する利用支援事業を実施します。
- 成年後見制度について広く周知を行うとともに、社会福祉協議会が実施している金銭管理等を支援する権利擁護事業についても周知と利用促進に努めます。
- 「成年後見制度利用促進法」「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、市内の地域福祉や障がい福祉所管課や地域の関係機関と連携して、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

（3）高齢者虐待防止への取組

- 年4回発行の情報誌（自治会回覧による全戸配布）等に高齢者虐待防止に関する記事や相談窓口（地域包括支援センター）を掲載し、啓発を図ります。
- 高齢者虐待の相談に対しては、地域包括支援センターと地域の関係機関（民生委員、福祉委員、介護サービス事業所等）が連携して、高齢者虐待の早期発見に努め、事実確認から見守り、介護サービス等の利用支援、措置入所等の必要な支援につなげるなど、問題解決に取り組みます。また、虐待被害者だけでなく、加害者へのケアも考慮し、それぞれのケースに応じて柔軟に対応します。

第3章 生きがい活動と社会参加の促進

1. 趣味や交流・生きがいつくりの促進

《 現 状 》

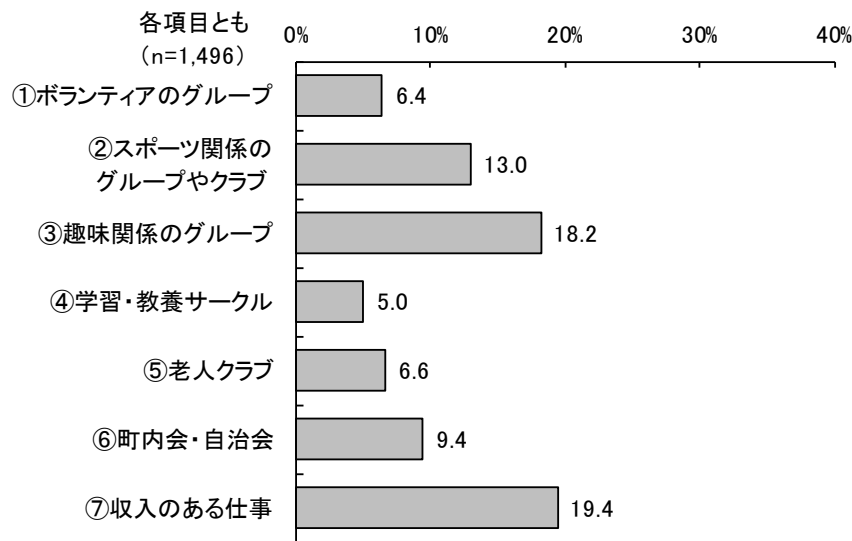
高齢者が心身ともに健康に、かつ充実した生活を送るためには、生きがいつくりが大切です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、要介護等認定を受けていない高齢者の1割強～2割弱はスポーツや趣味等のグループ活動に月1回以上参加しています。その一方で、閉じこもり傾向にある人も2割を超え、年齢が上がるにつれ閉じこもり傾向にある高齢者の割合も多くなるなどの課題も見受けられます。

本市では、人との交流が少なく、閉じこもりがちな高齢者等の居場所づくりとして、地域の関係者等との連携のもと、いきいきサロンの拡充に取り組んでおり、平成28年度では市内221ヶ所で開催されています。また、老人クラブが約100団体あり、スポーツ事業や高齢者料理講習会等の様々な取組を行っています。

今後も地域と連携しながら、このような高齢者の生きがいにつながる趣味や交流、生きがいつくりの場の拡充に取り組むことが必要です。

【高齢者の地域活動・趣味活動への参加状況（月1回以上参加している人の割合）】



資料／介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（平成29年8月）

《 今後の取組 》

(1) 高齢者の外出促進

高齢者の外出を促し、人や地域の交流を深めるため、老人クラブや地域福祉ネットワーク委員会等と連携して、いきいきサロンや世代間交流事業等の場に参加を働きかけ、引きこもりや孤立の予防と健康増進に努めていきます。

(2) 老人クラブの育成

老人クラブは地域の自主的な活動組織であり、「健康・友愛・奉仕」の三大運動を柱に活動を推進しています。高齢者の生きがいづくりや高齢者の健康づくり、地域の安全、安心を支える支援活動に取り組む老人クラブに対して、魅力ある老人クラブの育成のため、加入促進および活動の支援に努めます。

2. 高齢者の活躍場面の開発・拡大

《 現 状 》

高齢者がそれまで培った経験や知識等を活かして仕事やボランティア等の担い手として活動することは、本人の生きがいづくりとしてだけでなく、人口減少と少子高齢化が進む地域社会にとっても有益なことです。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、要介護等認定を受けていない高齢者の1割弱～2割弱はボランティアや仕事に月1回以上従事しており、高齢者や子育て中の保護者への支援等で活躍している人もいます。

本市では、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の関係機関と連携して高齢者のボランティア活動や就労等の支援に取り組んでいますが、今後もこのような取組を進め、高齢者に地域のさまざまな活動の担い手として活躍していただけるような仕組みや環境をつくる必要があります。

《今後の取組》

(1) ボランティアの育成・支援

- 高齢者が充実した生活を送る上で、豊富な経験や知識、技能を活かし、ボランティア活動を通して社会で活躍できるよう、社会福祉協議会のボランティアセンターを支援していきます。
- 県事業の「福岡県70歳現役応援センター飯塚オフィス」の周知を進め、高齢者がボランティア活動や再就職等の多様な選択肢の中から経験や技能、知識を活かすことができる場を見つけられるよう、支援を行います。

(2) シルバー人材センターへの支援

高齢者の臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会に貢献できるよう、シルバー人材センターの活動支援に努めます。

第4章 人と人とのつながりのある地域づくりの推進

1. 地域における見守り体制の充実

《 現 状 》

一人暮らし等により日常生活に不安を抱える高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域において日常的に見守りが行われることが大切です。

本市では、高齢者の見守り活動は、民生委員が中心となって福祉委員や地域関係者の協力を得ながら実施しています。

さらに、宅配業者・ライフライン事業者等の民間事業者と協定を結び、それぞれの業務活動の中で高齢者を見守る取組を行っていただいています。このように、多様な主体による日常的な見守りを継続していくことが必要です。

また、本市には、高齢者見守り活動を含む地域福祉の推進を目的として市内20地区で「地域福祉ネットワーク委員会」が組織されており、高齢者福祉をはじめとした地域福祉の活動団体として大きな役割を果たしています。

この地域福祉ネットワーク委員会の活動をはじめ、いきいきサロンや老人クラブなど、見守り活動の基盤となる福祉活動が多数展開されています。これらの福祉活動についても、社会福祉協議会等と連携してその活動を支援し、支え合う地域づくりを促進していくことが必要です。

《 今後の取組 》

(1) 地域の見守り活動の推進

- 社会福祉協議会や民生委員、自治会長に避難行動要支援者名簿を配付して要支援者に関する情報を共有し、福祉委員をはじめ、老人クラブ、ボランティア等と連携して、一人暮らし高齢者等の見守り活動を推進していきます。
- 民間事業者(宅配業者・ライフライン事業者等)と見守り活動に関する協定を継続し、各事業者の業務活動を通じた見守り活動を推進していきます。
また、新規事業者を募り、さらなる体制の強化に努めます。

(2) 地域福祉ネットワーク委員会への支援

「地域福祉ネットワーク委員会」への支援を継続し、高齢者の見守り活動、地域内での連携をはじめとした地域福祉活動の充実・強化を図ります。

(3) 地域に根差した福祉活動の推進

社会福祉協議会が取り組んでいる「いきいきサロン」や福祉委員による見守り活動等の支援のため、今後も社会福祉協議会との連携を図ります。

2. ボランティア活動の推進

《 現 状 》

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護サービス等の公的なサービスだけでなく、日常の軽微な生活支援が必要であり、ボランティアはこのような生活支援の担い手として重要な存在です。

本市では、社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、高齢者福祉をはじめとしたさまざまな分野で活躍するボランティアの育成が進められています。

今後も社会福祉協議会と連携して、高齢者福祉分野で活躍するボランティアの活性化を図ることが必要です。

《今後の取組》

(1) ボランティアの育成・支援

- 高齢者を支える多様なボランティアを育成し、その活動を活性化させるため、社会福祉協議会のボランティアセンターを支援していきます。
- 地域には元気な高齢者も多数おられることから、地域社会の中でいきいきと生活できるよう、また高齢者がボランティアとして活動できるよう、適切な人材確保、育成に努めていきます。

3. 医療と介護の連携の推進

《 現 状 》

今後の高齢化のさらなる進行により、医療と介護の両方のニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれます。

このような高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、市町村は、関係機関と連携して、高齢者の退院支援や日常の療養支援、急変時の対応等の様々な局面において、在宅医療・介護の連携を推進するための体制整備を図ることが求められています。

本市では、平成27年度から、地域ケア会議の専門部会として「在宅医療・介護連携会議」を定期的に開催しているほか、「地域包括ケア推進センター」を飯塚市医師会への委託により設置し、当該推進センターの事業として飯塚医師会の医療圏域をブロックに分け、それぞれのブロックごとにブロック別地域包括ケアシステム推進協議会を開催するなど、在宅医療と介護の連携について各地域における課題や問題点の抽出、グループワーク方式による意見交換に努めています。今後は、他市町を含めた広域的な連携を行い、在宅医療と介護の連携をより深めていく必要があります。

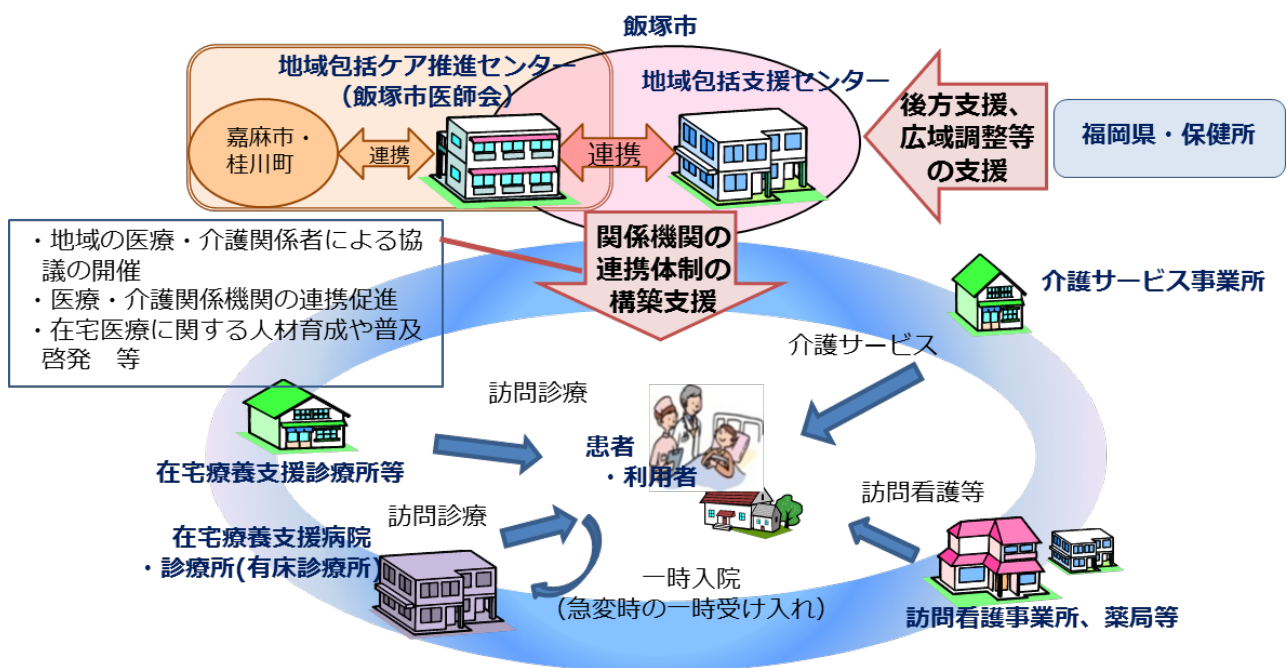
《今後の取組》

(1) 医療と介護の連携体制の構築

- 地域包括ケア推進センターを核として、飯塚市・嘉麻市・桂川町の広域連携により、在宅医療・介護連携のさらなる強化を図ります。
- また、医療と介護の多職種ネットワーク構築・強化を図ります。

⇒第2部各論-第6章-3-(2)参照 (P.59)

【在宅医療・介護連携の推進（イメージ）】



(2) 医療・介護の社会資源把握や市民啓発等の推進

- 認知症高齢者等の在宅生活を支えるため、医療機関や介護関連施設等の「社会資源マップ」の更新と、その周知に努めます。
- 医療・介護の連携の仕組みについて、広く市民に周知するため、市民講座の開催に取り組みます。
- その他、下表に示す地域支援事業における「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組み、医療・介護の連携を推進していきます。

【在宅医療・介護連携推進事業〔地域支援事業（包括的支援事業）〕の概要】

事業区分
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
(ウ) 切れ目のない在宅医療・介護連携の提供体制の構築推進
(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
(カ) 医療・介護関係者の研修
(キ) 地域住民への普及啓発
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

4. 多様な生活支援の充実

◀ 現 状 ▶

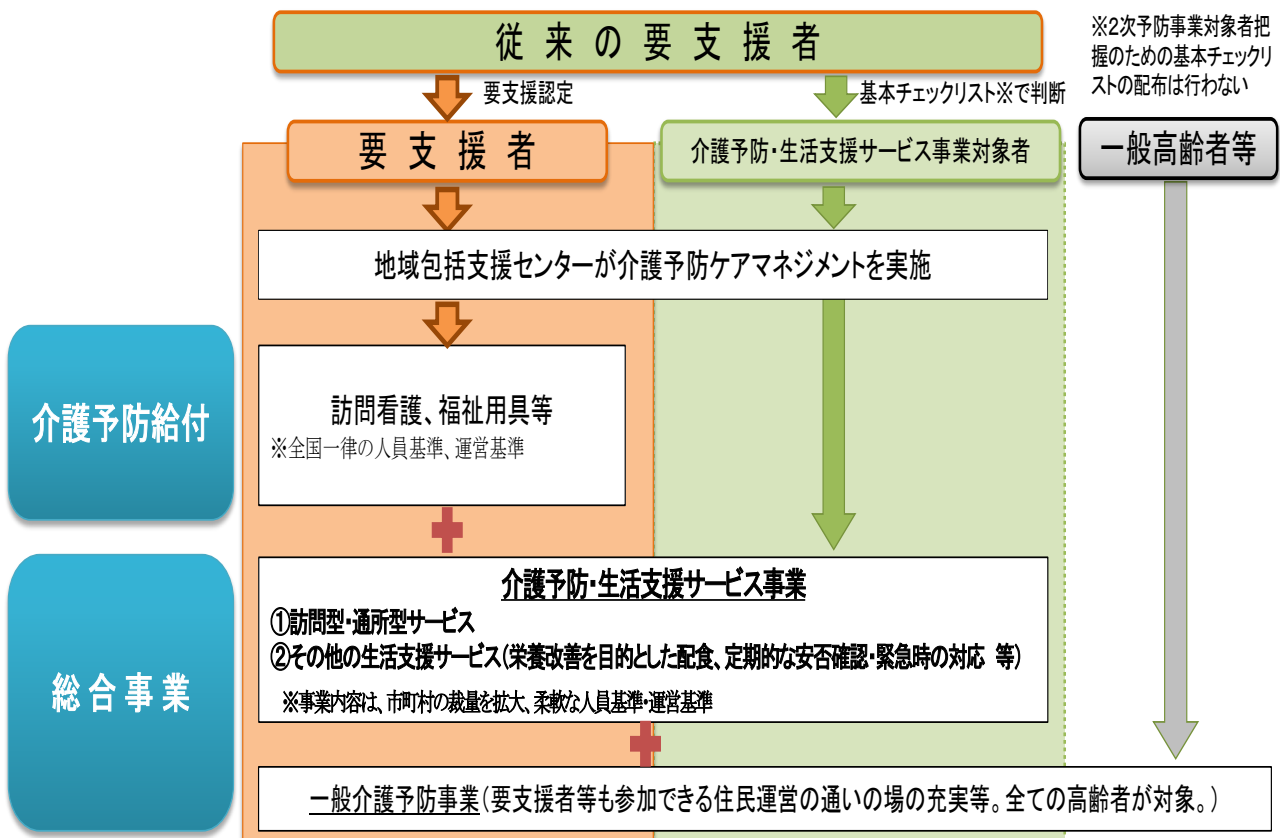
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、さまざまな生活支援が必要です。

平成26年度の介護保険制度改正では、平成37（2025）年度に「団塊の世代」が75歳を迎えるなど高齢化が進展していく中、予防給付の訪問介護と通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、住民等の多様な主体によるサービス提供により市町村が効果的・効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）へ移行することとされました。

この総合事業は、要支援認定者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者に対して介護予防の啓発等を行う「一般介護予防事業」（第2部各論-第1章-2参照（P. 24））で構成されています。

本市では、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を平成29年4月から開始しました。今後は地域の関係機関や住民等と連携しながら、より本市の実情に応じたサービスとなるよう拡充を図ることが必要です。

【介護予防・日常生活支援総合事業の概要】

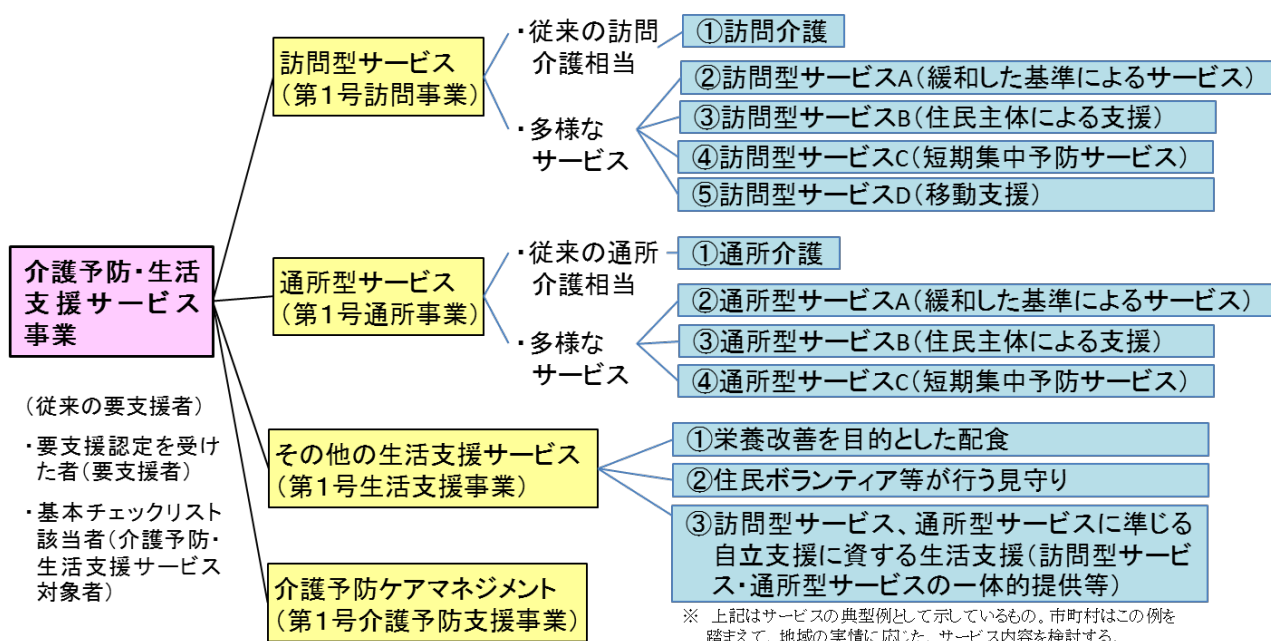


《今後の取組》

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

- 介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の「介護予防訪問介護」等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象とするものです。
- 今後は、住民活動等の多様なサービス実施主体の育成に取り組みつつ、「従来の予防給付に相当する基準によるサービス」から「緩和した基準によるサービス」「住民主体のサービス」へと、より一層地域に根付いた事業として実施されるよう、拡充を図ります。

【介護予防・生活支援サービス事業の概要】



【本市の介護予防・生活支援サービス事業の概要】

事業		内容
訪問型サービス	訪問介護 訪問型サービス	要支援認定者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	通所介護 通所型サービス	要支援認定者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	生活援助型食の自立支援サービス事業	要支援認定者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食を実施
介護予防ケアマネジメント		要支援認定者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

(2) その他の福祉サービスの実施

○介護予防・生活支援サービス事業の内容・位置づけとも調整しながら、地域支援事業や一般福祉施策として、生活支援のための福祉サービスを実施していきます。

【本市のその他の福祉サービスの概要】

事業区分	事業	内容
地域支援事業	介護用品給付	要介護3以上の在宅の寝たきり高齢者を介護している同一世帯の介護者（住民税及び所得税非課税世帯）に、紙おむつ・尿とりパッドを給付（月6千円）
	介護手当給付	介護保険サービスを利用せずに要介護3以上の寝たきり高齢者を在宅で常時介護している同一世帯の介護者に介護手当を給付（月1万円）
	「食」の自立支援	一人暮らし高齢者等に対して、食の確保（夕食）と食生活の改善・安定を図り、あわせて配達の際の安否確認を実施
	緊急通報システム	一人暮らし高齢者宅に緊急時に簡単な操作で外部へ緊急事態を知らせることができるシステムを設置することにより、不安感を解消し、急病・緊急事態に適切に対応するとともに、定期的な安否確認を実施
	認知症高齢者等位置検索システム	徘徊行動の見られる認知症高齢者等を介護する親族に対し、位置情報専用探索機を購入又はレンタル契約締結後、その費用の一部を助成
一般福祉施策	軽度生活援助	一人暮らし高齢者等で、日常生活の援助が必要な高齢者に、簡易な日常生活上の援助を実施（庭の草取り・剪定、大掃除）
	福祉電話	一人暮らし高齢者等で、電話を保有していない高齢者に、電話加入権を貸与し、緊急連絡やコミュニケーションの手段を確保
	寝具乾燥及び洗濯	一人暮らし高齢者等で、寝たきり等により寝具の衛生管理が困難な高齢者に、寝具の乾燥・洗濯を実施
	訪問理美容サービス	要介護3以上の在宅の寝たきり高齢者で外出が困難な高齢者に、理美容師が自宅を訪問して理美容サービスを行う際の出張費用を助成
	住宅改造助成	<p>《要介護認定者対象》 介護保険の住宅改修の対象外の工事で必要と認められるものについて助成（限度額10万円、住民税及び所得税非課税世帯のみ対象）</p> <p>《要介護認定を受けていない高齢者対象》 介護保険の住宅改修の範囲内で必要と認められるものについて助成（限度額10万円、住民税及び所得税非課税世帯のみ対象）</p>
日常生活用具給付	住民税及び所得税非課税世帯で、要介護認定を受けている高齢者に、防火を目的とした日常生活用具三品目の購入費用を助成（火災警報器・自動消火器・電磁調理器）	

(3) 生活支援サービスの体制整備

- 介護予防・生活支援サービス事業の実施にあたっては、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくことが必要とされています。
- このため、市町村は、地域支援事業に新たに設けられた介護予防・生活支援サービスの体制整備を図るための事業（生活支援体制整備事業）を活用しながら、地域において多様な主体の活動を支援することが求められています。具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置等が地域支援事業に位置づけられています。
- 本市では、平成29年度中に、第1層（市全域）での協議体・生活支援コーディネーター設置を行い、あわせて第2層（12の日常生活圏域）での協議体・コーディネーター設置に着手しており、第7期計画期間中に第2層全12圏域での設置を目指します。
- 設置した協議体・生活支援コーディネーターの活動を具体化し、地域課題や資源の把握や必要なサービスの創出、支援ネットワークづくり、ニーズとサービスとのマッチングなど、各圏域に実情に応じた生活支援の体制整備を推進します。

【生活支援・介護予防の体制整備における生活支援コーディネーター等の役割（イメージ）】

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、第7期計画中に、第1層及び第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



第5章 認知症施策の推進

1. 認知症に対する知識の普及啓発

《 現 状 》

高齢化の進行とともに、認知症の人が増加しています。国の統計によると我が国における認知症の人の数は2012（平成24）年で約462万人、65歳以上高齢者の約7人に1人と推計されており、正常と認知症との中間の状態のMCI（軽度認知障がい）⁶とされる約400万人と合わせると、65歳以上高齢者の約4人に1人が認知症またはその予備群とも言われています。このような状況を踏まえ、国は「新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）」（平成27年1月策定、平成29年7月改訂）を策定し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進することとしています。

本市の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも要介護認定を受けていない高齢者の約4割は認知機能低下のリスクがあり、今後も高齢化の進行とともに増加することが見込まれます。

認知症については、国の研究により、生活習慣改善等により予防ができることや、早期発見と早期治療によって高い治療効果が期待できることが判明しており、このような予防や早期対応の必要性をはじめとした認知症に関する知識について、広く市民に理解していただくことが必要です。

本市では認知症に対する普及啓発及び認知症を支える地域づくりの一環として、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。平成21～28年度の8年間で約8,700人がサポーター養成講座を受講しています。今後も地域と連携してサポーターを拡大していくことと、サポーターに対するフォローアップ講座を今後も継続して開催する必要があります。

また、認知症になった場合に、どのように対応したらよいかわからない人も多いため、認知症に関わる相談や支援を行う地域の社会資源を整理し、わかりやすく市民や地域の関係者に伝えていくことも必要です。

《 今後の取組 》

（1） 認知症に対する知識の普及啓発

- 認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を継続して実施していきます。また、認知症サポーターや養成講座の講師である認知症サポーターキャラバンメイトを対象としたフォローアップ研修を実施し、さらなる知識の習得と理解促進を図ります。
- 小中学生を対象とした講座を開催し、次世代を担う若い世代の認知症の正しい知識の習得と認知症に対する関心の向上を図ります。
- 市広報紙（広報いづか）や市公式ホームページ、情報誌（自治会回覧による全戸配布）等の媒体を活用して、認知症に関する知識や認知症施策について周知を図ります。あわせて、医師会等と連携をして関係機関等が行う市民を対象とした認知症講座等の開催支援に努めます。

⁶ MCI（Mild Cognitive Impairment）：正常と認知症の中間ともいえる状態のことだが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない。MCIの人のうち年間で10～15%が認知症に移行するとされている。

(2) 認知症ケアパスの作成

認知症の人の生活機能障がいの進行にあわせ、「いつ」「どこで」「どのような」支援を受けることができるか理解できるように、「認知症ケアパス」を作成し、具体的な支援の内容や支援機関等を認知症の人やその家族、地域の関係者に情報提供していきます。

2. 認知症予防及びケアの推進

◀ 現 状 ▶

認知症には予防から発症、状態の進行の各段階に応じて適切なケアを行うことが大切です。

本市では、予防の取組として、認知症を含む介護予防全般に関する「介護予防教室」を地域のいきいきサロンや自治公民館活動等と連携して開催しているほか、認知症に特化した「認知症予防教室（脳元気教室）」を実施しています（第2部各論-第1章-2参照（P.24））。

また、認知症高齢者は環境の変化により症状が悪化しやすいため、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられる環境があることが重要です。本市では、介護サービスとして認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護等の認知症ケアに効果的な地域密着型サービスの基盤整備を進めてきました。

今後も地域のニーズを適切に把握しながら、このような取組により認知症予防や認知症ケアの充実を図ることが必要です。

◀ 今後の取組 ▶

(1) 認知症予防対策の推進

一般介護予防事業として、認知症予防教室やその他の介護予防教室等を開催し、認知症予防に関する知識の普及啓発を図ります。より多くの市民に早期から介護予防・認知症予防に関心を持ってもらえるよう、中高年層のサークルや自主活動グループ等での教室開催にも取り組みます。⇒**第2部各論-第1章-2 参照（P.24）**

(2) 認知症高齢者に対する介護サービスの充実

- 認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護等の認知症ケアに係る地域密着型サービス事業者に対して適切な指導・監督を行い、認知症ケアの質の確保・向上の促進に努めます。

3. 認知症に関する相談や家族支援の充実

◀ 現 状 ▶

在宅介護実態調査によると、要支援・要介護認定を受けている高齢者の主な介護者が不安を感じる介護として、「認知症状への対応」は「外出の付き添い、送迎等」「入浴・洗身」「夜間の排泄」に次いで、15項目中4番目に挙げられており、家族支援の充実が必要です。

そこで、本市では、認知症に関する相談について、地域包括支援センターを中心に実施しており、福岡県指定の認知症医療センター（飯塚記念病院）との連携強化を図り、相談対応や支援の充実に努めています。

また、認知症の早期診断・早期相談対応を図るため、認知症初期集中支援チーム等の取組が地域支援事業（包括的支援事業）に位置づけられています。本市では平成28年度から開始していますが、今後は事業の周知と専門機関等との連携強化を図る必要があります。

さらに、認知症の高齢者およびその家族への支援の一環として、認知症カフェ設置事業を行っていますが、今後、設置数の増加に向けてさらなる周知が必要です。

さらに、認知症高齢者の家族支援の一環として、平成25年10月から認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業を実施しており、平成29年3月末現在の事前登録者は86名、協力団体数は90団体となっています。近年、高齢者の徘徊が増加傾向にあるため、スムーズな初期対応を行うために、事前登録の促進に取り組む必要があります。

◀ 今後の取組 ▶

(1) 相談・支援体制の構築

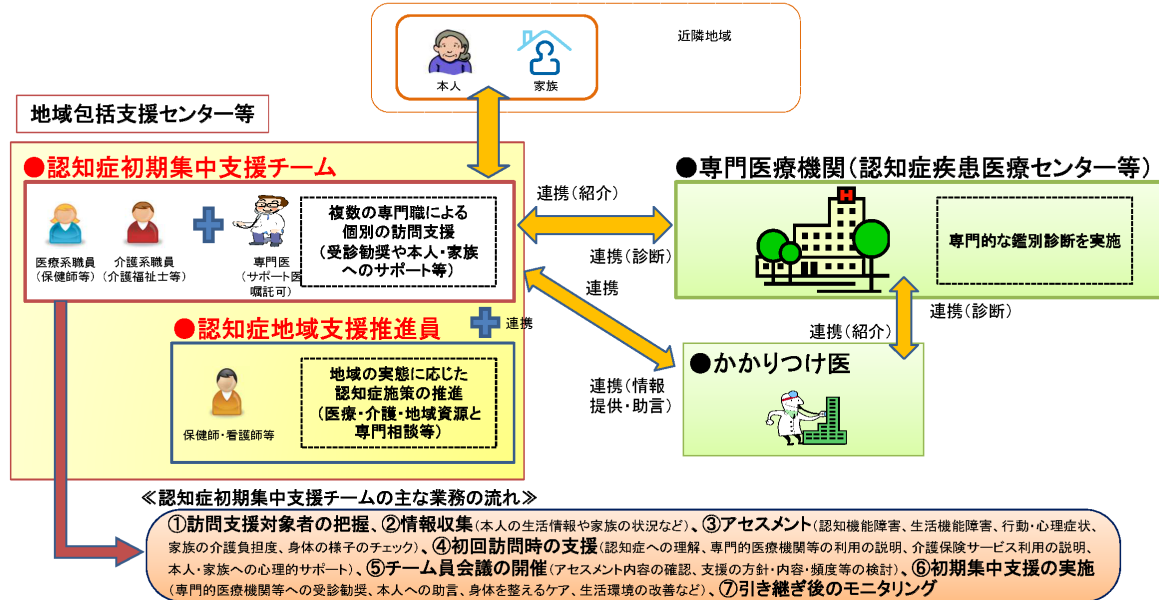
- 認知症初期集中支援事業（認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員）により、認知症の早期診断・早期相談対応を図るため、事業の周知と専門機関等との連携強化に取り組めます。
- 地域ケア会議（地域包括ケアシステム推進会議）の専門部会として、認知症ケア会議を設置し、地域の関係機関等と連携して、認知症施策全般の推進方法等について協議を行っていきます。

⇒第2部各論-第6章-3-(2) 参照 (P. 59)

【認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員（イメージ）】

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

- 認知症初期集中支援チーム—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
(個別の訪問支援)
- 認知症地域支援推進員—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



(2) 専門機関との連携

福岡県認知症医療センター（飯塚記念病院）との連携をさらに強化し、地域包括支援センター職員や地域のケアマネジャー等の認知症に関する知識や対応技術の向上、認知症に関わる関係機関等とのネットワークの拡充を図ります。

(3) 認知症の人及びその家族への支援

認知症の人やその家族、地域住民等が交流できる場として「認知症カフェ」の開設を推進するため、事業のさらなる周知と地域で認知症カフェ開設に取り組む団体等の活動支援に取り組みます。

(4) 認知症による徘徊に対する取組

- 認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業の事前登録を促進するとともに、県の防災メールを活用し、徘徊高齢者の早期発見・保護に取り組みます。
- 徘徊模擬訓練の開催を全市的に推進し、訓練を通じて認知症に対する理解の促進や、認知症徘徊高齢者等に対する声かけや見守りの意識の向上を図ります。

第6章 介護保険事業の推進【介護保険事業計画】

1. 被保険者数・要介護等認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

介護保険の被保険者数の推計結果は下表のとおりであり、第7期計画期間（平成30～32年度）は、第1号被保険者が40,000人前後、第2号被保険者が39,000人前後で推移するものと見込まれます。

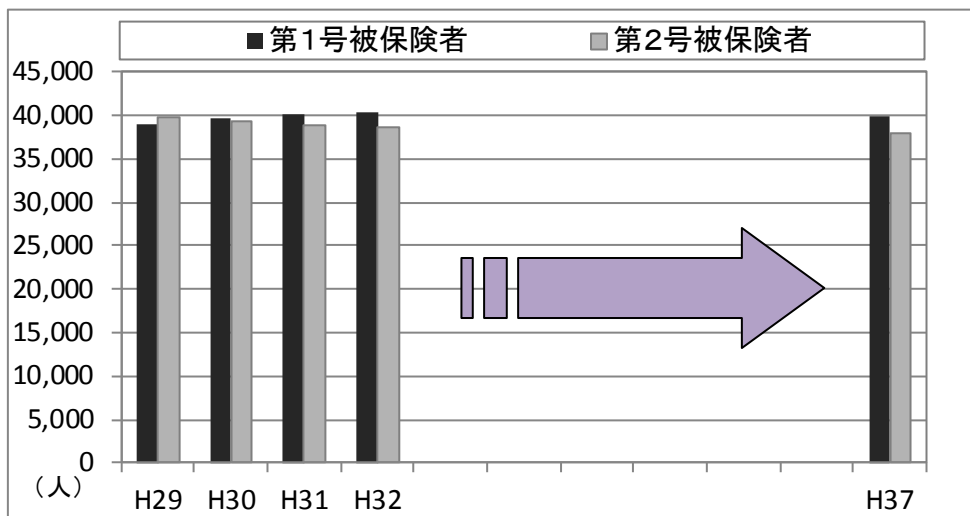
さらに平成37年度まで推計すると、「団塊の世代」の高齢化が進むため、平成31年度以降は第1号被保険者数が第2号被保険者数を上回る見込みです。

【被保険者数の推計】

(単位:人)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
第1号被保険者	39,069	39,647	40,059	40,249	39,952
65～69歳	11,836	11,440	10,703	10,039	7,751
70～74歳	7,773	8,535	9,475	10,396	9,382
75～79歳	6,958	7,068	7,174	6,925	9,418
80～84歳	5,783	5,675	5,651	5,654	5,800
85～89歳	3,968	4,045	4,079	4,195	4,143
90歳以上	2,751	2,884	2,977	3,040	3,458
65～74歳 計	19,609	19,975	20,178	20,435	17,133
75歳以上 計	19,460	19,672	19,881	19,814	22,819
第2号被保険者 (40～64歳)	39,805	39,329	38,953	38,648	37,866
合 計	78,874	78,976	79,012	78,897	77,818

資料／平成29年（実績値）：住民基本台帳（10月1日現在）、
平成30～37年（推計値）：総合政策課（コーホート変化率法による10月1日現在推計値）



(2) 要介護等認定者数の推計

平成27～29年度の性・年齢・要介護度別認定率等をもとに、要介護等認定者数を推計しました。

認定者数は、今後、約8,700人前後で横ばいに推移することが見込まれ、認定率も約22%で推移する見込みです。

しかし、平成37年度まで推計すると、認定者数は9,000人を超え、認定率も23%超となる見込みです。

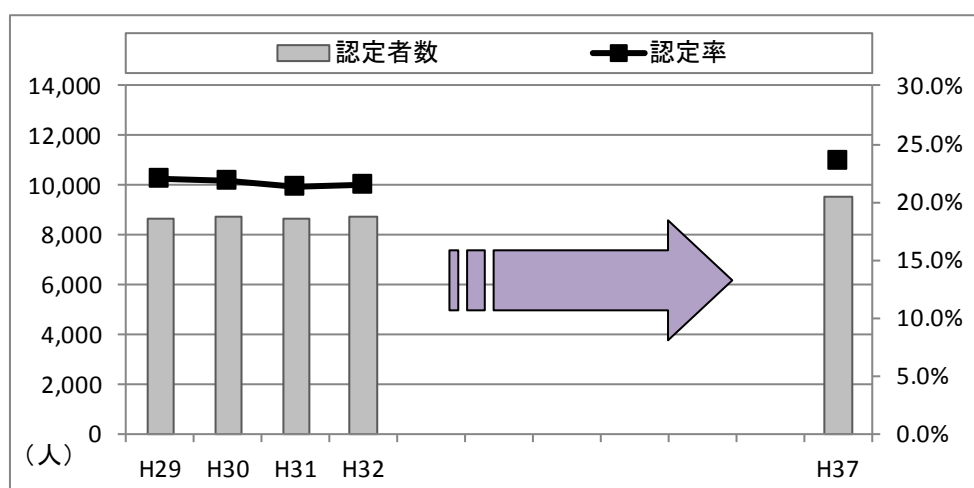
【要介護等認定者数の推計】

(単位:人)

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
要支援1	1,046	984	1,017	869	850
要支援2	1,869	1,836	1,843	1,751	1,797
要介護1	1,582	1,576	1,517	1,546	1,712
要介護2	1,347	1,442	1,449	1,631	1,839
要介護3	1,125	1,132	1,152	1,156	1,297
要介護4	1,113	1,136	1,075	1,149	1,235
要介護5	612	634	628	676	812
予防給付対象者 (要支援1・2)計	2,915	2,820	2,860	2,620	2,647
介護給付対象者 (要介護1～5)計	5,779	5,920	5,821	6,158	6,895
合 計	8,694	8,740	8,681	8,778	9,542
うち 第1号被保険者	8,569	8,624	8,563	8,653	9,411
認定率	21.9%	21.8%	21.4%	21.5%	23.6%

※平成29年：○月末現在の実績値

※認定率＝要介護等認定者数（第1号被保険者）÷高齢者人口



2. 介護サービスごとの量（利用者）の見込みと確保の方策

(1) 施設・居住系サービス

① 基盤整備の方針

本市では、第6期計画までの間、年次的・計画的に施設整備を進めてきましたが、入所申込者の状況や地元からの要望等、および自宅待機者の状況などを勘案して、第7期計画においては、介護老人福祉施設50床の整備に取り組みます。

また、介護老人福祉施設を整備することで、家族の介護のためにやむを得ず仕事を離職する介護離職者の抑制を図ります。

② 量（利用者）の見込み

施設・居住系サービスの利用者数について、直近（平成28～29年度）の利用者数の伸び率や、①の基盤整備方針等を勘案して下記のとおり見込みました。

介護老人福祉施設は、第7期計画期間中の施設整備による利用増を見込んでいます。

その他のサービスは、直近の利用者数の伸び率を元に見込んでいます。

【施設・居住系サービスの量（利用者）の見込み（地域密着型サービス以外）】

(単位:人)

区分	サービス	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅 サービス	特定施設入居者生活介護	237	238	241	241
	予防給付	43	47	49	49
	介護給付	193	191	192	192
施設 サービス	介護老人福祉施設	730	727	729	763
	介護老人保健施設	549	557	559	560
	介護医療院		0	0	0
	介護療養型医療施設	66	68	66	65
	合 計	1,344	1,352	1,354	1,388

※「予防給付」「介護給付」の区分がないものは「介護給付」のみのサービス（要介護1以上が対象）

※施設・居住系サービスのうち、地域密着型サービスに該当するサービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）については、次項「(2) 地域密着型サービス」参照。

③ 確保の方策

県がサービス事業者の指定を行う施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）のうち、介護老人福祉施設は、基盤整備方針に基づき、50床の整備に取り組みます。介護老人保健施設、介護療養型医療施設は、ほぼ充足していると考えられます。

特定施設入居者生活介護についても、第6期計画中の施設整備により、ほぼ充足していると考えられます。

【施設・居住系サービス事業所数・定員（地域密着型サービス除く）】

区分	サービス	事業所数 (ヶ所)	定員(人)
居宅サービス	特定施設入居者生活介護		今後、実績記載予定
施設サービス	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		

資料／平成29年〇月現在

(2) 地域密着型サービス

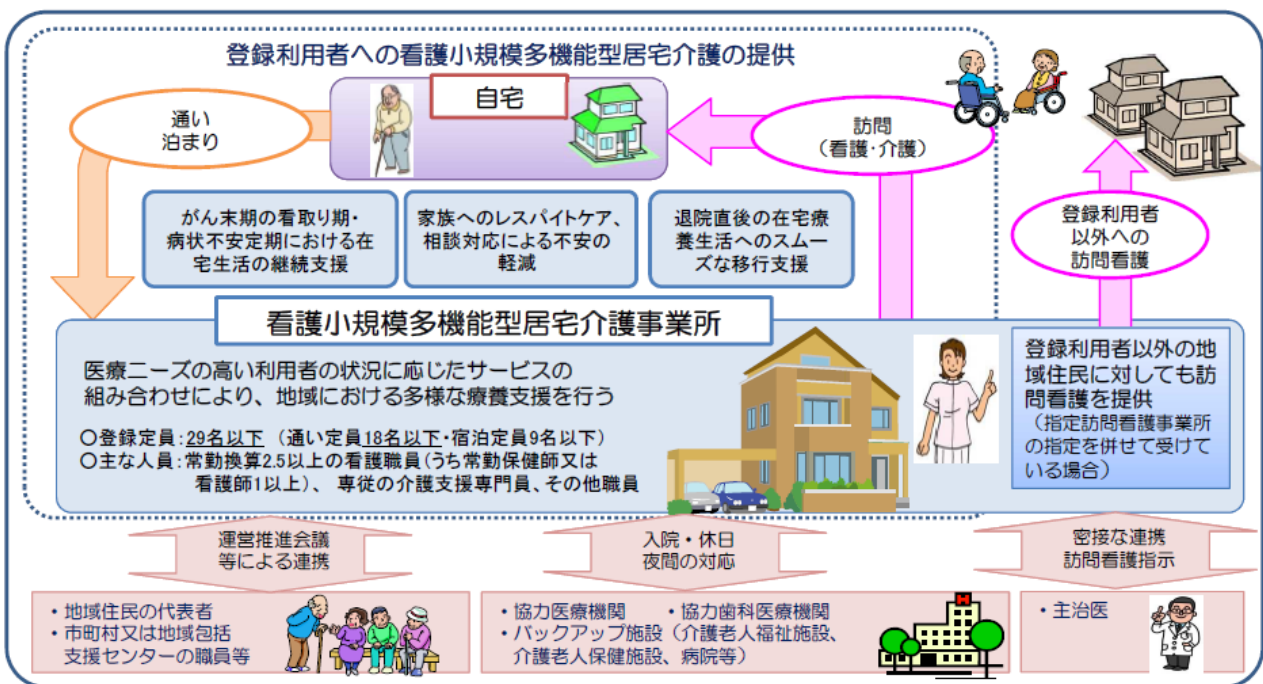
① 基盤整備の方針

地域密着型サービスについては、地域包括ケア推進の観点から、以下のサービスの充足を図ります。

要介護度が高くなった方や医療的ケアが必要になった方でも、できるだけ自宅を中心として日常生活を送ることができるよう支援するため、自宅から施設に通う「デイサービス」を中心に、短期間の「宿泊サービス」、必要に応じてスタッフが自宅にうかがう「訪問介護サービス」に加え、医療面でのサポートとして「訪問看護サービス」が受けられる「看護小規模多機能型居宅介護」について、平成31年度から3事業所の整備に向けて取り組みます。

また、看護小規模多機能型居宅介護を整備することで、家族の介護のためにやむを得ず仕事を離職する介護離職者の抑制を図ります。

【看護小規模多機能型居宅介護の概要（イメージ）】



資料／厚生労働省

② 量（利用者）の見込み

地域密着型サービスの利用者数について、直近（平成28～29年度）の利用者数の伸び率や、①の基盤整備方針等を勘案して下記のとおり見込みました。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は平成30年度から、「看護小規模多機能型居宅介護」は平成31年度から基盤整備による利用増を見込んでいます。

その他のサービスは、直近の利用者数の伸び率を元に見込んでいます。

なお、第7期計画期間において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の動向を把握しつつ、「夜間対応型訪問介護」については、必要性の検討に努めます。

【地域密着型サービスの量（利用者）の見込み】

（単位：人）

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	53	56	59
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	21	16	16	16
予防給付	0	1	1	1
介護給付	21	15	15	15
小規模多機能型居宅介護	94	97	97	97
予防給付	13	12	12	12
介護給付	81	85	85	85
認知症対応型共同生活介護	234	239	243	243
予防給付	1	1	1	1
介護給付	236	238	239	239
地域密着型特定施設入居者生活介護	79	73	74	73
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	68	57	58	58
看護小規模多機能型居宅介護	0	17	33	40
地域密着型通所介護	535	590	606	617

※「予防給付」「介護給付」の区分がないものは「介護給付」のみのサービス（要介護1以上が対象）

③ 確保の方策

地域密着型サービスは、市町村が事業者の指定・監督権限を有するサービスです。

日常生活圏域別のニーズや既存の整備状況等を勘案しつつ、本計画に基づき、本市の指定に際しての方針等についてサービス事業者に情報提供しながら、必要量の確保に努めます。

なお、施設整備にあたっては、公募等による適正な方法によりすすめ、適切な介護サービスの充実を図ります。

【地域密着型サービス事業所数・定員（日常生活圏域別）】

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		夜間対応型訪問介護		認知症対応型通所介護		小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設入居生活介護		地域密着型介護老人福祉施設		看護小規模多機能型居宅介護	
	事業所数 (ヶ所)	定員(人)	事業所数 (ヶ所)	定員(人)	事業所数 (ヶ所)	定員(人)	事業所数 (ヶ所)	定員(人)	事業所数 (ヶ所)	定員(人)	事業所数 (ヶ所)	定員(人)	事業所数 (ヶ所)	定員(人)	事業所数 (ヶ所)	定員(人)
飯塚																
飯塚東																
鯉田																
菰田																
二瀬																
幸袋																
鎮西																
穂波東																
穂波西																
筑穂																
庄内																
頼田																
合計 (市全体)																

今後、実績記載予定

資料／平成29年〇月現在

(3) 居宅サービス

① 量（利用者）の見込み

要介護等認定者数から、施設・居住系サービスを除いた居宅サービス対象者数は6,700人前後で推移する見込みです。

居宅サービスのサービス別利用者数について、直近（平成28～29年度）の利用者数の伸び率等を勘案して次頁のとおり見込みました。

【居宅サービス対象者数の見込み（居住系サービス除く）】

（単位：人）

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
要支援1	1,028	968	1,000	852
要支援2	1,843	1,804	1,810	1,718
要介護1	1,360	1,351	1,289	1,318
要介護2	1,102	1,166	1,177	1,361
要介護3	633	637	655	646
要介護4	511	561	496	554
要介護5	254	294	287	329
予防給付対象者 （要支援1・2）計	2,871	2,772	2,810	2,570
介護給付対象者 （要介護1～5）計	3,860	4,009	3,904	4,208
合計	6,731	6,781	6,714	6,778

【居宅サービス別利用者数の見込み（居住系サービス除く）】

《予防給付（介護予防サービス）》

（単位：人）

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	1,159			
介護予防訪問入浴介護	0	1	1	1
介護予防訪問看護	55	54	55	56
介護予防訪問リハビリテーション	30	26	26	27
介護予防居宅療養管理指導	75	74	74	75
介護予防通所介護	894			
介護予防通所リハビリテーション	277	277	279	280
介護予防短期入所生活介護	10	12	12	13
介護予防短期入所療養介護（老健）	1	2	2	3
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	648	647	651	655
特定介護予防福祉用具購入費	20	19	19	18
介護予防住宅改修	37	30	30	30
介護予防支援	2,109	2,105	2,081	2,063

《介護給付（介護サービス）》

（単位：人）

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
居宅サービス				
訪問介護	1,409	1,471	1,476	1,484
訪問入浴介護	61	62	63	62
訪問看護	324	319	324	329
訪問リハビリテーション	142	132	135	137
居宅療養管理指導	932	903	927	947
通所介護	1,586	1,461	1,426	1,399
通所リハビリテーション	386	411	412	410
短期入所生活介護	279	278	279	280
短期入所療養介護（老健）	20	18	18	19
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
福祉用具貸与	1,744	1,760	1,784	1,801
特定福祉用具購入費	34	27	26	26
住宅改修費	34	27	24	24
居宅介護支援	3,135	3,157	3,183	3,202

② 確保の方策

本計画におけるサービス見込み量や本市の方針等についてサービス事業者に情報提供しながら、必要量の確保に努めます。

【居宅サービス事業所数・定員】

(単位:ヶ所)

サービス	事業所数	(みなし指定)
居宅介護支援		
訪問介護		
訪問入浴介護		
訪問看護		
訪問リハビリテーション		
通所介護		今後、実績記載予定
通所リハビリテーション		
短期入所生活介護		
短期入所療養介護		
福祉用具貸与		
居宅療養管理指導		

資料/平成29年〇月現在

(4) サービス別事業量・給付費一覧

各サービスの利用者数に、平成27～29年度の一人あたり利用回数（日数）の伸び率や、平成29年度の一回（日）あたり利用額等を勘案して、事業量と給付費を見込みました。

① 予防給付（介護予防サービス）

【予防給付（介護予防サービス） 事業量・給付費 一覧】（年間）

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問介護	給付費(千円)	276,411			
	人数(人)	1,159			
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費(千円)	18,253	15,721	13,551	10,926
	回数(回)	376.0	324.6	282.0	229.6
	人数(人)	55	54	55	56
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	11,340	10,992	11,084	11,586
	回数(回)	338.0	327.8	330.6	345.6
	人数(人)	30	26	26	27
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	9,398	9,293	9,293	9,406
	人数(人)	75	74	74	75
介護予防通所介護	給付費(千円)	310,333			
	人数(人)	894			
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	104,509	105,892	106,371	106,611
	人数(人)	277	277	279	280
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	3,319	3,189	3,613	4,612
	日数(日)	59.1	75.3	93.3	119.1
	人数(人)	10	12	12	13
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	607	1,213	1,593	3,946
	日数(日)	6.6	13.1	17.2	42.6
	人数(人)	1	2	2	3
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	33,234	33,050	33,239	33,428
	人数(人)	648	647	651	655
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	7,260	7,023	7,023	6,641
	人数(人)	20	19	19	18
介護予防住宅改修	給付費(千円)	36,626	29,989	29,989	29,989
	人数(人)	37	30	30	30
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	39,470	44,368	46,127	46,127
	人数(人)	43	47	49	49
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	8,918	7,995	7,995	7,995
	人数(人)	13	12	12	12
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	1,554	1,695	1,695	1,695
	人数(人)	1	1	1	1
(3) 介護予防支援					
	給付費(千円)	113,584	113,351	112,059	111,090
	人数(人)	2,109	2,105	2,081	2,063
合計	給付費(千円)	974,817	383,771	383,632	384,052

② 介護給付（介護サービス）

【介護給付（介護サービス） 事業量・給付費 一覧】（年間）

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	912,254	938,909	928,976	923,476
	回数(回)	27,496.1	28,290.5	28,005.0	27,854.9
	人数(人)	1,409	1,471	1,476	1,484
訪問入浴介護	給付費(千円)	41,058	37,553	35,431	33,124
	回数(回)	288	263.5	248.6	232.4
	人数(人)	61	62	63	62
訪問看護	給付費(千円)	176,490	184,715	199,831	214,500
	回数(回)	3,281.3	3,437.7	3,731.8	4,016.8
	人数(人)	324	319	324	329
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	58,282	46,877	41,551	35,479
	回数(回)	1,708.6	1,376.5	1,221.6	1,044.3
	人数(人)	142	132	135	137
居宅療養管理指導	給付費(千円)	130,120	125,930	129,299	132,098
	人数(人)	932	903	927	947
通所介護	給付費(千円)	1,940,738	1,759,633	1,735,540	1,724,971
	回数(回)	22,489	20,344.4	19,998.6	19,801.8
	人数(人)	1,586	1,461	1,426	1,399
通所リハビリテーション	給付費(千円)	375,349	412,095	424,893	432,566
	回数(回)	4,169.0	4,526.6	4,632.9	4,694.7
	人数(人)	386	411	412	410
短期入所生活介護	給付費(千円)	329,323	310,249	287,416	264,755
	日数(日)	3,421.6	3,238.7	3,012.8	2,786.5
	人数(人)	279	278	279	280
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	16,917	20,228	22,635	26,706
	日数(日)	130.1	150.0	166.6	195.7
	人数(人)	20	18	18	19
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	227,045	230,177	232,600	234,411
	人数(人)	1,744	1,760	1,784	1,801
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	15,234	11,937	11,457	11,457
	人数(人)	34	27	26	26
住宅改修費	給付費(千円)	32,866	25,976	23,174	23,174
	人数(人)	34	27	24	24
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	432,797	426,083	428,366	428,561
	人数(人)	193	191	192	192
(2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	104,637	111,370	116,297
	人数(人)	0	53	56	59
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	30,395	49,327	67,689	86,974
	回数(回)	287.9	452.6	618.6	792.9
	人数(人)	21	15	15	15
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	209,750	228,794	227,759	228,432
	人数(人)	81	85	85	85
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	695,002	700,313	703,107	703,001
	人数(人)	236	238	239	239
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	180,917	163,781	166,678	164,351
	人数(人)	79	73	74	73
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	193,912	162,585	165,707	165,707
	人数(人)	68	57	58	58
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	49,918	98,249	119,964
	人数(人)	0	17	33	40
地域密着型通所介護	給付費(千円)	636,005	695,056	711,586	718,743
	回数(回)	7,053.4	7,779.6	8,008.1	8,132.7
	人数(人)	535	590	606	617
(3) 施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	2,092,192	2,082,066	2,089,217	2,189,674
	人数(人)	730	727	729	763
介護老人保健施設	給付費(千円)	1,706,662	1,728,840	1,734,240	1,736,511
	人数(人)	549	557	559	560
介護医療院 (平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費(千円)	266,944	277,152	268,798	264,621
	人数(人)	66	68	66	65
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	530,515	534,079	538,399	541,550
	人数(人)	3,135	3,157	3,183	3,202
合計	給付費(千円)	11,230,769	11,306,910	11,383,968	11,521,103

3. 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

(1) 地域包括支援センターの機能強化

今般の地域支援事業実施要綱等の改正により、包括的支援事業が「地域包括支援センターの運営」と「社会保障の充実」に分類され、「地域包括支援センターの運営」の事業内容として、「介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）」「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的マネジメント支援業務」等が位置づけられました。

「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年度を見据えた中長期的な視点で地域包括ケアを深化・推進していくために、その拠点となる地域包括支援センターを日常生活圏域（12圏域）ごとに1ヶ所ずつ設置を進めています。そして、各拠点間で相互に連携を図りながら、包括的支援事業に適切に関与できる体制づくりに取り組むなど、地域包括支援センターの機能強化を進めていきます。

① 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、地域における自立した日常生活を送れるよう支援することを目的として、その心身の状況、置かれている環境その他に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか一般介護予防事業や民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

② 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターにおいて、地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる等の支援を行います。

③ 権利擁護業務

地域の住民、自治会、民生委員、ケアマネジャー等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて、専門的・継続的な視点から、高齢者虐待や消費者被害等をはじめとした高齢者の権利に関わる問題に対処し、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的に支援を行うため、地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーや主治医等をはじめとした地域の関係機関等の連携・協働の体制づくりを行います。

また、地域のケアマネジャーに対して、日常的な個別相談や困難事例等に対する相談・指導・助言等の支援を行います。

(2) 地域ケア会議の充実

「地域ケア会議」は、民生委員等の地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには本計画等への反映などの政策形成につなげることを目指すものです。

地域ケア会議の推進により、ケアマネジャーの資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることが可能であることから、地域包括ケアシステムの構築に非常に有効であるとされています。

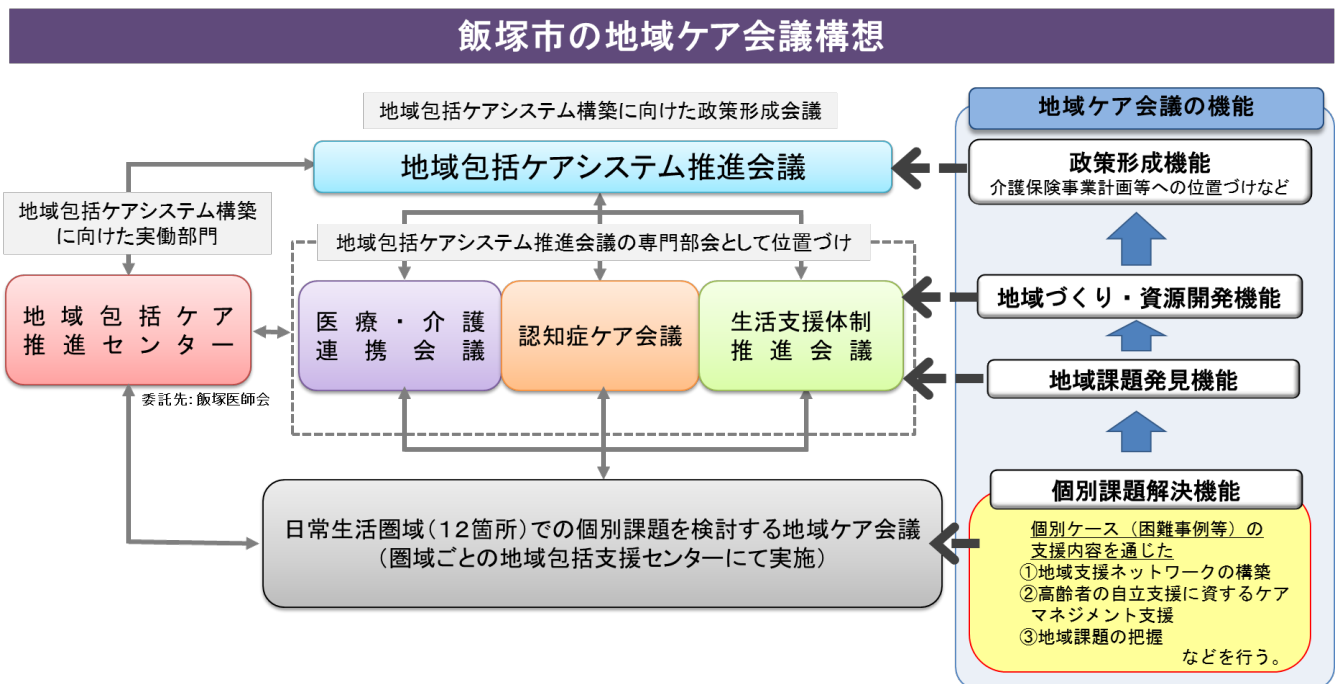
本市では、下記構想のとおり、各種問題・課題を議論する会議体を重層的に開催しています。在宅医療・介護連携に関しては、地域包括ケア推進センターの事業において、地域課題と在宅医療・介護連携を同時に協議する場として、「ブロック別地域包括ケアシステム推進協議会」を実施しています。

また、社会保険制度及び介護サービスでは解決できない問題については、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、地域のニーズに合った形で、「地域課題」「地域づくり」「資源開発」に関わる問題の解決・改善に取り組みます。

さらに、各会議体、協議体から見えてくる問題・課題の解決に向けて、市の施策として取り組む必要がある場合には、地域包括ケアシステム推進会議にフィードバックし、重層的な会議体に双方向性を持たせ、地域ケア会議の深化・推進を図ります。

以上のように取り組むことが、自助、互助、共助、公助が一体となった地域包括ケアシステムの構築につながり、「我が事・丸ごと」の地域づくりにつながると考えます。

【地域ケア会議の概要】



(3) 地域支援事業の全体像

平成26年の介護保険制度改正により、従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、全国一律の基準に基づくサービスから住民等の多様な主体によるサービス提供により市町村が効果的・効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）へ移行することとされました。

総合事業では、従来、介護予防訪問介護・介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスが選択できるようにすることが重要とされています。

本市での各事業の取組方針は、第2部各論第2、4、5章で詳述していますが、地域支援事業全体像は下表のとおりとなります。

【地域支援事業の全体像】

地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問型サービス ○通所介護 ○通所型サービス ○その他生活支援サービス（配食・見守り等） ○介護予防ケアマネジメント 	第2部各論 第4章-4-(1)参照 (P. 38)
		一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○一般介護予防事業評価事業 ○地域リハビリテーション活動支援事業 	第2部各論 第1章-2参照 (P. 24)
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防ケアマネジメント業務 ○総合相談支援業務 ○権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等） ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）等 	第2部各論 第6章-3-(1)参照 (P. 57)
		社会保障の充実	○在宅医療・介護連携推進事業	第2部各論 第4章-3参照 (P. 35)
			○生活支援体制整備事業	第2部各論 第4章-4-(3)参照 (P. 40)
			○認知症総合支援事業	第2部各論 第5章-3参照 (P. 43)
	任意事業		○地域ケア会議推進事業	第2部各論 第6章-3-(2)参照 (P. 59)
			○成年後見制度利用支援事業	第2部各論 第2章-3-(2)参照 (P. 30)
			○家族介護継続支援事業 ○高齢者住宅改造助成事業	第2部各論 第4章-4-(2)参照 (P. 39)
			○認知症サポーター等養成事業	第2部各論 第5章-1-(1)参照 (P. 41)
		○介護給付等費用適正化事業	第2部各論 第6章-5-(3)参照 (P. 69)	

(4) 地域支援事業の量の見込みと費用の算定

【地域支援事業の費用額の見込み】

(単位：千円)

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	介護予防普及啓発事業			
	地域ネットワーク活動推進事業			
	通所介護予防事業			
	健康教育事業			
	二次予防事業対象者把握事業			
包括的支援事業・任意事業	総合相談・権利擁護業務	今後、実績記載予定		
	介護相談員派遣等事業			
	高齢者住宅等安心確保事業			
	成年後見制度利用支援事業			
	介護給付費等費用適正化事業			
	家族介護継続支援事業			
	認知症高齢者見守り事業			
	訪問型介護予防事業			
	認知症施策推進事業			
	地域ケア会議推進事業			
	在宅介護連携推進事業			
費用額	介護予防・日常生活支援総合事業費	838,471	838,471	838,471
	包括的支援事業費・任意事業費	276,176	334,484	334,484
	合計	1,114,647	1,172,955	1,172,955

※「介護予防・日常生活支援総合事業」は平成29年4月から実施、平成27・28年度は従来の「介護予防事業」として実施

※千円未満の四捨五入や比率の端数等の関係により合計等が合わない場合がある

(5) 自立支援・重度化防止への取組

今後のさらなる高齢化を考慮すると、地域の実情に応じて、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた具体的な取組を進めることが極めて重要となります。

こうした観点から、平成29年の介護保険制度改正において、自立支援・重度化防止への取組及び目標が、介護保険事業計画の基本的記載事項に追加されました（高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項」と「その目標に関する事項」）。

本市では、これらの取組を推進するため、自立支援・重度化防止への取組と目標を以下のとおりとし、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、高齢者の自立支援と重度化防止を図ります。

【自立支援・重度化防止への取組と目標】

取組内容	現状値 (H29)	目標値 (H32)
今後提示される 国の指標を踏まえて検討予定		

4. 給付費の算定と介護保険料の設定

(1) 介護保険給付費の算定

第7期計画期間内の介護保険給付費（標準給付費見込み額と地域支援事業費の合計）は、3か年で約412億8,800万円と見込んでいます。

【介護保険給付費の算定】

(単位:円)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費 見込み額	総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	11,690,681,000	11,767,600,000	11,905,155,000	35,363,436,000
	総給付費	11,690,681,000	11,767,600,000	11,905,155,000	35,363,436,000
	一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う 財政影響額	0	0	0	0
	消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	0	0	0
	特定施設入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	460,892,066	461,964,531	472,152,954	1,395,009,551
	特定入所者介護サービス費等給付額	460,892,066	461,964,531	472,152,954	1,395,009,551
	補給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
	高額介護サービス費等給付額	301,863,000	304,103,000	307,809,000	913,775,000
	高額医療合算介護サービス費等給付額	41,457,000	41,765,000	42,274,000	125,496,000
	算定対象審査支払手数料	9,932,914	10,005,584	10,063,634	30,002,132
	審査支払手数料一件あたり単価	43	43	43	129
	審査支払手数料支払件数	(230,998件)	(232,688件)	(234,038件)	(697,724件)
	審査支払手数料差引額	0	0	0	0
	合計	12,504,825,980	12,585,438,115	12,737,454,588	37,827,718,683
地域支援 事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	838,471,000	838,471,000	838,471,000	2,515,413,000
	包括的支援事業費・任意事業費	276,176,000	334,484,000	334,484,000	945,144,000
	合計	1,114,647,000	1,172,955,000	1,172,955,000	3,460,557,000
介護保険給付費 合計		13,619,472,980	13,758,393,115	13,910,409,588	41,288,275,683

※千円未満の四捨五入や比率の端数等の関係により合計等が合わない場合がある

※特定入所者介護サービス費等給付＝施設サービスなどに係る食費・居住費の利用者負担の軽減を図るために、所得段階に応じて定められた食費・居住費の負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する制度

※高額介護サービス費等給付＝世帯で1か月に支払ったサービス利用の自己負担額の合計が、所得段階に応じて定められた負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する制度

※高額医療合算介護サービス費等給付＝世帯で1年間に支払った医療費の自己負担額と介護保険サービス利用の自己負担額の合計が、負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する制度

※審査支払手数料＝介護保険の給付に係わる審査等を行う国民健康保険団体連合会に対して支払う手数料

(2) 第1号被保険者の介護保険料の算定

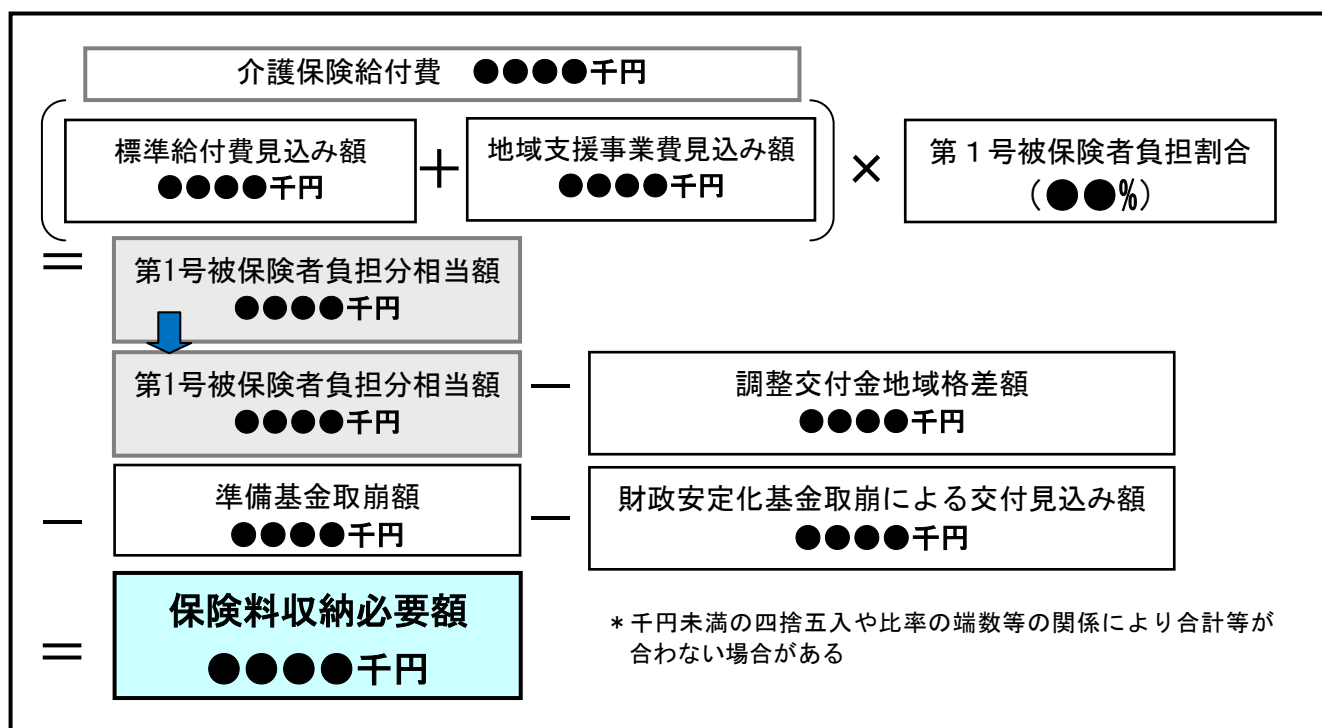
① 保険料収納必要額の算定

介護保険給付費のうち、第1号被保険者の介護保険料で負担する割合（第1号被保険者負担割合）は、高齢化の進行状況が勘案され、第6期計画期間から1ポイント上昇し、23%となりました。この負担割合を乗じて算出した第1号被保険者負担分相当額に、調整交付金や準備基金取崩額等を加減して、保険料収納必要額を算出します。

本計画では、第6期までに発生している保険料の剰余金については、国の方針として、最低限必要と認める額を除いて第7期の保険料抑制のために活用することとされており、本市に設置している介護給付費準備基金の取崩しについては、3か年の必要量(国県補助金の清算調整)を確保した中で、保険料抑制のために充当します。

なお、現時点では準備基金の一部を取り崩し、県の財政安定化基金の取り崩しは見込みます。算定した結果、保険料収納必要額は3か年で約●●億●●●●万円となる見込みです。

【保険料収納必要額の算定】



※調整交付金地域格差額＝75歳以上の後期高齢者や所得が低い高齢者の占める割合が高い市町村では、第1号被保険者保険料が高くなるため、これらの要素による保険料の格差を是正するために、全国ベースで給付費の5%相当分が、市町村の状況に応じて、国から「調整交付金」として交付される。本市は全国平均に比べて後期高齢者の割合・所得が低い高齢者の割合が高いため、調整交付金の交付割合は全国ベース(5.0%)よりも約2.15%高くなり、この格差額分が第1号被保険者負担分相当額から軽減される。

※準備基金取崩額＝「準備基金(介護保険給付費等準備基金)」とは、市町村において第1号被保険者保険料の剰余分を積み立てておくための基金であり、取り崩して保険料軽減に活用できる。

※財政安定化基金取崩による交付額＝「財政安定化基金」とは、介護保険財政が悪化したり、赤字を穴埋めするために市町村が一般会計から繰入れを余儀なくされるというような事態を回避するため、市町村に対して資金交付や資金貸付を行うことを目的に、都道府県に設置された基金(国・県・市町村が3分の1ずつ負担)。介護保険法の改正により基金を取り崩して市町村の保険料軽減等に活用することが可能となった。

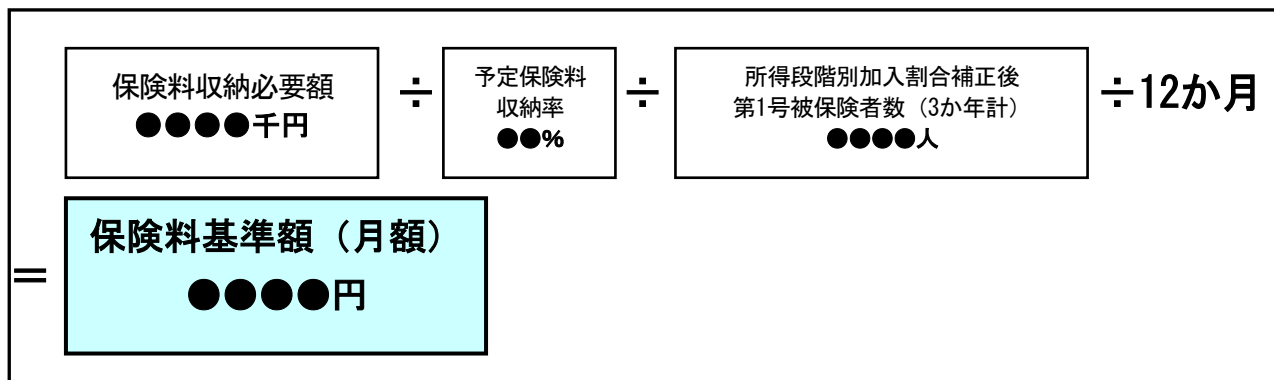
② 第1号被保険者保険料基準額の算定

①で示した保険料収納必要額をもとに第1号被保険者保険料基準月額を算出すると、第7期計画期間の保険料基準月額は●●●●円となります。

なお、準備基金を全く活用しない場合の保険料は、●●●●円（基準月額）となります。

低所得者（所得段階の新第1段階の人）に対しては、新たに公費を投入して保険料の負担軽減を強化する措置が取り入れられており、本市も国が示す基準に応じて低所得者の負担軽減を図ります（詳細は下述（3）参照）。

【第1号被保険者保険料基準月額の算定】



(3) 所得段階別保険料の設定

本市では、低所得者に配慮した保険料を設定するため、第6期計画において、保険料の所得段階の多段階化を行い、15段階で設定しました（国標準は9段階）。

第7期計画期間においても所得段階の多段階化を継続することとし、15段階で設定します。

加えて、新第1段階の低所得者に対しては、新たに公費を投入して保険料の負担軽減を強化する措置が取り入れたことから、国が示す基準に応じて、新第1段階の保険料率（基準額[新第5段階]に乗じる率）を0.50から0.45に軽減した額を設定します。

なお、公費投入による保険料負担軽減措置については、国の今後の消費税増税等の時期とあわせた軽減措置の拡充の動向を踏まえつつ適切に対応していきます。

【第1号被保険者の所得段階別保険料】

基準額月額： ●●●● 円

基準額年額： ●●●●● 円

所得段階		保険料率	年額	月額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	(0.45) 0.50		
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75		
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75		
第4段階	・本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90		
第5段階	・本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00		
第6段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20		
第7段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30		
第8段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50		
第9段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.65		
第10段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.70		
第11段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	1.80		
第12段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	1.90		
第13段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	2.00		
第14段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.10		
第15段階	・本人は住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	2.20		

※注1 旧段階の第7段階と第8段階の所得境界は125万円

※注2 新段階の第1段階の括弧書きは、公費による軽減後の保険料率

※注3 新段階の第9～15段階が国の新第9段階にあたり、国の保険料率は1.70

5. 介護保険事業の円滑な運営のための取組

(1) 介護保険制度に関する情報提供、相談・苦情対応

① 介護保険制度に関する情報提供

介護保険制度を円滑に運営し信頼を高めていくためには、広く市民に周知・啓発を図り、制度への理解を深めていただくことが重要です。

「団塊の世代」が75歳に達する平成37（2025）年度を視野に、今後、第1号被保険者が急激に増加することなどから、その趣旨、保険料と利用料、介護サービスや総合事業の内容などについて、わかりやすく十分な周知を図っていきます。

周知・啓発にあたっては、パンフレットや市公式ホームページだけでなく、様々なメディアを活用した周知・啓発方法を検討するとともに、随時、地域の団体等を対象に職員が出向き説明を行う出前講座を実施し、制度への理解促進を図ります。

② 各種相談・苦情等への対応

相談・苦情については、高齢介護課・支所市民窓口課等の行政窓口で適切に対応するとともに、地域包括支援センター等と密接な連携を図り、個人情報保護に十分配慮しながら、迅速かつ適切な相談・苦情への対応に努めます。

利用者からの苦情等に対応することによって、介護保険制度の初期の目的を達成しているか、不適正・不正な介護サービスが提供されていないか、適正な介護サービスの提供に向けチェック機能が期待されます。

また、苦情相談で対応が困難な事例については、福岡県及び福岡県国民健康保険団体連合会と連絡を密にして対応を行います。

③ 介護相談員による相談・苦情等への対応

本市では、介護保険施設や地域密着型サービス事業所等を定期的に訪問し、その利用者や家族からの相談や苦情を聞き取る介護相談員を配置しています。

この介護相談員は、身近な地域での相談活動や住民目線でのサービスの実態や問題点等を事業所や市に伝え、地域における高齢者福祉問題の解決に結びつけていくといった役割も担っています。

今後も、介護相談員の研修等による必要な知識や技術の習得を図りながら、資質の向上に努め、相談活動を継続し、相談・苦情等の対応に努めます。

④ 県等と連携した相談・苦情等への対応

介護保険料や要介護認定等に関する不服申立ては福岡県介護保険審査会、介護保険制度に係るサービス内容や事業者・施設等に関する利用者からの苦情・相談については、福岡県国民健康保険団体連合会がそれぞれ対応することとなっています。高齢介護課・支所市民窓口課や地域包括支援センター等の行政窓口に寄せられた苦情・相談等で、対応が困難な事例等については、上記の各機関と連携してその対応に努めます。

(2) 介護サービス等の質の確保と人材育成

① 介護サービス情報の公表

介護保険制度は、利用者が介護サービスや事業者を適切に選択し、事業者と契約を結ぶことから、利用者本位にサービスが提供されるためには、介護保険制度や地域支援事業の仕組み、利用できるサービスの種類・内容・利用方法・相談窓口などの正確な情報を適切かつ効率的に提供する必要があります。

介護サービス情報の公表制度は、事業所の情報を公平に公表することで、利用者の比較検討による適切な事業所の選択を支援するとともに、事業所においては、利用者から適切な事業所が選ばれることによって、介護サービスの質の向上が期待できます。

また、地域密着型サービスの外部評価は、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るとともに、外部評価の結果を公表することにより、利用者に情報を提供し安全と満足を高め、サービスの選択に役立ちます。

情報の提供にあたっては、事業所リストの配布や市公式ホームページにおいて、地域密着型サービス事業所の利用状況や運営推進会議等の情報提供を行い、情報の公表制度の利用促進に努めます。さらに、介護サービス事業所へ情報の公表について周知徹底を図ります。

② サービスの質の確保

地域密着型サービスについては、今後も高齢者の尊厳の保持と地域に開かれたサービスが提供されるよう、地域密着型サービス運営推進会議の活動促進、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所における、自己評価及び外部評価の実施並びにその公表について周知徹底を図り、地域密着型サービスの質の確保に向けた取組に努めます。

また、地域密着型サービス事業所連絡協議会との連携を強化し、介護サービス従業者の人材の育成及びサービスの質の確保に向けた情報の提供を行い、施設内外での研修等を活用したサービスの質の向上に向けた取組に努めます。

施設・居住系サービスについては、虐待防止や身体拘束の禁止をはじめ、事業所での組織的・計画的な研修の充実と高齢者の尊厳を尊重した適正な運営が行われるよう、事業者の指定を行う県及び関係機関等と連携し指導を行います。

③ 介護サービス等の人材確保・育成の取組

介護サービス等の人材確保・育成の取組については、県の人材確保関連事業との連携を図ります。

また、支援者間のネットワーク構築、地域のニーズと地域資源のマッチング等を行う生活支援コーディネーターの確保・育成を図るとともに、生活支援コーディネーターを中心とした地域における生活支援の担い手（ボランティア）の発掘・育成を推進していきます。

(3) 給付の適正化（介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業は、高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものとされています。このため、本市では、これまで地域支援事業の任意事業（介護給付等費用適正化事業）を中心に実施してきました。

平成29年の介護保険制度改正において、市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項（介護給付適正化計画）を定めるものとして新たに法律上に位置づけられ、策定に関する指針が提示されました（介護給付適正化の計画策定に関する指針）。

本市では、これまでの取組や指針の内容を踏まえ、主要5事業を中心とした適正化に関する取組と目標を以下のとおりとし、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図ります。

【給付の適正化への取組と目標】

区分	内容	現状値	目標値(年度ごとの記載必須)		
		(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
主要5事業	①要介護認定の適正化				
	②ケアプランの点検				
	③住宅改修等の点検				
	④縦覧点検・医療情報との突合	今後 検討予定			
	⑤介護給付費通知				
その他	国保連の適正化システムによって出力される給付実績の活用として提供されたデータの積極的な分析・評価				

① 要介護認定の適正化

介護保険制度における要介護認定は給付サービスの前提となるものです。

認定調査については、市調査員の調査を基本としつつ、認定調査員を対象とした研修や調査結果を評価し、助言・指導等を実施することにより、技術向上を図るとともに、今後の認定件数の増加に対応するため実施体制の充実を図ります。

また、適正な審査判定が行われるよう、介護認定審査会の開催に先立ち、認定調査票の記入漏れや内容の不整合がないか、認定調査の内容と主治医意見書の内容に不整合がないか点検を行います。

介護認定審査会の設置数、開催頻度、委員構成等を適切なものとし、介護認定審査会の委員に対する情報提供や事例検討会、研究会の場を提供することで、審査会の機能強化に繋げ、介護認定審査会の運営の適正・効率化を図ります。今後も、認定調査が適正に行われるよう、市の調査員を中心に調査を実施し、調査員研修や調査内容の点検を行い、調査の平準化を図ります。さらに、要介護等認定の申請者に対しては、認定の仕組みや認定結果について情報を提供するとともに、十分な説明を行うことで、公平・公正の確保を図ります。

② ケアマネジメントの適正化

サービス利用者の状況を適切にアセスメントし、サービス担当者会議を通じて自立支援に資するケアプランを作成し、サービスの実施状況を踏まえてモニタリングを行い、必要に応じてケアプランを見直すという一連のケアマネジメントが適切に行われているか、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者の状態に即したものではなく、事業者本位になっていないか、不正な点がないかなどのチェックを行います。

ケアマネジャーが、サービス利用者の抱える問題点等を適切に把握し、利用者の要介護状態の維持・改善につながる適切なケアプラン（居宅サービス計画）が作成されているかどうかを確認するため、「ケアプランチェック」を実施しています。今後も、ケアマネジメントの適正化を図るため、「ケアプランチェック」を継続して実施します。

また、ケアマネジャー協議会との連携を図り、意見交換を行いながら、適切な情報提供を行うとともに、事業所による自主点検の報告内容を抽出して、確認を行うことができるよう、保険者・ケアマネジャー双方の資質の向上を図ります。

また、介護保険制度改正に伴う居宅介護支援事業所の指定権限の移譲へ向けた整備を行い、今後も質の確保・向上に向けた必要な指導・支援を行うとともに、地域包括支援センターに対する事業評価及び指導を実施します。

③ 住宅改修や福祉用具購入の点検

住宅改修や福祉用具の購入については、利用者の状態に応じた適切な改修・購入等が行われるよう、直近の要介護認定訪問調査情報と理由書の整合性の確認等の事前審査をはじめ、改修・購入後の利用者の自宅への訪問調査、利用者の状態確認、ケアマネジャー等に対し給付内容の点検指導等を実施しています。今後も利用者の自立支援に資する、役立つ改修・購入等が行われるよう、これらの点検を継続して実施します。

また、住宅改修事業者に対して、介護保険制度の趣旨等を十分に理解した事業実施に向けた啓発・普及に努めます。

④ 介護報酬請求の適正化

サービス提供事業者が人員、設備及び運営に関する基準や介護報酬請求に関する正しい理解を持つことは、安定した制度運営と信頼の確保に不可欠であることから、適正なサービス提供や介護報酬請求がなされるよう取り組みます。

適正な給付を確保するために、福岡県国民健康保険団体連合会が実施する縦覧点検や医療情報との突合点検とあわせて、介護給付費通知をサービス利用者へ送付し、実際に要した費用額の周知やサービス提供事業者の不正請求防止に努めます。

また、介護保険施設や事業所の支援を基本とし、保険給付の適正化及び不正事案の防止を図るために、県と緊密な連携を図りながら指導を実施します。

⑤ サービス事業者への指導・監督

本市が指定を行っている地域密着型サービス事業所に対して、介護保険制度改正の概要及び介護報酬請求の適正化等に関して「集団指導」を実施し、適正な運営の周知徹底を図ります。

また、利用者への適切なサービスの提供、介護報酬請求の適正化、事業者の育成等を図るため、年次計画に基づき事業者への「実地指導」を実施しています。

一方、ケアプランチェックにより、不適切なサービスが発見されたときは、ケアマネジャー・利用者本人・事業所に対するヒアリングを行うなど、最優先での調査・指導に努めます。

今後も、介護サービスの質の確保及び給付の適正化等を図るため、地域密着型サービス事業者への指導・監督に努めるとともに、県が指定及び指導監督権を持つ地域密着型サービス以外の介護サービスについても、県と連携した指導の実施に努めます。

(4) 費用負担の公平化等、その他の取組

平成26年度の介護保険制度改正により、第1号被保険者保険料の軽減の拡充をはじめ、介護保険に係る費用負担の公平化が行われてきました。今般の制度改正においても、介護保険制度の持続可能性の確保に向け、一定以上所得者の利用者負担のさらなる見直し等が行われることとなりました。

本市においても引き続き、これらの制度改正に適切に対応し、費用負担の公平化等の取組を進めます。

① 公費による保険料軽減の強化

今後のさらなる高齢化に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、介護保険制度を持続可能なものとするためには、低所得者も保険料を負担し続けることを可能とする必要があります。このため、今般の制度改正により、標準段階の見直しに加え、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられました。

このような国の制度改正を踏まえ、低所得者の保険料負担を軽減するため、新たに公費（国・県・市）を投入し、住民税非課税世帯層の乗率の引き下げを行います。

⇒**第2部各論-第6章-4-(3) 参照 (P. 65)**

② 一定以上所得者の利用者負担の見直し

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくためには、第1号被保険者のうち、一定以上の所得のある人の利用者負担の見直しを行う必要があります。このため、今般の制度改正により、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割負担とすることになりました。

本市においても国の制度改正を踏まえて、一定以上所得者の利用者負担の見直しを行うとともに、制度改正内容を広く周知し、理解を求めていきます。

③ 高額介護サービス費の見直し

介護保険の高額介護サービス費の限度額（一般世帯：月額37,200円）は、介護保険制度創設時に医療保険と整合性を図って設定されましたが、医療保険の一般世帯の限度額は既に44,400円に引き上げられています。

このような状況を踏まえ、平成26年度の制度改正において、医療保険との整合性を考慮し、医療保険の現役並み所得に相当する人がいる世帯に限定して高額介護サービス費を44,400円に引き上げることとされました（一般世帯は据え置き）。

本市においても国の制度改正を踏まえて、国の基準に基づき高額介護サービス費の見直しを行うとともに、制度内容を広く周知し、理解を求めていきます。

④ 補足給付（特定入所者介護サービス費）の見直し

介護保険制度では、平成17年10月から介護保険施設等の費用のうち食費や居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、低所得者（住民税非課税世帯）については、申請に基づき、食費・居住費を補助する特定入所者介護サービス費を支給し、低所得者の負担軽減を図っています。

特定入所者介護サービス費は、本来の給付と異なった福祉的な性格や経過的な性格を持っており、「食費や居住費を負担して在宅で生活する人との公平性を図る必要がある」「預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正する必要がある」といったことが指摘されてきました。このため、今般の制度改正により、支給にあたっては、配偶者の所得や預貯金、非課税年金（遺族年金、障害年金）等を勘案することとされました。

本市においても国の制度改正を踏まえて、支給にあたって申請者の所得状況等を適切に把握しながら対処するとともに、制度改正内容を広く周知し、理解を求めています。

意見募集

飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(原案)

に関する意見募集について

飯塚市では、平成30年度から32年度の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定にあたり、広く市民の皆様からの意見をお聞きしながら、よりよい計画としていくため、現時点での計画に盛り込む内容を公表し、ご意見を募集いたします。

- 1 公表する資料** 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）
- 2 資料の公表期間** 平成29年12月6日（水）から平成30年1月5日（金）
- 3 資料の閲覧場所** 市のホームページ
本庁 高齢介護課
各支所 市民窓口課
中央公民館、各地区公民館
(くわしい場所・連絡先は裏面「6 閲覧場所一覧」をご覧ください)
- 4 募集期限** 平成30年1月5日（金）(郵送の場合、当日消印有効)
- 5 募集方法** 別添「意見募集様式」を用意しておりますが、様式は任意です。
住所、氏名、年齢、連絡先をご記入の上、次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。
 - (1) 閲覧場所での提出 本庁 高齢介護課
各支所 市民窓口課
中央公民館、各地区公民館
 - (2) 郵送での提出 〒820-8501
飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所 高齢介護課 意見募集担当 行
 - (3) FAXでの提出 FAX 0948-25-6214
 - (4) 電子メールでの提出 koureikaigo@city.iizuka.lg.jp
*必ず件名に「意見募集送付」と記入してください。

6 閲覧場所一覧

閲覧場所	住所	連絡先
本庁1階 高齢介護課	〒820-8501 新立岩5-5	0948-22-5500（代表） 内線1145
穂波庁舎1階 市民窓口課	〒820-8605 忠隈523	0948-22-0380（代表）
筑穂支所1階 市民窓口課	〒820-0792 長尾1242-1	0948-72-1100（代表）
庄内支所1階 市民窓口課	〒820-0193 綱分802-7	0948-82-1200（代表）
穎田支所1階 市民窓口課	〒820-1193 勢田1271-1	09496-2-2211（代表）
中央公民館	〒820-0041 飯塚14-67	0948-22-3274
二瀬公民館	〒820-0067 川津675-1	0948-22-2196
幸袋公民館	〒820-0066 幸袋50	0948-22-1189
鎮西公民館	〒820-0046 大日寺593-16	0948-23-3396
菰田公民館	〒820-0016 菰田東1-7-45	0948-23-6819
立岩公民館	〒820-0005 新飯塚20-30	0948-23-6000
飯塚東公民館	〒820-0012 下三緒57-86	0948-23-6028
飯塚公民館	〒820-0042 本町20-17	0948-22-2379
鯉田公民館	〒820-0001 鯉田1373	0948-22-9293
穂波公民館	〒820-0083 秋松408	0948-24-7458
筑穂公民館	〒820-0701 長尾1340	0948-72-2204
庄内公民館	〒820-0111 有安830-3	0948-82-3344
穎田公民館	〒820-1112 鹿毛馬1667-2	09496-2-1034

7 提出していただいたご意見の取扱い等

提出していただいた意見は、内容ごとに整理・分類した上で、回答（市の考え方）を添えて、2月上旬に「3 資料の閲覧場所」で公表いたします。

なお、意見募集の結果公表の際には、個人情報保護に努めご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

8 その他

- (1) ご意見の内容について、確認させていただく場合があります。
- (2) お電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりません。
- (3) 個々のご意見に対しまして、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 意見等提出者の住所・氏名がない場合、意見等として採用できません。
また、お寄せいただいたご意見及び個人情報については、この目的以外には使用いたしません。

9 お問い合わせ先 飯塚市役所 高齢介護課 総務係

TEL 0948 (22) 5500 (代表) 内線1145

FAX 0948 (25) 6214

E-mail koureikaigo@city.iizuka.lg.jp

飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（原案）

に対する意見等について

平成 年 月 日

(あて先) 飯塚市長

(住 所) _____

(氏 名) _____ (年齢) _____

(連絡先) _____

(意見や提案等を記入してください。)

意
見
等
記
入
欄

1 意見等の応募方法

(1) 持参による提出

本庁 高齢介護課
各支所 市民窓口課
中央公民館、各地区公民館

(2) 郵送による提出

〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所 高齢介護課 意見募集担当 行
(郵送の場合は、募集期限の当日消印有効)

(3) FAXによる提出

FAX 番号 0948-25-6214

(4) 電子メールによる提出

koureikaigo@city.iizuka.lg.jp

※必ず件名に「意見募集送付」と記入してください。

2 募集期間 平成29年12月6日(水)～平成30年1月5日(金)

3 その他 住所・氏名がない場合、意見等として採用できません。また、お寄せいただいたご意見及び個人情報については、この目的以外には使用いたしません。



飯塚市教育委員会事業評価結果報告書

(平成28年度分)

～飯塚市の未来を担う～

「かしこく」「やさしく」「たかましい」子どもたちの育成

平成29年11月

飯塚市教育委員会

目 次

I	はじめに	・・・・・・・・・・	P 1
II	飯塚市教育委員会について	・・・・・・・・・・	P 1
III	教育委員の活動状況	・・・・・・・・・・	P 2
	(1) 教育委員会会議		
	(2) 研修会等への参加状況		
IV	平成28年度事務事業評価	・・・・・・・・・・	P 5
	1 点検・評価について		
	(1) 点検・評価する事務の対象		
	(2) 点検・評価の方法		
	(3) 結果の取扱い		
	2 全体評価結果		
	(1) 全体集計結果	・・・・・・・・・・	P 5
	(2) 外部評価講評	・・・・・・・・・・	P 6
	3 取組み施策別評価結果		
	(1) 学校教育	・・・・・・・・・・	P 8
	(2) 社会教育	・・・・・・・・・・	P 11
	(3) 事務事業に係る点検・評価シート一覧表	・・・・・・・・・・	P 14
	(4) 点検・評価シート（各課提出）	・・・・・・・・・・	P 15
●	参考資料		
	平成28年度教育委員会会議議決及び報告事項一覧	・・・・・・・・・・	P 29

＜本報告書作成にあたり外部評価いただいた方々＞

福岡教育大学教授	井上 豊久
福岡教育大学講師	森山 一昌

I はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすために、平成 28 年度の飯塚市教育委員会に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行った結果を、教育に関し学識経験を有する者の意見を付して、報告するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 飯塚市教育委員会について

【組織、構成】

都道府県及び市町村等に置かれる行政機関のひとつで、教育長及び 4 人の教育委員をもって組織される合議制の執行機関であり、学校教育、生涯学習、文化等に関する事務を担当しています。

【教育長の任命】

市長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、市長が議会の同意を得て任命し、その任期は 3 年で、再任できることとなっています。

【教育委員の任命】

市長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、市長が議会の同意を得て任命し、その任期は 4 年で、補欠委員の任期は前任者の残任期間となります。また、委員は再任できることとなっています。

【運営等】

教育委員会は、大局的な見地から教育行政の基本的方針を決定し、その方針決定を受け、教育長が事務局を指揮監督して具体的な事務を執行する仕組みとなっています。

【飯塚市の教育委員会】

職名	氏名	現在の任期
教育長	西 大輔	平成 29 年 4 月 1 日～32 年 3 月 31 日
委員(教育長職務代理者)	上田 敬子	平成 28 年 5 月 17 日～32 年 5 月 16 日
委員	大隈 恵子	平成 26 年 5 月 17 日～30 年 5 月 16 日
委員	高石 双樹	平成 27 年 5 月 17 日～31 年 5 月 16 日
委員	安永 卓生	平成 29 年 5 月 17 日～33 年 5 月 16 日

Ⅲ 教育委員の活動状況

1 教育委員会会議

教育委員会会議は、毎月1回の「定例会」と教育長が必要と認めたとき等に開催する「臨時会」からなっており、付議案件及び懸案事項などの審議を行い、教育行政の方針等を決定しています。

【平成28年度開催状況等】

- ① 開催回数：12回（うち定例会12回）
- ② 付議件数等：議決事項・・・69件 ※「参考資料」参照
報告事項・・・47件 ※「参考資料」参照
- ③ 主な付議案件
 - 飯塚市心身障がい児（生）就学指導委員会規則の一部を改正する規則
 - 飯塚市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則
 - 平成28年度飯塚市奨学資金貸付審議会に係る諮問及び答申（補助執行事務）について
 - 臨時代理の承認（契約の締結(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(1工区～5工区)工事)
 - 幸袋小学校及び目尾小学校の統合並びに楽市小学校及び平恒小学校の統合
 - 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例
 - 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 - 飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例
 - 飯塚市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
 - 飯塚市指定有形民俗文化財の指定（曩祖八幡宮の黒田二十四騎図絵馬）
 - 飯塚市学校運営協議会委員の任命

etc

2 研修会等への参加状況

教育委員会会議以外にも、公式行事への参加、学校の訪問・意見交換会、他市町教育委員との合同研修会など、様々な活動を行っています。以下は、主に教育委員会事務局に案内や参加依頼があった案件のみ記載していますが、これ以外にも地域における様々な各種行事等へ参加しています。

◇会議・研修会等への出席

時期	名称	概要
平成28年4月	飯塚市立小・中学校管理職 春季研修会	「音・ことばの大切さ」、「ビジネスマンが考えている教育への思い」についての講話
	福岡県市町村教育委員会 委員長・教育長会議	福岡県教育行政の主要施策について及び総会
	飯塚市子ども祭	イイヅカコスモスコモン前広場で開催された行事

5月	管内市町村教育委員会教育長会議	筑豊教育事務所管内の教育行政に係る諸問題についての協議
	平成 28 年度福岡県学校警察連絡協議会総会及び研修会	総会及び「少年非行の現状と課題」「暴走族の情勢について」「少年鑑別所法に基づく地域援助業務」についての研修等
6月	第 35 回飯塚新人音楽コンクール本選	ピアノ部門、声楽部門
	サニーバール中高生等来飯歓送迎会	来飯した米国カリフォルニア州のサニーバール市の中高生との交流事業等
7月	同和問題啓発月間街頭啓発	イオン穂波ショッピングセンターに於いて来店者への街頭啓発活動
	平成 28 年度筑豊市町村教育委員会連絡協議会総会	総会及び「子どもたちに必要とされる学力」についての研修会等
	長崎街道筑前六宿連携事業子どもサミット	旧宿場町のまちづくり団体や関係市と連携し長崎街道の PR、郷土の歴史文化に関する研究活動報告や地域に伝わる伝統芸能披露
	飯塚市中心市街地活性化協議会	飯塚市商店街連合会、まちづくり会社等と連携を図り、基本計画における活性化事業の推進協議
8月	飯塚市立小・中学校管理職夏季研修会 人権・同和教育実践交流会	「人権・同和教育の視点に基づく教育活動」の実践発表研修及び「学校における人権・同和教育に望むこと」についての講話等
	福岡県市町村教育委員会教育長研修会	「学力向上に向けて教育委員会に期待すること」についての講演及び各部会での研究討議
	飯塚市中学生議会 2016	10 校の中学校生徒会が連携・協働し、「人口減少を食い止め、飯塚市を盛り上げるための方策」などを考え、中学生の視点から市への質疑、要望、提案を行い飯塚中学生決議が採択された。
9月	サイエンスモール in 飯塚 2016	総合科学の祭典、地元の高校や大学、企業などが 36 の体験ブースを設置
	第 41 回飯塚少年剣道大会	小学生の部及び中学生の部による個人戦・団体戦
10月	更生保護女性連盟筑豊ブロック研修会	「子どもたちの姿と心～立ち直り支援の現場から～」についての講話等
	飯塚地区暴力追放・安全・安心まちづくり住民総決起大会	飯塚地区から暴力団を排除していくことの承認、福岡県安全・安心まちづくりアドバイザーの講演及び市中パレードを行う
	平成 28 年度筑豊市町村教育委員会教育長協議会	「飯塚市立菰田小学校」の公開授業視察及び同校の学力・体力向上の取組説明

11月	いっづか小学生の討論会	市内 22 小学校の代表 22 名による、テーマ「先生」についての討論会
	第 1 回総合教育会議	協議・調整事項 議題：「教育行政について」 議題：「グローバルな人材育成を目指して」
平成 29 年 1 月	飯塚市成人式	「志ら川太鼓」による和太鼓演奏、九州昭武館による剣詩舞の演技など
	飯塚市立小・中学校管理職 冬季研修会	「小中一貫校幸袋校の取り組みについて」の実践発表、「私の生き方～人生万事塞翁が馬～」について講演
	飯塚市小中学校 PTA 連合会 教育講演会	思春期の子ども達へエールを！自分の可能性を開花させるために「ミュージカル ハロー天使です」
2月	平成 28 年度飯塚市教育研究所 研究発表会	教育研究所の研究員 5 名の研究発表会、筑豊教育事務所指導主事の助言指導等

◇学校訪問・行事等への出席

時 期	名 称	概 要
平成 28 年 4 月	小学校・中学校入学式	市立小学校 22 校 市立中学校 10 校
平成 28 年 4 月 ～平成 29 年 3 月	定例校長会	円滑な学校運営を図るために、様々な教育課題について協議
平成 28 年 6 月 、11 月	学校開放日	市立小学校 22 校・中学校 10 校で実施される公開授業の視察
平成 28 年 10 月	学校訪問	鎮西中学校など各小中学校を訪問、授業視察等を踏まえ学校運営等についての意見交換
平成 28 年 10 月 ～平成 29 年 2 月	研究指定・委嘱校研究発表 会	鯉田小学校など各小中学校を訪問、実践的な取り組み等の研究発表会の視察
平成 29 年 3 月	小学校・中学校卒業式	市立小学校 22 校 市立中学校 10 校

IV 平成28年度事務事業評価

1 点検・評価について

(1) 点検・評価する事務の対象

飯塚市教育施策要綱に掲げる主要施策を達成するために取り組んだ、主な事業を対象としています。

(2) 点検・評価の方法

(1)に係る事業ごとに、必要性、効率性、公平性の観点からその達成度について、それぞれの所管課・部署が自己評価を行い、点検・評価の客観性を確保するために第三者の方々に外部評価をいただきました。

外部評価については、教育に関し学識経験を有する者で、公正な意見を述べることを期待できる人を想定し、教育系大学の教授と講師、計2名の方に評価をいただきました。また、事業ごとに評価者と各所管課との間でヒアリングを実施し、各事業の達成度や成果等について意見聴取を行いました。

この点検・評価においては、事業ごとにその達成度・成果等に応じて、評価者2名の合議のもと、A（達成している）、B（概ね達成している）、C（課題がある）、D（事業見直しが必要）で評価しています。

(3) 結果の取扱い

評価の高い事業は引き続き実施し、評価の低い事業については課題や問題の解決を行うと同時に、事業の見直しについても検討していきます。

2 全体評価結果

(1) 全体集計結果

飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために、平成28年度に実施した事務事業の中で、事業の必要性や継続性等の観点から学校教育分野で5事業、社会教育分野で5事業の計10事務事業の選定を行い、平成29年8月31日（木）ヒアリングを実施し外部評価者より評価をいただきました。

その結果、目標達成度は次の表のとおり、「A 達成している」が7事業で70%、「B 概ね達成している」が3事業で30%、「C 課題がある」、「D 事業見直しが必要」は0事業でした。

《評価結果集計表》

()内は率

評価 区分	A 達成	B 概ね達成	C 課題がある	D 要事業見直し	全 体
学校教育	3	2	0	0	5
社会教育	4	1	0	0	5
計	7 (70%)	3 (30%)	(-)	(-)	10 (100%)

(2) 外部評価講評

□福岡教育大学教授 井上 豊久

平成 28 年度に実施された 10 事業について聞き取りを含めて検討し、評価を行った。学校教育・社会教育各 5 事業、合計 10 事業中で「達成」7 件、「概ね達成」3 件と「達成」が昨年度よりも 2 件増えている。全体的に適切な実施であったと評価できる。以下、分析・考察を提示する。

学校教育に関して、「小中一貫教育推進体制の確立」は各中学校ブロックでコーディネーターを中心としたプランに基づいて取組がなされ、成果が期待されるが、地域との連携のさらなる充実が必要であろう。「徹底反復学習の実施」では各学校の学力向上コーディネーター研修など丁寧になされてきている。今後は学力向上へ一層工夫し、子どもがさらに主体的に学んでいく態度の育成が求められよう。「教育研究所事業の推進」では協調学習研究など成果が明確にみられるようになったことは評価できる。検証・改善を行い、共有化させていくことが求められよう。「通級指導教室の支援」に関しては 3 校では独自に進められているが、今後もさらに取組が必要とされ発達障がい教育に関して先進地の有効事例を参考にしながら、セルフアドボガシーの観点に立って拡充に取り組んでいくことも必要であろう。「事業運営の安定化及び効率化に向けた給食調理業務の民間委託実施」は自校方式整備から民間委託が、全体としては着実になされているが、さらなる地産地消や食育充実の力量形成のためのより適切な研究・研修が求められる。

社会教育に関して、「放課後子ども教室事業の実施」では多様なプログラムが児童クラブとの連携も含め着実に実施されている。参加の多様化に向け、子どもの貧困や教育格差などにかかわり、地域、家庭、団体等とのさらなる協働が求められよう。「生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施」では多くの人々の積極的参加も評価できるが、フォロー調査やさらなる活躍の場の充実が求められよう。「学校及び地域との連携の推進」では従来からの公民館の充実により協力が効果的になされているが、コミュニティスクールの拡充も視野に入れ、市民参画の視点から主体的な組織・地域づくりを基本としたさらなる協働の拡充が求められる。「乳幼児から高齢者・障がいのある方など、幅広い図書館利用の促進」は様々に工夫した事業が実施されてきている。今後はさらなる事業の充実に加え、福祉団体や NPO との一層の連携が必要であろう。「歴史講座、古文書講座、体験学習等の開催」では参加者も多く的確に実施されたことは評価できる。今後はさらなる内容・方法の充実ため学校教育との協働や市民参画手法を取り入れていくことが求められる。

平成 28 年度に実施された学校教育分野の 5 事業と社会教育分野の 5 事業についてヒアリングを中心に評価を行いました。合計 10 事業中「達成している」7 件、「概ね達成している」3 件でした。どの事業も問題はなく適切に実施されたと思われます。以下、それぞれの事業について評価の概要を述べます。

学校教育分野について、「小中一貫教育推進体制の確立」では小中一貫教育コーディネーター研修会の在り方と他中学校区との取組の成果と課題を基に自校及び中学校区で小中一貫教育の改善に生かしている各学校の意欲的な取組は評価できます。今後は、「一貫教育 9 年間活動プラン」の成果を広く保護者・地域に発信することにも努めてほしいと思います。「徹底反復学習の実施」については、飯塚市の児童生徒の学力が年々向上していることから「徹底反復学習」の成果が出ているものと思われます。今後は、「徹底反復学習がすべてではない」という共通認識に立って様々な取組を行い、「教育先進地域」としてふさわしい学力の向上に努めてほしいと思います。「教育研究所事業の推進」では、協調学習（知識構成型ジグソー法）に焦点を当てた研究は全国的に数少ない価値ある研究所の取組です。今後はその成果を各学校の授業改善に生かしていく必要があります。「通級指導教室の支援」では、障がいのある子どもの理解や指導方法を深めるための教員の研修が充実していることは評価できます。今後は、相談体制や巡回指導等の充実が必要です。「事業運営の安定化及び効率化に向けた給食調理業務の民間委託実施」自校方式給食調理場の整備が完了した学校の民間委託は計画的に進められています。児童生徒の心身の健全な発達のため、今後も学校給食法の基準を遵守するとともに異物混入等がない適切な運営を期待します。

社会教育分野について、「放課後子ども教室事業の実施」では、子どもの安全・安心な居場所づくりの取組は評価できます。関係各課との連携をさらに充実させ児童や保護者が満足する事業の充実が求められます。「生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施」では地域人材を活用した取組は評価できます。今後は事業内容の広報や市内外の大学との連携も求められます。「学校及び地域との関係の推進」では、長く継続し定着している地域イベントの企画運営や支援を各地区公民館が行っていることは評価できます。今後も協働のまちづくりが展開できるよう、さらなる地域・行政・学校等の協力・連携が求められます。「乳幼児から高齢者・障がいのある方など、幅広い図書館利用の促進」では、図書館利用に繋げるための「ブックスタート事業」や講座などの取組は評価できます。図書館離れや読書離れが進んでいる状況の中、読書活動を推進するには学校等との協力・連携が求められます。「歴史講座、古文書講座、体験学習等の開催」では、飯塚市歴史資料館の 35 年間の実績をふまえ、様々な教育普及活動が実施されていることは評価できます。今後さらに市民のニーズに合った事業が展開されることを期待します。

3 取組み施策別評価結果

表 の 見 方	※「No.」は「事務事業に係る点検・評価一覧表」のシートNo.
	※「事業等」は「事務事業に係る点検・評価一覧表」の取組施策等
	※「所管課」は事業等を行った担当部署
	※「意見等」はヒアリングにおける評価者2名の意見等
	※「評価」・・・A(達成している) B(概ね達成している) C(課題がある) D(事業見直しが必要)

(1) 学校教育

☆小中一貫教育の推進

中学校区を単位として義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するため、一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導を行うとともに、地域と連携しながら特色ある教育活動を展開します。

No.	事業等	所管課	意見等	評価
1	小中一貫教育推進体制の確立	学校教育課	<p>中学校区を単位として義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するために、各校の小中一貫教育コーディネーターを中心とした研修会及び各中学校区部会を開催し、実践発表や他中学校区の取組み成果を自校の取組み改善に活かすなど、効果的効率的な取組みは、小中学校教職員の意識改善に繋がっており非常に評価できる。</p> <p>また、全校で作成している「一貫教育9年間活動プラン」においては、学期ごとの評価、改善策の検討がなされており、小中一貫教育の推進が図られている。今後、この活動プランを活かすために、目に見える成果を地域に発信するなど、学校間だけではなく地域との連携強化にも努めてほしい。</p>	A

☆学力の向上

学力向上のため、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図ります。

No.	事業等	所管課	意見等	評価
2	徹底反復学習の実施	学校教育課	<p>児童生徒の学力向上のため、各小中学校の学力向上コーディネーターを対象とした徹底反復学習の研修会を行い、全 32 校で徹底反復学習を実施されている。また、「学力向上モデル校」4校(小学校 2 校、中学校 2 校)を指定し、このモデル校で全小中学校学力向上コーディネーターを含めた研修会も実施されている。事業等の目標値は達成しており、一定の評価はできるが目標値をさらに具体的にすることが求められる。児童生徒の学力においては、昨年度よりも向上しているものの全国学力学習状況調査では、まだ成果が充分とはいえないところもあり、各学校での検証・改善が求められる。</p> <p>今後も、継続した事業の充実により、教員の指導力の向上とともに子ども達の育成に努めて頂きたい。</p>	B

☆教職員の資質向上

教職員の効果的な配置改善や研修、支援体制の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。

No.	事業等	所管課	意見等	評価
3	教育研究所事業（研究員制度、研修会実施等）の推進	学校教育課	<p>5名の教職員が研究所員となり、小中学校における協調学習の更なる充実・発展を実現させるため、研修を積み、単元開発・授業実践を重ねることで研究所員個々の資質向上に繋げている。研究発表会や研究論文の発信など、事業の目標は達成されており評価できるが、今後は研修の満足度などの調査も必要と考える。</p> <p>協調学習になぜ取り組むのかという目的意識を明確化し、市内小・中学校において実施される研修会や授業研究での実践的研究により教員のスキル向上と協働体制を推進し、教育の充実振興に努めて頂きたい。</p>	B

☆特別支援教育の充実

特別支援教育の改善・充実を図ります。

No.	事業等	所管課	意見等	評価
4	通級指導教室（発達障がいのある児童生徒対象）の支援	学校教育課	<p>通級指導教室は高田小、飯塚小、飯塚第一中の3校開設されている。</p> <p>事業の周知においては、学校、保護者への文書配布、及びスクールカウンセラーの授業参観による助言など、子ども達や家庭等に対する働きかけにより周知が図られている。また、特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会においては、障がいのある子どもの理解を深めるとともに指導方法についても学習されており、理解の広がりや支援の充実において非常に評価できる。</p> <p>今後も、児童生徒の状況に応じた相談体制や支援の充実を図り、当該事業の継続・拡充に努めてほしい。</p>	A

☆学校給食の充実

学校給食の実施に関する衛生管理の徹底や地産地消の推進等により安全・安心な給食の提供に努めるとともに、献立内容の工夫・改善や給食指導の充実等により食育を推進します。

また、飯塚市学校給食運営基本方針に基づく自校方式給食調理場の整備を進めるとともに、給食調理業務の民間委託を推進します。

No.	事業等	所管課	意見等	評価
5	事業運営の安定化及び効率化に向けた給食調理業務の民間委託実施	学校給食課	<p>給食センター受配校は、自校方式給食調理場の整備が完了した学校から順次、民間委託を実施されている。</p> <p>計画通り進められており、平成28年度末現在、全30校中、センター受配校4校、自校方式校26校、そのうち17校の民間委託が実施されている。民間委託導入後においては食材に関する地産地消に向けた取り組みの更なる充実を期待する。</p> <p>教育委員会は、児童生徒の心身の健全な発達と学校における食育の推進のため、今後も学校給食法に定める基準を遵守して適切な運営に努めて頂きたい。</p>	A

(2) 社会教育

☆情報提供や様々な学びの機会の提供

ライフステージに応じた学びの機会や情報の提供等により、学習意欲を喚起するとともに、様々な事業の推進と充実を図ります。

No.	事業等	所管課	意見等	評価
6	放課後子ども教室事業の実施	生涯学習課	<p>児童の学習に対する意欲向上や基本的な生活習慣の習得を図るために、学校や公民館施設等で多様な体験を取り入れた様々なプログラムが実施されている。また、児童クラブと連携した実施により活動の場が広がり「子どもの安全・安心な居場所づくり」の取組が推進されていることは評価できる。参加者数の目標値設定については、児童数減少の状況を考慮した設定に見直すことが必要である。また、事業に対する保護者及び児童の反応や意見、満足度等を調査することも必要と思われる。</p> <p>今後、全ての子どもたちを対象とした“学びの場の提供”の事業拡大に向けては、解決すべき課題の把握に努め、行政組織間での連携体制を確立し事業の充実に努めてほしい。</p>	A

☆学習成果を還元する活動等の支援

学習成果を発表する機会を増やすことで学習意欲を高め、相互の連携・連鎖による地域の「連帯感」が強固となるよう支援します。

No.	事業等	所管課	意見等	評価
7	生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施	生涯学習課	<p>自分の学習成果や特技・能力などをボランティアとして生かしたいという地域住民や大学生を登録し、社会教育・学校教育の各分野において行われる学習活動、体験活動の充実を図ることを目的として、小学校や児童クラブ、保育所等に派遣している。派遣人数、派遣先対象人数ともに目標値以上を達成しており、地域住民にボランティアとしての活動の場を広げ、生きがいに寄与していることは評価できる。派遣が少ないとされる学校等については、引続き事業説明や登録者の紹介を行い派遣機会の拡充に努めて頂きたい。</p> <p>併せて新たな登録者の確保や他のボランティア団体との連携を図られることを期待する。</p>	A

☆地域コミュニティの推進

地区公民館を拠点とした地域コミュニティの構築を推進します。

No.	事業等	所管課	意見等	評価
8	学校及び地域との連携の推進	生涯学習課	<p>各地区公民館は、地域団体等が主催する事業の事務局等として積極的に、住民運動会やどんど焼き祭り、夏祭りなどに関わり、企画運営の支援及び連携を図っている。</p> <p>来場者数も増加しており、今後も地域コミュニティの構築のために、地域の特性や市民ニーズ等を的確に把握し、地域と行政がよきパートナーとして協働のまちづくりが展開できるような組織づくり等に継続して尽力してほしい。</p>	A

☆読書活動の推進

本との出会い、読書の楽しさを伝えるため、指定管理者・図書館ボランティアと連携・協力して読書活動を推進します。

No.	事業等	所管課	意見等	評価
9	乳幼児から高齢者・障がいのある方など、幅広い図書館利用の促進	生涯学習課	<p>地域の教育施設として、乳幼児から高齢者・障がいのある方など、幅広い図書館利用の促進に繋げるため、様々な事業を企画し、毎月発行の図書館だよりや学校等へのPRなど啓発活動の取組みが実施されている。</p> <p>乳幼児においては、4ヶ月健診時の「ブックスタート事業」の開催が定着しており、9割を超える配布の成果は親子の絆の大切さを伝えるなど読書振興に貢献されている。高齢者や障がいのある方などを含め全ての市民の利用増への取組みは評価できるが、医療機関との連携や特別支援学級からの要望対応は継続が必要である。目標値未達成には検証・改善が必要であるが、新規登録者数は、目標値の変更も必要と思われる。</p> <p>現在は情報技術の活用によりそれぞれが自分で情報収集する方法が多様であり、読書離れが進む傾向がある。</p> <p>このようなことから今後、図書館の情報提供能力を向上させるため、専門的な知識や情報を有する関係機関・団体に働きかけ、双方にメリットのある協力・連携した事業展開を図られることを期待する。</p>	B

☆文化財保護思想の普及啓発

歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を永く後世に伝えるため、文化財保護活動の充実や情報提供等、文化財に対する理解を深める施策を推進します。

No.	事業等	所管課	意見等	評 価
10	歴史講座、古文書講座、体験学習等の開催	文化課	<p>飯塚市歴史資料館は、昭和 56 年に開館され平成 28 年で 35 周年を迎えており、これまでの来館者数は述べ 50 万人を超えている。当館では考古資料その他の文化財の収集・調査・保存・活用をはじめ、様々な講座など、教育普及活動を実施し、郷土の歴史・文化財に対する市民の理解と認識を深め、市民の文化活動、生涯学習活動に寄与されている。取組状況においては、飯塚市史刊行を記念して市史の内容をわかりやすく紹介する「市史発刊記念講座」や小中学生を対象とする、昔の道具作りなどを行う「歴史体験講座」など、飯塚の歴史に興味を持ってもらおうと工夫された取組みは、歴史学習に興味をもつことができる魅力的なもので、受講者数も目標値を大きく上回っており評価できる。</p> <p>今後、専門的な知識を有する関係団体と連携し、市民のニーズに合わせて更に充実した事業展開を期待したい。</p>	A

事務事業に係る点検・評価シート一覧表（平成28年度実施）

区分	シートNo.	取組み施策等
学校教育	1	小中一貫教育推進体制の確立
	2	徹底反復学習の実施
	3	教育研究所事業(研究員制度、研修会実施等)の推進
	4	通級指導教室(発達障がいのある児童生徒対象)の支援
	5	事業運営の安定化及び効率化に向けた給食調理業務の民間委託実施
社会教育	6	放課後子ども教室事業の実施
	7	生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施
	8	学校及び地域との連携の推進
	9	乳幼児から高齢者・障がいのある方など、幅広い図書館利用の促進
	10	歴史講座、古文書講座、体験学習等の開催

点検及び評価シート

No. 1

対象年度	28年度	所管課名	学校教育課
1 区分	学校教育		
2 主要施策	<p>【1. 小中一貫教育の推進】</p> <p>中学校区を単位として義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育を推進するため、一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導を行うとともに、地域と連携しながら特色ある教育活動を展開します。</p>		
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	小中一貫教育推進体制の確立	
	(2)事業等の内容	<p>本市の教育課題の解決のため、中学校区を単位とした小中一貫教育を行い、9年間を見通した教育活動を地域と連携しながら進めていく。そこで、各中学校区の特色を生かした小中一貫教育の推進を支援する施策を講じ、本市における小中一貫教育の普及発展に資することを目的としている。</p>	
	(3)事業等の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育コーディネーター研修会の開催～年間2回 ・各中学校校区部会の開催回数～40回（10校区×4回） 	
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <p>小中一貫教育コーディネーター研修会を7月と2月に開催した。各中学校校区では、校区部会の開催により、9年間の学習系統表の作成、社会性の育成を図るSEL－8Sの系統的な取組、先進地視察の報告・交流会、家庭啓発通信の作成配布、出前授業や中学校体験授業等が実施された。</p> <p>【成果】</p> <p>研修会において実践発表を行ったことで、小中一貫教育コーディネーターが他中学校区の取組の成果と課題を基に、自校及び中学校区での小中一貫教育の取組の改善にいかすことができた。各中学校区では、小中一貫教育コーディネーターを中心とした推進体制が確立されてきており、「小中一貫9年間活動プラン」を作成し、小中一貫教育の充実が図られている。</p> <p>【目標値との対比】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育コーディネーター研修会の開催～年間2回 (目標値に対して100%) ・各中学校校区部会の開催回数～50回 (目標値に対して125%) 		

<p>5 取組・事業の課題、 今後の方向性など</p>	<p>小中一貫教育コーディネーターを中心として校区部会の充実が図られ、小中一貫教育が推進されてきた。</p> <p>平成 30 年度は、一貫校 2 校が開校し、市内で小中一貫校が 4 校となる。それぞれの特色をいかした小中一貫教育の更なる推進が図られ、モデルとなる取組を各中学校区から発信していくことが求められる。</p> <p>今後、計画的な校区部会の開催による学校間の更なる連携強化を図っていくとともに、コーディネーターを核とした中学校区間の日常的な情報交換による取組の共有、研修会における実践交流の実施等を行い、小中一貫教育推進体制の確立を図る。</p>
---------------------------------	--

点検及び評価シート

No. 2

対象年度	28年度	所管課名	学校教育課
1 区分	学校教育		
2 主要施策	<p>【2. 学力の向上】</p> <p>学力向上のため、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図ります。</p>		
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	徹底反復学習の実施	
	(2)事業等の内容	<p>児童生徒の学力向上のために、基礎・基本の学力の習得を目的とする「徹底反復学習」において、学校全体の組織的な推進体制づくりの支援及び教員の指導力の向上を図る。</p>	
	(3)事業等の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底反復学習を実施した校数～全小中学校32校 ・学力向上検証委員会の実施～年間3回 	
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校の学力向上コーディネーターを対象とした徹底反復学習の研修会を行い、すべての小中学校で徹底反復学習を実施した。 ・小学校2校、中学校2校を「学力向上モデル校」として指定し、講師招聘による研修会を実施すると共に学力向上検証委員会を年4回実施した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月に実施した諸調査（小学校：全国標準学力検査 NRT〈国語、算数〉、中学校：標準・学力分析検査〈国語、数学〉）において、小学校は昨年度より1.2ポイント、中学校は2.5ポイント向上が見られた。 ・「学力向上モデル校」小学校2校、中学校2校の上記学力調査において、小学校は0.7ポイント、中学校は5.6ポイント向上が見られた。 ・ <p>【目標値との対比】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底反復学習を実施した校数～全小中学校32校 (目標値に対し100%実施) ・学力向上検証委員会の開催回数～年間4回 (目標値に対し125%) <p>→基礎・基本の学力を見取る諸テストの結果が、市内全小中学校及び学力向上モデル校においてともに向上した。</p>		

5 取組・事業の課題、 今後の方向性など	取組の結果、飯塚市の児童生徒の学力は年々向上し、平成28年度の各種調査の結果を見ると、小学校では、全国標準学力検査NRT（国語、算数）において、概ね全国平均以上の成績となっており、また、中学校においても、標準・学力分析検査（国語、数学）において、県平均を上回る結果を残している。しかし、「第2次飯塚市総合計画」に掲げている数値目標には届いておらず、今後も継続して本事業を実施することにより「教育先進地域」としてふさわしい更なる学力の向上を図っていく必要がある。
-------------------------	--

点検及び評価シート

No. 3

対象年度	28年度	所管課名	学校教育課
1 区分	学校教育		
2 主要施策	【9. 教職員の資質向上】 教職員の効果的な配置改善や研修、支援体制の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。		
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	教育研究所事業(研究員制度、研修会実施等)の推進	
	(2)事業等の内容	市の実情に即した今日的教育課題を分析研究し、情報提供するとともに教育実践などの奨励事業を推進し、教職員等の資質の向上、教育の充実振興を図る。	
	(3)事業等の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月の中間発表に向けた研修の実施～7回 ・ 2月の研究発表に向けた研修の実施～4回 ・ 知識構成型ジグソー法による協調学習の単元開発・授業実践～10単元 	
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <p>小学校4名・中学校1名の計5名の教職員が研究所員となり、協調学習による授業づくりの実践研究を行った。10月の中間発表会に向けた研修、2月の研究発表会に向けた研修を経ながら、各学校で協調学習による単元開発・授業実践に取り組み、その成果を研究論文にまとめ市内の各小中学校に向けて発信した。</p> <p>【成果】</p> <p>本市の主要な教育施策である協調学習について研究を進め、その成果について各小中学校に普及することにより、教職員等の資質の向上を図ることができた。また、28年度の研究員1名が本市の協調学習についての指導者的立場である「協調学習エキスパート教員」となっている。</p> <p>【目標値との対比】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月の中間発表に向けた研修の実施～7回 (目標値に対し100%) ・ 2月の研究発表に向けた研修の実施～4回 (目標値に対し100%) ・ 知識構成型ジグソー法による協調学習の単元開発・授業実践～10単元 (目標値に対し100%) <p>研修を積み、単元開発・授業実践を重ねることで、研究所員個々の資質が向上した。また、研究発表会を通して各学校の今後の授業実践の参考となる成果物を残すことができた。</p>		
5 取組・事業の課題、今後の方向性など	ICTを活用した「協調学習」にかかわる実践をまとめ研究を深める。		

点検及び評価シート

No. 4

対象年度	28年度	所管課名	学校教育課
1 区分	学校教育		
2 主要施策	【11. 特別支援教育の充実】 特別支援教育の改善・充実に図ります。		
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	通級指導教室(発達障がいのある児童生徒対象)の支援	
	(2)事業等の内容	<p>○通級指導教室の周知 通級指導教室の手引き及び保護者向けリーフレットを配布し、教職員や保護者に対して発達障がい(LD、ADHD)の児童生徒を対象とした通級指導教室開設の周知を図る。</p> <p>○特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会 障がいのある児童生徒及び特別支援教育についての理解を深め、特別支援学級担任、通級指導教室担当者としての指導力の向上を図るための研修会を実施する。</p>	
	(3)事業等の目標値	特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会の参加数 ～特別支援学級担任・通級指導教室担当者全員	
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <p>○通級指導教室の周知 4月の校長会議において、通級指導教室の手引を配付するとともに、保護者向けリーフレット及び通級指導教室入級手続きに関する文書の配布依頼を行った。</p> <p>○特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会 11月に福岡教育センター特別支援教育班指導主事を講師として、「発達障がい、知的障がいのある子どもの理解と指導」についての研修会を実施した。</p> <p>【成果】</p> <p>○通級指導教室の周知 平成28年度の1年間で、新たに小学校10名、中学校3名の児童生徒が入級した。</p> <p>○特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会 発達障がいや知的障がいのある子どもの理解を深めるとともに具体的な指導方法を学ぶことができた。</p> <p>【目標値との対比】</p> <p>・特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会の参加者数 担任・担当者全60人中58名参加(2人欠席) (目標値に対し97%)</p>		

<p>5 取組・事業の課題、 今後の方向性など</p>	<p>【課題】</p> <p>通級指導担当者は、その役割から特別支援教育、特に発達障がいに関する専門的な知識と技能及び指導力を有する必要がある、将来を見据えた人材確保・人材育成が必要である。</p> <p>また、現在は、保護者が通級指導教室のある学校までの送迎を行うことが前提となっており、それができない場合は入級ができない。今後は、巡回指導等多様な方策を検討する必要がある。</p>
---------------------------------	---

点検及び評価シート

No. 5

対象年度	28年度	所管課名	学校給食課
1 区分	学校教育		
2 主要施策	<p>【8. 学校給食の充実】</p> <p>学校給食の実施に関する衛生管理の徹底や地産地消の推進等により安全・安心な給食の提供に努めるとともに、献立内容の工夫・改善や給食指導の充実等により食育を推進します。</p> <p>また、飯塚市学校給食運営基本方針に基づく自校方式給食調理場の整備を進めるとともに、給食調理業務の民間委託を推進します。</p>		
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	事業運営の安定化及び効率化に向けた給食調理業務の民間委託実施	
	(2)事業等の内容	給食調理業務については、民間活力を導入することにより、コストの削減はもとより、安全衛生管理面の徹底、給食施設設備の効率的な運用を図り、より充実した安全・安心な学校給食を将来にわたって安定的に提供する。	
	(3)事業等の目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・調理業務民間委託業者選考の実施 新規1件（小中一貫校幸袋校） 更新1件（菰田小・片島小） 	
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <p>本市における給食調理業務の民間委託は、平成18年度から庄内中学校、平成21年度から庄内小学校で実施し、平成24年度以降、給食センター受配校は、自校方式給食調理場の整備が完了した学校から順次、民間委託を実施している。</p> <p>なお、委託業者の決定にあたっては、経歴や経営状況、価格だけでなく、業務遂行能力や学校との連携など、学校給食に対する理解や業務に対する意欲、資質及び技術能力等総合的に優れた事業者を選定するため、プロポーザル方式により選考している。</p> <p>【成果】</p> <p>平成28年度は自校方式給食調理場整備が完了した小中一貫校幸袋校と、委託契約期間が満了する菰田小・片島小の委託業者の選考を実施した。</p> <p>【目標値との対比】</p> <p>計画通り、新規1件、更新1件の委託業者選考を実施した。</p> <p>※平成29年4月1日現在、小中学校30校中、センター受配校4校、自校方式校26校（内、民間委託施設数は17施設）</p>		
5 取組・事業の課題、今後の方向性など	調理場整備完了後においても、直営の自校方式校が8校残る見込み。今後、市業務職員の在職状況を基に段階的に民間委託への移行を実施する必要がある。		

点検及び評価シート

No. 6

対象年度	28年度	所管課名	生涯学習課
1 区分	社会教育		
2 主要施策	<p>【1. 情報提供や様々な学びの機会の提供】</p> <p>ライフステージに応じた学びの機会や情報の提供等により、学習意欲を喚起するとともに、様々な事業の推進と充実を図ります。</p>		
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	放課後子ども教室事業の実施	
	(2)事業等の内容	<p>学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室や公民館施設等を活用し、各学校・地域との連携により、優しさや積極性・協調性といった社会性を身につけ、「生きる力」をもった子どもの育成を支援する。更に地域社会の課題となっている「子どもの安全・安心な居場所づくり」を推進する。</p>	
	(3)事業等の目標値	年間開催数 1,600 回、参加者数 24,000 人	
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <p>児童の学習に対する意欲の向上や基本的な生活習慣の習得等を図るために、平日の放課後及び土曜日の週 2 日、学校や公民館施設等でニュースポーツ、ものづくり、英会話、カルタ、書道、そろばん、料理、体力アップ講座など、様々な体験・交流・学習プログラムを実施した。</p> <p>また、児童クラブと連携した合同プログラム（朗唱）を実施している。</p> <p>【成果】</p> <p>平成 27 年度と比較し、実施回数は 34 回（1 校区あたり 1～2 回）減少したが、総参加者数は 3,855 名の増加となった。また、児童クラブとの連携を行っていく上で、連携を行う時間・実施場所・活動内容等について相互に調整を行い、その中で児童クラブとの協力体制の下地を構築でき、児童クラブと連携した合同プログラム実施を推進することができた。</p> <p>【目標値との対比】</p> <p>参加者数達成率 99.46%（実績 23,870 名／目標 24,000 名）</p> <p>年間開催数達成率 73.63%（実績 1,178 回／目標 1,600 回）</p> <p>※参考 平成 27 年度実績 参加者数 20,015 名、実施回数 1,212 回</p>		

<p>5 取組・事業の課題、 今後の方向性など</p>	<p>【課題】</p> <p>平成 27 年度 3 学期より先行して旧 4 町（穂波・筑穂・庄内・穎田）の 10 ヶ所の放課後子ども教室で児童クラブとの連携事業を行っており、平成 28 年度は実施可能な 21 校区中 17 校区で実施している状況である。実施する中で新たに出てきた課題を放課後子ども教室及び児童クラブと共有しながら、平成 29 年度からの市内全放課後子ども教室及び児童クラブとの連携事業実施をスムーズに行っていく必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者同士で定期的に協議を行い、活動内容や協力体制、実施時の課題等について協議し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう事業を推進する。</p>
---------------------------------	---

点検及び評価シート

No. 7

対象年度	28年度	所管課名	生涯学習課
1 区分	社会教育		
2 主要施策	<p>【4. 学習成果を還元する活動等の支援】</p> <p>学習成果を発表する機会を増やすことで学習意欲を高め、相互の連携・連鎖による地域の「連帯感」が強固となるよう支援します。</p>		
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	生涯学習ボランティアネットワーク事業の実施	
	(2)事業等の内容	<p>社会教育や学校教育の分野において学習活動、体験活動の充実を図ることを目的として、小学校や児童クラブ、保育所等からの要請に応じてボランティア登録者を派遣する。このことで、市民への学習機会の提供や学習活動を支援するとともに、地域コミュニティの活性化を促し、「住民による住民のためのボランティア活動」を推進する。</p>	
	(3)事業等の目標値	ボランティア派遣人数 2,400 人、派遣先対象人数 46,000 人	
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <p>派遣先に対し事業説明や登録者の紹介（名簿配布等）を行い、またボランティア向けの研修会を行い、ボランティアの登録や活用を促し、派遣の増加を図った。</p> <p>【成果】</p> <p>平成 27 年度と比較し、派遣人数は 172 名、派遣先対象人数は 5,560 名の増加となった。学校教育、社会教育との連携により、地域住民にボランティアとしての活動の場を広げ、生きがいに寄与している。また事業を通して、社会教育ならびに学校教育の各分野における教育水準の向上、生涯学習の推進に貢献している。</p> <p>【目標値との対比】</p> <p>派遣人数達成率 104.29%（実績：2,503 名／目標 2,400 名） 派遣先対象人数達成率 109.56%（実績：50,402 名／目標 46,000 名） ※参考 平成 27 年度実績 派遣人数 2,331 名、派遣先対象人数 44,842 名</p>		
5 取組・事業の課題、今後の方向性など	<p>【課題】</p> <p>派遣先により派遣件数の偏りがあり、予算不足による補正をしたので、全市に派遣の機会を拡充させる必要はあるが全体数は調整していく必要がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>関係団体から提出される年間活用計画書を精査し、派遣件数の調整を行い、事業を実施する。</p>		

点検及び評価シート

No. 8

対象年度	28年度	所管課名	生涯学習課
1 区分	社会教育		
2 主要施策	<p>【6. 地域コミュニティの推進】</p> <p>地区公民館を拠点とした地域コミュニティの構築を推進します。</p>		
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	学校及び地域との連携の推進	
	(2)事業等の内容	<p>学校及び地域との連携については、各種イベントを通した中で連携をはかっている。地域団体等が主催する事業として、住民運動会、公民館まつり、どんど焼き祭り、ちくほ夏祭り等、学校とも連携しながら地域の事業を行っている。どの事業も地域の特色を生かし、長く継続し定着しているイベントとして、地域にとってはなくてはならないものとして認識されている。</p>	
	(3)事業等の目標値	来場者数 15,000人	
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内12地区公民館の内、8地区（二瀬、幸袋、鎮西、菰田、立岩、飯塚東、飯塚、鯉田）において、住民運動会を実施。 ・市内12地区公民館の内、全地区で、公民館まつり又は文化祭を実施 ・市内12地区公民館の内、4地区（鎮西、飯塚東、鯉田、穎田）において、地域住民の安全安心を願って1月上旬に、どんど焼き祭りの実施。 ・筑穂地区において、8月に福岡県のへそ（福岡県の重心地）にちなんだ「へそダンスコンテスト」を始め、ステージイベントや子どもみこし、バザー出店等、「ちくほ夏祭り」の実施 <p>【成果】</p> <p>地域住民が一同に集う貴重な機会となっており、地域住民の連帯感や帰属意識の醸成が図られている。また、まちづくりの観点から、活動のプロセスとして必要な集い・交流・啓発といった役割を担っていることが、安心安全な環境づくりや地域の問題解決、新たな創造に向けた多様な活動と事業展開に繋がっている。</p> <p>【目標値との対比】</p> <p>28年度目標値 15,000人に対し実績 24,960人、達成率 166.4%</p>		
5 取組・事業の課題、今後の方向性など	<p>各地区にまちづくり協議会が設置され、まちづくり協議会が中心となり実施されている。地域イベントとしての認識を高めるため、今後は更に、地域・行政・学校等が協働で関わっていくことが望まれる。</p>		

点検及び評価シート

No. 9

対象年度	28年度	所管課名	生涯学習課																	
1 区分	社会教育																			
2 主要施策	<p>【7. 読書活動の推進】</p> <p>本との出会い、読書の楽しさを伝えるため、指定管理者・図書館ボランティアと連携・協力して読書活動を推進します。</p>																			
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	乳幼児から高齢者・障がいのある方など、幅広い図書館利用の促進																		
	(2)事業等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・飯塚市立図書館が中心となり、4カ月健診時に4カ月児と保護者を対象に「ブックスタート事業」の開催。 ・飯塚・ちくほ・庄内館で図書館利用を促すため、「布の絵本制作講座」「絵本を作る」「タッチケア」「親子で楽しむカラーセラピー講座」の4講座の開催。「布の絵本制作講座」には女性高齢者の方々も一緒に参加している。 ・子ども読書クイズ大会の実施。 ・「バリアフリー映画の映写会」の実施 																		
	(3)事業等の目標値	各種講座を通して図書館利用の促進																		
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <p>各種事業・講座については、図書館利用促進に繋がる内容を検討しながら、市報・図書館HP・新聞掲載依頼等により周知を図っている。</p> <p>【成果】</p> <p>資料の貸出以外の事業にも重点を置き業務を行っている。まちづくり協議会や医療機関との連携事業で図書館の活用、利用促進に繋げているが、前年度と比べると、登録者数、貸出人数及び貸出冊数は減少している。</p> <p>【目標値との対比】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間新規登録者数</td> <td>2,950</td> <td>1,808</td> <td>1,749</td> </tr> <tr> <td>年間貸出人数</td> <td>165,000</td> <td>147,727</td> <td>139,177</td> </tr> <tr> <td>年間貸出冊数</td> <td>620,000</td> <td>622,695</td> <td>588,927</td> </tr> </tbody> </table>					目標値	27年度	28年度	年間新規登録者数	2,950	1,808	1,749	年間貸出人数	165,000	147,727	139,177	年間貸出冊数	620,000	622,695	588,927
	目標値	27年度	28年度																	
年間新規登録者数	2,950	1,808	1,749																	
年間貸出人数	165,000	147,727	139,177																	
年間貸出冊数	620,000	622,695	588,927																	
5 取組・事業の課題、今後の方向性など	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も広報や学校等へのPR活動により利用促進を図り、休館日の試行的変更による利用状況の検証を実施したい。 ・「飯塚市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク協力団体」への登録 ・筆談ボード、コミュニケーションボードの常備 																			

点検及び評価シート

No. 10

対象年度	28年度	所管課名	文化課
1 区分	社会教育		
2 主要施策	<p>【9. 文化財保護思想の普及啓発】</p> <p>歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を永く後世に伝えるため、文化財保護活動の充実や情報提供等、文化財に対する理解を深める施策を推進します。</p>		
3 取組・事業の内容	(1)事業等名	歴史講座、古文書講座、体験学習等の開催	
	(2)事業等の内容	飯塚市歴史資料館では、郷土の歴史・文化財に対する市民の理解と認識を深め、市民の文化活動、生涯学習に寄与することを目的として、考古資料その他の文化財の収集・調査・保存・活用、講座（歴史講座、古文書講座、おもしろ体験歴史館）等教育普及活動を実施している。	
	(3)事業等の目標値	講座受講者数を前年度（延べ373人）より3%増加	
4 取組状況・成果・目標値との対比など	<p>【取組み状況】</p> <p>平成28年3月に新しい『飯塚市史』が刊行されたことを記念して、市史の内容をわかりやすく紹介する『飯塚市史』発刊記念講座（講義10回、バスハイク1回）を実施した他、古文書講座（講義6回）、おもしろ体験歴史館（小中学生対象の歴史体験講座、3回）を実施した。</p> <p>【成果】</p> <p>『飯塚市史』発刊記念講座、古文書講座、おもしろ体験歴史館を予定どおり実施し、前年度より受講者数が増加した。</p> <p>【目標値との対比】</p> <p>目標値（講座受講者数延べ384人）を上回る延べ670人の受講者があった。</p>		
5 取組・事業の課題、今後の方向性など	今後も入館者のニーズに合った講座等を実施するとともに、広報活動を積極的に行い、文化財保護の普及啓発に努める。		

参考資料

1 平成 28 年度 教育委員会会議付議議案等一覧

(1) 教育委員会会議付議案件

件 名	提出日
平成 28 年度飯塚市教育施策要綱(継続審議)	H28.4.13
飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	H28.4.13
飯塚市学校運営協議会委員の任命	H28.4.13
県指定史跡の変更(川島古墳)	H28.4.13
平成 28 年度飯塚市教育施策要綱(継続審議)	H28.5.20
平成 28 年度教育費に係る補正予算	H28.5.20
飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則	H28.5.20
飯塚市学校運営協議会委員の任命	H28.5.20
飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会委員の委嘱又は任命	H28.5.20
飯塚市通学区域審議会委員の委嘱又は任命	H28.5.20
財産の取得(教育用情報機器一式)	H28.5.20
飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命	H28.5.20
飯塚市給食運営審議会臨時委員の委嘱又は任命	H28.5.20
飯塚市図書館運営協議会委員の任命	H28.5.20
飯塚市社会教育委員の委嘱	H28.5.20
飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会委員の委嘱又は任命	H28.6.8
契約の締結((仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(4 工区)工事)	H28.6.8
契約の締結(旧平恒小学校大規模改造(その 1)工事)	H28.6.8
契約の締結(旧平恒小学校大規模改造(その 2)工事)	H28.6.8
飯塚市公民館運営審議会委員の委嘱	H28.6.8
飯塚市図書館運営協議会委員の任命	H28.6.8
飯塚市文化財保護審議会委員の委嘱	H28.6.8
飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会規則の一部を改正する規則	H28.7.20
飯塚市中心身障がい児(生)就学指導委員会委員の委嘱	H28.7.20
飯塚市給食運営審議会委員の委嘱又は任命	H28.7.20
飯塚市社会教育委員の委嘱	H28.7.20
飯塚市歴史資料館運営協議会委員の委嘱	H28.7.20
平成 28 年度教育費に係る補正予算	H28.8.22
飯塚市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則	H28.8.22
飯塚市図書館運営協議会委員の任命	H28.8.22
飯塚市公民館運営審議会委員の委嘱	H28.8.22
指定管理者の指定(飯塚市文化会館)	H28.8.22
臨時代理の承認(契約の締結(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(1 工区)工事)	H28.9.26
臨時代理の承認(契約の締結(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(2 工区)工事)	H28.9.26
臨時代理の承認(契約の締結(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(3 工区)工事)	H28.9.26
臨時代理の承認(契約の締結(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(4 工区)工事)	H28.9.26
臨時代理の承認(契約の締結(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(5 工区)工事)	H28.9.26

臨時代理の承認(契約の締結(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(校舎棟・電気設備)工事)	H28.9.26
臨時代理の承認(契約の締結(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・電気設備)工事)	H28.9.26
臨時代理の承認(契約の締結(仮称)飯塚市立鎮西小中学校建設(体育館棟・給排水衛生設備)工事)	H28.9.26
訴えの提起(飯塚東小学校敷の所有権確認請求)	H28.10.24
訴えの提起(八木山小学校敷の所有権確認請求)	H28.10.24
訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)	H28.10.24
訴えの提起(菰田小学校敷の所有権移転登記手続請求)	H28.10.24
訴えの提起(伊岐須小学校敷の所有権移転登記手続請求)	H28.10.24
訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)	H28.10.24
訴えの提起(二瀬中学校敷の所有権移転登記手続請求)	H28.10.24
訴えの提起(鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)	H28.10.24
飯塚市学校運営協議会委員の任命	H28.10.24
飯塚市立学校特認校制度実施要綱の一部を改正する告示	H28.10.24
幸袋小学校及び目尾小学校の統合並びに楽市小学校及び平恒小学校の統合	H28.10.24
飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例	H28.10.24
平成 28 年度教育費に係る補正予算	H28.11.14
飯塚市教育委員会事業評価結果(平成 27 年度分)	H28.11.14
飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	H28.11.14
飯塚市給食運営審議会臨時委員の委嘱又は任命	H28.11.14
臨時代理の承認(平成 28 年度教育費に係る補正予算要求)	H28.12.22
飯塚市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	H29.1.18
飯塚市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	H29.1.18
飯塚市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則	H29.1.18
飯塚市立学校管理規則の一部を改正する規則	H29.1.18
平成 28 年度教育費に係る補正予算	H29.2.8
平成 29 年度教育費に係る当初予算	H29.2.8
飯塚市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則	H29.2.8
飯塚市教育研究所条例の一部を改正する条例	H29.2.8
飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	H29.3.13
飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)の策定	H29.3.13
飯塚市指定有形文化財の指定(忠隈 1 号墳出土品)	H29.3.13
飯塚市指定有形民俗文化財の指定(曩祖八幡宮の黒田二十四騎図絵馬)	H29.3.13

(2) 教育委員会会議報告案件

件 名	提出日
飯塚市教育施策の大綱について	H28.4.13
平成 28 年第 1 回飯塚市議会定例会の結果報告について	H28.4.13
飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定(補助執行事務)について	H28.4.13

平成 28 年度学校開放日、運動会・体育会及び修学旅行の日程等について	H28.4.13
飯塚市立体駐車場及び飯塚文化会館駐車場の料金設定変更(試験的運用)について	H28.4.13
小中一貫校建設工事の進捗状況について	H28.5.20
幸袋中学校区小中一貫教育校開校に伴う校章及び校歌に関する報告書について	H28.5.20
平成 28 年度飯塚市中学生海外研修事業について	H28.5.20
サニーベール市との友好交流について	H28.6.8
平成 28 年度飯塚市奨学資金貸付審議会に係る諮問及び答申(補助執行事務)について	H28.6.8
小中一貫校等建設工事の進捗状況について	H28.6.8
第 35 回飯塚市新人音楽コンクール(予選)について	H28.6.8
第 35 回飯塚市新人音楽コンクール(本選)について	H28.7.20
立岩小学校運動場等整備工事請負契約の締結について	H28.7.20
平成 28 年度学校開放日の結果について	H28.7.20
学校給食調理等業務の受託候補者特定について	H28.7.20
小中一貫校建設工事等の進捗状況について	H28.7.20
第 37 回飯塚市少年の船事業について	H28.7.20
第 37 回飯塚市少年の船事業本研修の実施報告について	H28.8.22
飯塚市文化会館の指定管理者に係る指定候補者の答申について	H28.8.22
小中一貫校建設工事等の進捗状況について	H28.9.26
平成 28 年度中学生海外研修事業の実施報告について	H28.9.26
平成 28 年第 4 回飯塚市議会定例会の結果報告について	H28.10.24
立岩小学校運動場等整備工事請負契約の締結について	H28.10.24
飯塚市立飯塚第一中学校通学定期券助成金交付要綱の廃止(補助執行事務)について	H28.10.24
小中一貫校等建設工事の進捗状況について	H28.10.24
サイエンスモール in 飯塚 2016 の実施報告について	H28.10.24
飯塚市文化振興マスタープランの策定について(答申)	H28.10.24
小中一貫校等建設工事の進捗状況について	H28.11.14
飯塚市文化振興審議会委員の委嘱(補助執行事務)について	H28.11.14
飯塚市文化振興マスタープラン策定について	H28.11.14
立岩小学校運動場等整備工事に係る変更契約の締結について	H28.12.22
平成 28 年度学校開放日の結果報告について	H28.12.22
穂波東中学校区小中一貫教育校開校に伴う校章に関する報告書について	H28.12.22
平成 28 年第 5 回飯塚市議会定例会の結果報告について	H29.1.18
小中一貫校等建設工事の進捗状況について	H29.1.18
穂波東中学校区小中一貫教育校開校に伴う校歌に関する報告書について	H29.1.18
平成 28 年度飯塚市成人式の結果報告について	H29.1.18
飯塚市教育委員会教育長職務代理者の指名について	H29.2.8
心身障がい児(生)の就学等について	H29.2.8
学校給食調理等業務の受託候補者特定について	H29.2.8
飯塚市学校給食体験イベントの開催結果について	H29.2.8
平成 28 年度学校開放日、運動会・体育会及び修学旅行の日程等について	H28.4.13
飯塚市立体駐車場及び飯塚文化会館駐車場の料金設定変更(試験的運用)について	H28.4.13

飯塚市立小中一貫校幸袋校・幸袋児童センター落成式について	H29.2.8
要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について	H29.3.13
小中一貫校建設工事進捗状況等について	H29.3.13
飯塚市立小中一貫校幸袋校・幸袋児童センター落成式の開催結果について	H29.3.13
指定管理施設の評価の答申について	H29.3.13